

平成 28 年度
江東区包括外部監査報告書

道路、河川、公園等の維持管理等に係る
財務事務の執行について

江東区包括外部監査人
公認会計士 中山 由紀

目次

I. 包括外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 監査のテーマ.....	1
3. 監査対象年度.....	1
4. 監査対象部局.....	1
5. 監査の契約期間.....	1
6. 監査の実施期間.....	1
7. 包括外部監査人及び補助者.....	1
8. テーマを選定した理由.....	1
9. 包括外部監査の方法.....	2
10. 利害関係.....	2
II. 監査対象の概要.....	3
1. 監査対象とした道路、河川、公園等の概要.....	3
2. 江東区における契約事務の概要.....	8
III. 監査の結果及び意見.....	11
1. 道路.....	11
(1) 概要.....	11
(2) 監査手続.....	13
(3) 監査の結果及び意見.....	13
<意見事項 1> 直営と委託の経済性比較について.....	15
<意見事項 2> 落札率と執行率の乖離について.....	17
<意見事項 3> 業務マニュアル整備の必要性について.....	19
<意見事項 4> 道路情報の一元管理及び工事情報等の蓄積について.....	19
<意見事項 5> 道路清掃委託における設計単価の積算誤りについて.....	22
<意見事項 6> 道路清掃委託の設計単価の妥当性について.....	22
<意見事項 7> 清掃延長の著しい増加について.....	23
<意見事項 8> 単価契約から総価契約への変更可能性の検討について.....	24
<意見事項 9> 競争見積合せによる単価契約の形骸化について.....	25
<意見事項 10> 車両の雇上げ契約（特命契約）について.....	26
<意見事項 11> 車両の運転について.....	26
<意見事項 12> 城東地区無電柱化事業実施後の効果について.....	29
<意見事項 13> 無電柱化事業に係る計画について.....	30
<意見事項 14> 道路区域台帳整備事業の継続性について.....	34
<意見事項 15> 道路監察指導業務における他部署との連携及び情報管理について.....	36

2. 橋梁	37
(1) 概要	37
(2) 監査手続	41
(3) 監査の結果及び意見	41
＜意見事項 16＞ 長期修繕計画の大規模改修スケジュールについて	45
＜意見事項 17＞ 承認プロセスにおける検証の必要性について	47
3. 河川	50
(1) 概要	50
(2) 監査手続	50
(3) 監査の結果及び意見	51
＜意見事項 18＞ 業者間での業務報告の質の違いについて	53
4. 公園、児童公園等	56
(1) 概要	56
(2) 監査手続	57
(3) 監査の結果及び意見	57
＜意見事項 19＞ 区直営の作業班と委託業務の混在について	60
＜意見事項 20＞ ボート場の運営について	63
＜意見事項 21＞ ボート賃貸借（レンタル料金）について	63
＜意見事項 22＞ カヌー・カヤック場の運営について	65
＜意見事項 23＞ 壱川河川敷公園の指定管理者制度導入後の扱いについて	67
＜意見事項 24＞ 若洲公園の次回の指定管理者の選定について	72
＜意見事項 25＞ 若洲公園の指定管理料について	74
＜意見事項 26＞ 指定管理料の検証について	75
＜意見事項 27＞ 指定管理者制度運用マニュアルの充実について	76
＜意見事項 28＞ 指定管理で生じた余剰金の扱いについて	77
＜意見事項 29＞ 若洲公園の利用料金等について	79
＜意見事項 30＞ 公園等の改修頻度と公園施設長寿命化計画策定について	81
＜意見事項 31＞ 児童遊園について	82
＜意見事項 32＞ 選定委員への外部有識者の選任の必要性について	84
＜意見事項 33＞ プロポーザル方式の枠組みの作成について	84
＜意見事項 34＞ 魚釣場の利用料金の設定について	87
＜意見事項 35＞ 清掃委託会社に対する労務関係法令遵守の確認について	88
5. 街路樹等緑化関連事業	90
(1) 江東区の緑化関連事業について	90
(2) 監査手続	91
(3) 監査の結果及び意見	91
＜意見事項 36＞ 道路清掃の作業区分について	94

＜意見事項 37＞	作業量の著しい増加について	96
＜意見事項 38＞	契約方法について	97
＜意見事項 39＞	指定管理料の管理について	100
＜意見事項 40＞	区民農園事業について	101
＜意見事項 41＞	CIG 民間緑化推進事業について	105
＜意見事項 42＞	CIG 公共緑化推進事業について	106
＜意見事項 43＞	ネイチャーリーダー講座について	108
＜意見事項 44＞	民間緑化活動推進事業について	109
＜意見事項 45＞	住民参加型の維持管理活動の推進について	110
6. 照明灯		111
(1) 概要		111
(2) 監査手続		111
(3) 監査の結果及び意見		112
＜意見事項 46＞	不点点検のための夜間巡回作業について	114
＜意見事項 47＞	電球交換作業員の効率的配置について	114
＜意見事項 48＞	電球等の貯蔵品管理について	115
＜意見事項 49＞	防犯灯助成手続きについて	116
＜意見事項 50＞	防犯灯管理台帳について	117
7. 契約事務		118
(1) 概要		118
(2) 監査手続		118
(3) 監査の結果及び意見		119
＜指摘事項 1＞	予定価格公表要綱の改定の未実施について	120
＜意見事項 51＞	予定価格の事前公表について	121
＜意見事項 52＞	モニタリングの必要性について	125
＜意見事項 53＞	参加資格の設定、確認について	126
＜指摘事項 2＞	入札参加者指名基準に準拠しない指名について	128
＜意見事項 54＞	入札等に関する規程の整備の必要性について	128
＜意見事項 55＞	単価契約について	129
＜意見事項 56＞	社会保険関係等労働法令の遵守の確認について	130
＜意見事項 57＞	プロポーザル契約に関する規程の整備について	131
＜意見事項 58＞	適正化法、適正化法施行令に基づく情報の公表について	135
＜指摘事項 3＞	閲覧に供する方法の告示について	136
＜意見事項 59＞	入札金額の内訳書の充実について	137
＜指摘事項 4＞	施工体制台帳の不備について	137
＜意見事項 60＞	適正化指針の適用について	138
8. 現物資産の管理について		140

(1) 概要	140
(2) 監査手続	141
(3) 監査の結果及び意見	141
<意見事項 61> 金庫の保管内容の整理について	141
<意見事項 62> 内部牽制の強化と管理方法の文書化について	142
<指摘事項 5> 固定資産実査の実施状況について	142
<意見事項 63> 備品の管理について	144
区が管理する橋梁、河川、公園等一覧	145
1. 橋梁（江東区管理橋）	145
2. 河川	148
3. 公園	148
4. 児童遊園	154
5. 公衆便所	157
6. 区民農園	163

(本報告書における記載内容の注意事項)

● 端数処理

本報告書中の数値の単位未満の数値の端数処理については四捨五入又は切捨ての場合がある。また同じく端数処理の関係で、表中の合計額と内訳の合計が一致しない場合がある。

● 報告書の数値等の出所

報告書の数値等のうち、江東区以外が公表している資料、または監査対象部局から入手した資料以外の数値等を用いたものについては、原則として、その出所を明示している。

江東区が公表している資料、または監査対象部局から入手した資料を用いた数値等については、出所を明示しない場合がある。

● 凡例

本文中で使用する以下の法令及び用語等については、断りなく略語を用いる場合がある。

法令及び用語	略語
江東区長期計画（後期 平成 27 年度～31 年度）	長期計画（後期）
江東区会計事務規則	会計事務規則
江東区契約事務規則	契約事務規則
江東区物品管理規則	物品管理規則
江東区橋梁長寿命化修繕計画	長寿命化修繕計画
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	適正化法
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令	適正化法施行令
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	適正化指針
CITY IN THE GREEN	CIG

I. 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項及び江東区外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 監査のテーマ

道路、河川、公園等の維持管理等に係る財務事務の執行について

3. 監査対象年度

平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

※ ただし、必要な範囲で過年度に遡及、表・図等は監査時に入手した直近の数値に基づいて作成する場合がある。

4. 監査対象部局

土木部（管理課、道路課、河川公園課、施設保全課）

5. 監査の契約期間

平成28年6月28日～平成29年3月31日

6. 監査の実施期間

平成28年8月31日～平成29年1月23日

7. 包括外部監査人及び補助者

区 分		氏 名	資 格 等
1	包括外部監査人	中山 由紀	公認会計士
2	補 助 者	新井 康友	公認会計士
3	補 助 者	子安 美奈子	公認会計士
4	補 助 者	幡田 宏樹	弁護士・公認会計士
5	補 助 者	大和 寿子	公認会計士
6	補 助 者	岡野 貴幸	公認会計士
7	補 助 者	高野 新也	公認会計士

8. テーマを選定した理由

道路は、区民の生活を支える最も基礎的な社会基盤として、重要な役割を担っている。このような重要な道路を常に良好な状態に保ち、安全な通行を確保するため、その維持管理は欠くことのできない区の事業である。また、橋梁については、関東大震災復興期

に建設され 80 年以上経過した橋梁が多くあり、老朽化への対策が必要であるとともに、高度経済成長期に建設された橋梁も多く、これらが今後一斉に架替え時期を迎える。そのため、平成 27 年 3 月に「江東区橋梁長寿命化修繕計画」を改定し、計画的かつ予防的な維持管理へと転換し、維持管理費の縮減を図り、道路ネットワークの安全性と信頼性を確保することとしている。

更に、江東区は、東京湾に面し、まちの中を河川や運河が縦横に流れていることが大きな特徴である。仙台堀川や横十間川等には親水公園が、その他にも多くの公園、児童遊園等が整備されており、区民に遊びや運動・憩いの場を提供するとともに、地域社会のコミュニケーション形成の場所として活用されている。また、区民からは、公園や河川沿いの緑が、江東区の特色ある風景を創り出しているとの評価を受けているが、生活に身近な緑は少なくなっていると感じる区民も多く、街路樹を増やすとともに、統一感のある街路樹整備を進めるなど、緑豊かなまちを形成することをめざしているところである。一方で、公園、児童遊園、街路樹等の整備後には、必ず維持管理費が発生し、整備すればするほど、その維持管理費は増加する側面がある。

このように、道路、橋梁、河川、公園、児童遊園、街路樹等の維持管理体制を確立し、長年にわたり発生する維持管理費をいかに適正なものとしていくのかが今後の区の課題の一つと思われ、包括外部監査において、土木部が所管するこれらの維持管理事業を中心とした財務事務について、合規性だけでなく経済性、効率性、有効性の観点から、検証する必要があると考えた。

9. 包括外部監査の方法

- (1) 監査対象の各課より概要説明を受け、ヒアリングを行うことにより、業務全般について理解する。
- (2) 維持管理等事業に関連する法令、要綱等、資料を閲覧、内容を分析し、必要に応じて質問を行い検討する。
- (3) 歳出内容については、重要な契約について契約書を入手し契約内容を検討し、必要に応じて契約先からの提出資料や、証憑書類等を入手し確認する。
- (4) 契約事務について、入札等に関する法令、要綱等、資料を閲覧、内容を分析し、必要に応じて総務部経理課契約係に質問を行い検討する。
- (5) 各課、道路事務所及び水辺と緑の事務所に往査を実施する。現物資産について、往査時に管理方法等をヒアリングし、実査を行う。
- (6) 意見事項、指摘事項として取り上げる事項に関しては、事実確認を充分に行うとともに、区の見解を聴取する。

10. 利害関係

包括外部監査の対象としたテーマにつき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ．包括外部監査の対象の概要

Ⅱ．監査対象の概要

1. 監査対象とした道路、河川、公園等の概要

(1) 道路の概要

① 道路の現況

江東区における管理者別道路現況は、以下のとおりである。

	国道*1	都道*1	首都高速道路*1	区道*2	計
延長 (m)	9,839	55,046	16,103	312,286	393,274
面積 (㎡)	327,247	1,736,069	558,992	3,028,628	5,650,936

注記

*1 平成 27 年 4 月 1 日現在の数値である。

*2 平成 28 年 4 月 1 日現在の数値である。

② 道路の維持管理

区道に係る維持管理は、主に土木部施設保全課道路保全係が行っている。道路保全係で実施する作業は、舗装の陥没の補修、排水施設の補修、歩道の段差や歩道ブロックのがたつき補修等の道路維持管理のほか、交通安全施設（ガードレール、カーブミラー等）の維持管理、道路清掃等である。大規模な道路補修工事は、道路課工事係において行われており、現在ある電線を地中に埋め、道路から電柱をなくす無電柱化事業も実施されている。また、道路台帳等の整備に係る事業は管理課境界確定係が行っている。

(2) 橋梁の概要

① 橋梁の現況

江東区における管理者別橋梁現況は、以下のとおりである。

平成 28 年 4 月 1 日現在

管理区分	橋 種	橋数	延長 (m)	橋面積 (㎡) *1
区道橋	鋼橋	80	4,729.0	62,051.5
	コンクリート橋	3	166.4	3,793.1
	計	83	4,895.4	65,844.6
港湾局橋		10	4,732.6	104,227.1
都道橋		39	6,591.2	141,139.8
国道橋		6	8,357.2	94,782.0
合計		138	24,576.4	405,993.5

注記

*1 橋面積は、全て総面積である。

Ⅱ．包括外部監査の対象の概要

江東区が管理する橋梁の数 83 橋は、23 区の中で 7 番目に多くなっている（特別区土木関係現況調書 平成 28 年 4 月 1 日現在）。23 区の中で最も多いのは世田谷区 313 橋であるが、川幅が狭い水路等に架かる橋梁が多いためであり、15m以上の橋梁は 48 橋となっている。一方、江東区は 83 橋のうち、15m以上の橋梁が 80 橋となっている。

江東区は、江戸時代からの海辺の埋立による土地造成や、近年の臨海部の埋立開発により、水路（河川や運河）が縦横に走っている。その水路は昔、水運として利用されていたため、橋が数多く存在している。

特別区土木関係現況調書を見ると、管理橋梁数がゼロの区もあり、江東区が将来において負担する橋梁の維持管理費用は、管理橋梁数が少ない区に比べ多額になることが予想される。

② 橋梁の維持管理

区が管理する橋梁の維持管理は、土木部道路課橋梁係が行っている。区が管理する 83 橋のうち撤去予定のない橋梁は 73 橋であり、この中で建設後又は架替え後 50 年以上を経過する高齢化橋梁は 23 橋、全体の 32%を占めている。老朽化が加速する中での橋梁の長寿命化は、重要な課題であり、適切で合理的な維持管理、及び予算管理による区の道路ネットワークの安全性と信頼性を確保する必要がある、区は、平成 27 年 3 月に「江東区橋梁長寿命化修繕計画」を改定している。

(3) 河川の概要

① 河川の現況

区が維持管理している河川は、都の特例条例¹に基づく一級河川小名木川外 12 河川、二級河川越中島川の 1 河川、及び区が直接管理する普通河川仙台堀川外 3 河川、合計 18 河川である。区が管理する河川等の状況は、以下のとおりである。

平成 28 年 4 月 1 日現在

	数量	延長	護岸延長
河川	18 河川	31,802m	52,098m
公共溝渠	47 路線	-	-
水辺の散歩道	20,428m	-	-
潮風の散歩道	8,380m	-	-

区内には、徳川家康の命により開削された小名木川を始め、江戸時代に開削された仙台堀川、堅川、横十間川など、内部河川と呼ばれる 18 もの川があり、その長さは合計で約 32 k mになる。また、内部河川や運河の整備とともに「まち」ができたこと、内部河

¹ 東京都管理河川であるが、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により区が管理を行っている。

Ⅱ．包括外部監査の対象の概要

川や運河が縦横に走っていること、内部河川の一部区間の水位が低下されていることなどの特徴がある。護岸の耐震化とあわせて「水辺の散歩道」や「潮風の散歩道」の整備が進行中である。

② 河川の維持管理

区が管理する河川の維持管理は、主に土木部施設保全課水辺と緑の事務所が行っている。水辺と緑の事務所で行う主な河川維持管理業務は、転落防止柵や通路・階段の点検・補修、樹木や緑地の剪定・除草・清掃等、日常パトロールである。また、給排水ポンプの維持管理は、施設保全課照明・設備係が、河川管理施設の改修は、河川公園課工事係が行っている。

(4) 公園、児童遊園等の概要

① 公園、児童遊園等の現況

江東区における公園、児童遊園等の現況は、以下のとおりである。

平成 28 年 4 月 1 日現在

	数量(ヶ所)	面積 (㎡)
都立公園(海上公園を含む)	24	3,108,596.12
区立公園	167	1,001,364.40
児童遊園	91	32,385.43
遊び場	9	11,863.77
魚釣場	2	-
公衆便所	193	-

② 公園、児童遊園等の維持管理

区立公園等の維持管理は主に土木部施設保全課水辺と緑の事務所が行っている。水辺と緑の事務所で行う公園等における主な維持管理業務は、遊具や公園施設の点検・補修・改修、樹木や緑地の剪定・除草・清掃等、芝生の点検・芝刈り・除草等、公衆便所の点検・補修・清掃、日常パトロールである。公園指定管理者に係る業務については、施設保全課庶務係が行っており、区立公園等の改修については、河川公園課工事係が行っている。

(5) 街路樹等緑化関連事業の概要

① 街路樹等緑化関連事業の現況

区では、区基本構想に掲げている「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」の実現を目指しており、緑の中の都市「江東区 CITY IN THE GREEN」を推進している。CIG は、都市の中の緑ではなく「緑の中の都市」をイメージした緑化推進事業で、公共施設の緑化のみならず、民間施設の取り組みを推進させ、区民の緑への愛着を育み、潤いある都

Ⅱ．包括外部監査の対象の概要

市空間を創出するとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象の防止に貢献することを目指している。

江東区における街路樹管理本数は 15,329 本（平成 28 年 4 月 1 日現在）であり、長期計画（後期）において、平成 31 年度には 18,000 本にすることを目標としている。区民農園は 3 か所あり、個人用 547 区画、団体用 3 区画を抽選により貸し出している。また、CIG 推進のため、様々な緑化関連事業が実施されている。

② 街路樹等の維持管理

街路樹、グリーンベルト、植栽帯等の維持管理は土木部施設保全課道路保全係が行っている。作業内容は、高木・中木の剪定・毛虫の防除、低木の刈込・毛虫の防除、雑草除去、控木の補修等である。また、区民農園の維持管理は、同課庶務係が担当している。

(6) 照明灯の概要

① 照明灯の現況

江東区における街路灯は 13,945 基、橋梁灯は 2,163 基、公園、児童遊園灯は 2,547 基、散歩道灯は 1,534 基（平成 28 年 4 月 1 日現在）である。

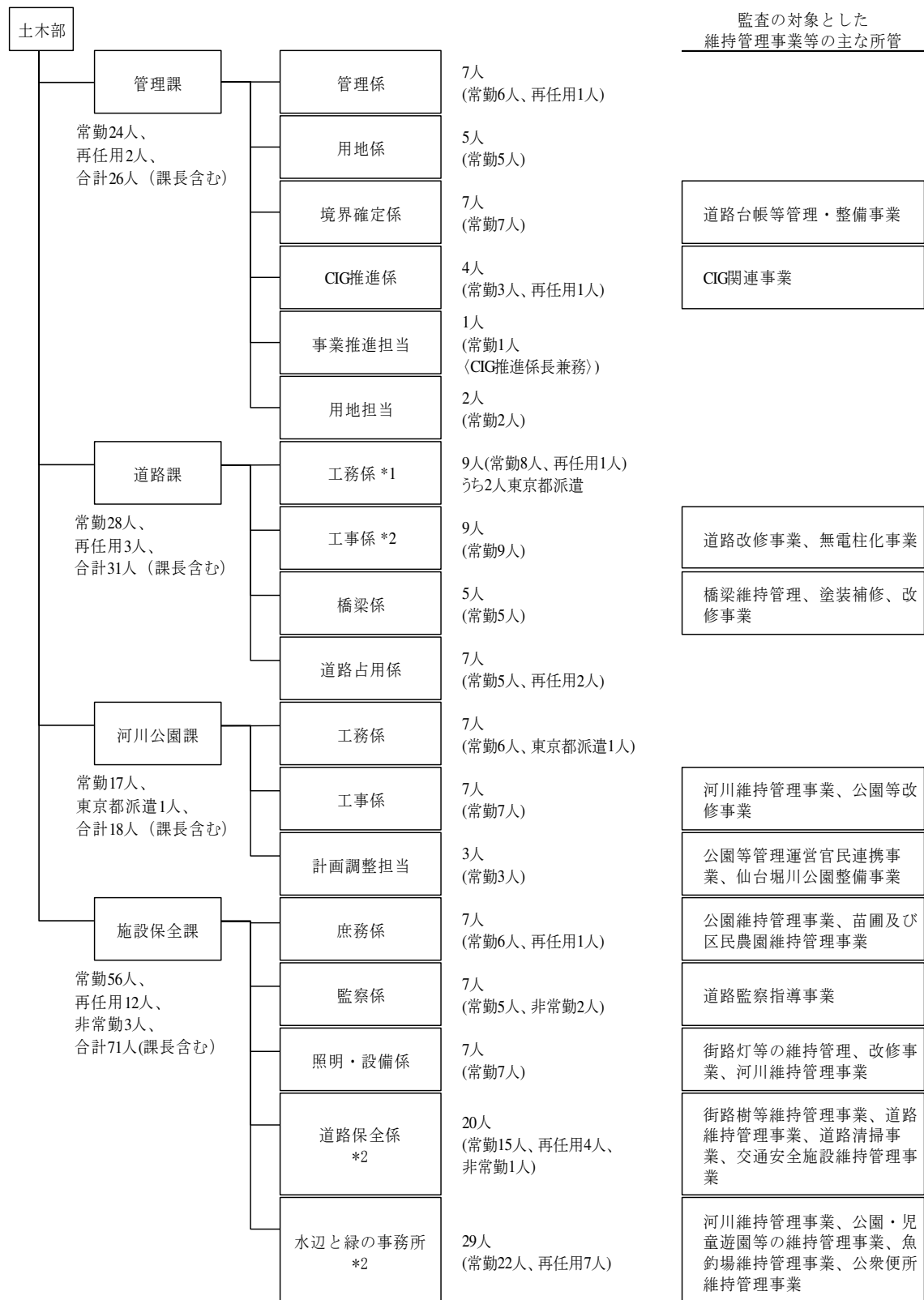
② 照明灯の維持管理

区道の街路灯や橋梁灯及び区立公園の公園灯など、照明灯の維持管理は、土木部施設保全課照明・設備係が行っている。日常の作業内容は、年間約 2,000 件のランプ交換であり、老朽化した街路灯等の改修事業も照明・設備係が担当している。

(7) 維持管理等の所管課について

監査対象とした道路、河川、公園等の維持管理等は、土木部管理課、道路課、河川公園課、施設保全課において行っており、組織図（平成 28 年 4 月 1 日現在）、維持管理事業等の主な所管は以下のとおりである。なお、管理課、道路課、河川公園課は、江東区防災センター（東陽）、施設保全課は、道路事務所（木場）及び水辺と緑の事務所（潮見）にある。

Ⅱ．包括外部監査の対象の概要



*1 計画担当(調整担当兼務)2人を含む。

*2 調整担当1人を含む。

3 土木部の中で、監査対象とならない組織は省略している。

Ⅱ．包括外部監査の対象の概要

2. 江東区における契約事務の概要

(1) 契約の概要

区は、契約事務規則等において、締結する契約に関する事務の取扱いを定めており、契約方法、対象等は、以下のとおりである。なお、入札は、東京都内の自治体が共同で運営する「電子調達サービス」を利用した電子入札である。

● 一般競争入札

契約に関する公告をし、一般競争入札への参加を希望する不特定多数の競争入札参加資格者で競争を行い、地方公共団体に最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法である。

➤ 制限付一般競争入札（江東区制限付一般競争入札実施要綱）

参加資格に一定の制限を設けた一般競争入札であり、予定価格 1 千万円以上の工事を対象としている。

➤ 総合評価方式一般競争入札（江東区施工能力審査型総合評価方式実施要綱）

工事価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する方式であり、予定価格 3 千万円以上の工事のうち、特に認めたものを対象としている。

● 指名競争入札

特定多数の競争入札参加資格者の中から、資力、信用その他について適当と認める者を選考・指名して、その者で競争を行い、地方公共団体に最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法である。

➤ 希望型指名競争入札（江東区公表、公募方式指名要綱）

指名に際し、前もって工事件名、工事箇所、工事ランクを公表し、積極的に参加する者を求める意思表示を行う方式であり、予定価格 1 千万円以上の設計、測量、地質調査を対象としている。

➤ 指名競争入札（江東区工事請負(指名)入札参加者指名基準）

指名業者登録名簿に登載された者の中から指名して行う方式であり、予定価格 1 千万円未満の工事、設計、測量、地質調査、及びすべての物品、委託契約を対象としている（随意契約によることができる金額以下の契約を除く）。

● 随意契約

地方公共団体が、契約の相手方を選定するとき、競争入札の方法によることなく、特定の者を選考し、その者と契約を締結する方法である。地方自治法施行令第 167 条の 2

Ⅱ．包括外部監査の対象の概要

第 1 項において、随意契約によることができる場合が列挙されている。

➤ 指名見積合わせ

複数の者から見積書を徴取し、契約の相手方を選定する方法である。契約事務規則第 38 条の 2 において、以下の額を超えないものについて随意契約とすることができると定めている。

工事又は製造の請負	130 万円
財産の買入れ	80 万円
物件の借入れ	40 万円
財産の売払い	30 万円
物件の貸付け	30 万円
上記以外のもの	50 万円

➤ 特命契約（1 者随意契約）

競争性を確保できないやむを得ない理由がある場合において、特定の 1 者と契約する方法である。選定委員会、プロポーザル方式（※）等の企画競争等によって契約の相手方を選定する場合を含む。

（※）プロポーザル方式

複数の者からその目的に合致した企画を提案してもらい、その中から企画・提案能力のある者を選ぶ方式

道路、河川、公園等の維持管理に係る契約は、単価契約が多くなっている。複数の単価による単価契約の場合、指名業者により、区が提示した予定数量に基づいて計算された推定総価（入札単価×予定数量）による電子入札が行われる。その後、最低価格入札者の入札単価のすべてが、区が設定した予定単価を下回っている場合はそのまま契約に至るが、1 つでも予定単価を上回っていた場合、最低価格入札者と交渉の上、最終的にすべての単価において予定単価を下回る価格で契約する方法によっており、「競争見積合せ」と呼んでいる。

（2）予定価格について

契約事務規則第 18 条において、一般競争入札、指名競争入札では、競争入札に付する事項の価格を仕様書、設計書等によって予定し、予定価格を電子調達サービスに登録しなければならない、と定められている（指名競争入札は同第 38 条において準用）。随意契約の場合においても、あらかじめ予定価格を定めなければならない（同第 39 条）。

予定価格は、3 千万円以上の工事契約案件については事前公表、それ以外の案件につい

ては事後公表としている。

(3) 最低制限価格制度

最低制限価格制度は、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度である（地方自治法施行令第167条の10第2項）。

江東区では、工事請負契約案件、調査・設計等委託案件について最低制限価格制度を適用しており、最低制限価格は予定価格の100分の85～100分の70の範囲内としていたが、平成28年度からは予定価格の10分の7以上に変更している（契約事務規則第30条）。

なお、単価契約における競争見積合せにおいては、最低制限価格制度を適用していない。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

1. 道路

(1) 概要

① 道路とは

道路法によれば、「道路」とは一般の交通の用に供するもので、以下のものをいい、また、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含む（道路法第2条及び第3条）。

一) 高速自動車国道

二) 一般国道

三) 都道府県道

四) 市町村道

② 道路管理者

道路法第16条において、市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う、とされており、東京都特別区は市についての規定を適用することとなっている。したがって、区は、同法第16条に基づき、市町村道の管理を行う道路管理者として定められている。

③ 道路に求められる維持又は修繕

道路法上、第42条において以下の定めがあり、区は、同法に基づき、道路の維持又は修繕を行うことを求められている。

道路法（道路の維持又は修繕）

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

④ 道路の維持管理について

区は、区道（平成28年4月1日現在 延長312,286m、面積3,028,628㎡）の道路管理者であり、道路の維持管理は、主に施設保全課道路保全係が行っている。業務内容は、以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

1) 道路の維持管理

- 舗装の陥没の補修
- 排水施設（コンクリートブロックのがたつき、雨水桝など）の補修
- 歩道の段差や舗装のがたつき補修

2) 交通安全施設の維持管理

- 防護柵（ガードレール、ガードパイプ）
- カーブミラー
- 区画線の更新
- スクールゾーン、すべり止め舗装
- 警戒標識など

3) 道路清掃

- 主なる区道の道路清掃（夜間）
- 駅前広場の清掃
- 雨水桝の清掃など

これらの業務は、直営の作業班及び請負業者が作業に従事している。なお、作業班は日常的に道路を点検しており、異常個所の早期発見に努めている。また、集中豪雨等の大雨時や台風、降雪時などの自然災害の際には、区の生活道路を守っている。

【直営作業班による車道の補修工事の様子（舗装継ぎ目の段差解消工事）】



また、作業班が実施する維持管理作業は、小規模かつ点位的なものが大半を占めているが、歩道の段差やブロック舗装のがたつき、舗装の陥没など、緊急に補修を行う必要のある工事を行う場合がある。

【道路の陥没復旧】	【歩道ブロック舗装の 落ち込み補修】	【交通事故の危険防止のための 応急処置の様子】
	 ↓ 	 ↓ 

(江東区より)

一方で、日常的な維持管理の範囲を超える工事（道路及び歩道の新設及び改修工事、港湾道路の移管に伴う受託工事、掘さく道路復旧の受託工事、無電柱化工事、下水道整備受託工事）については、道路課工事係の担当となる。

(2) 監査手続

実施した監査手続は以下のとおりである。

- 業務の概要を把握した上で、詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。
- 平成 25～27 年度までの予算、決算額の増減分析を行い、異常な増減の有無を検討した。
- 平成 27 年度における契約台帳よりサンプルで抽出を行い、その内容の検討を行った。
- 関連する法令・要綱・契約書等を入手して内容の検討を行った。

(3) 監査の結果及び意見

① 道路、交通安全施設維持管理事業及び道路改修事業について

1) 事業の概要

区の道路の維持管理事業として、日常的な維持管理については、施設保全課道路保全係が実施する。一方、日常的な維持管理の範囲を超えて、修繕が必要と判断される補修工事については、道路改修事業として道路課工事係が行っている。

平成 27 年度における道路維持管理事業等の予算現額、決算額及び収入・執行率の状況は、以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

事業区分	平成 27 年度		
	予算現額 (千円)	決算額 (千円)	収入・執行率 (%)
【歳入】			
道路改修費収入 (道路課計画担当) *1	138,775	138,776	100.0%
【歳出】			
道路維持管理事業 (道路課工務係) *2	6,663	3,013	45.2%
道路維持管理事業 (施設保全課道路保全係)	241,559	230,918	95.6%
交通安全施設維持管理事業 (施設保全課道路保全係)	70,951	68,516	96.6%
道路改修事業 (道路課工事係)	311,472	302,581	97.1%
新木場地区等震災道路復旧事業 (道路課工事係) *3	98,238	97,117	98.9%
新木場地区移管道路改修事業 (道路課工事係) *4	132,150	122,127	92.4%
新木場地区移管道路改修事業 (施設保全課照明・設備係) *5	10,128	9,126	90.1%

注記

- *1 新木場地区移管道路改修工事 (*4、5) に対する東京都港湾局からの受託事業費収入 (事業費に対する事務費を含む)。
- *2 雪害 (平成 28 年 1 月 18、23 日の 2 回) 対策及び道路愛称名板 2 基の設置。
- *3 東日本大震災 (平成 23 年 3 月 11 日) により甚大な損傷が生じた新木場地区等の区道の復旧工事業。発生日を含む 3 ヶ年 (平成 23～25 年度) に関しては、対象工種の 2/3 が国庫補助 (公共土木施設災害復旧国庫負担金) の対象となるため、平成 25 年度までに集中して事業を執行。平成 27 年度で完了。
- *4 東京都港湾局から移管される道路の道路改修工事費。移管予定路線の延長約 700m のうち平成 27 年度は約 350m 施工。
- *5 東京都から移管される道路の街路灯改修。

2) 維持管理体制について

A) 組織の変遷

江東区の道路の維持管理事業は、従来、土木部「道路課」に所属する「道路事務所」がその役割を担っていた。しかしながら、高度経済成長期などに建設した多くのインフラ資産に対して、時代の背景からインフラの長寿命化など、維持管理を強化していくことが求められるようになり、また、退職不補充の方針のもと、各事務所における現業職員が年々減少していく中で、縦割りで多種多様な陳情等に対して迅速に対応することが難しいため、平成 25 年度に「施設保全課」が新設され、「道路事務所」は「施設保全課」の所属となった。その後、平成 27 年度に「道路保全係」に名称を変更し、日常的な道路の維持管理 (街路樹の管理を含む) について作業班を編成して行っている。

B) 作業班の体制について

道路保全係は、道路の維持管理のため、監査時点である平成 28 年度においては、区全体を東部、西部、臨海部の 3 地域に分け、それぞれ、陳情対応として職員を各 2 名、作業班として東部は委託、西部及び臨海部は職員を以下のように配置している。

【平成 28 年度の体制】

	陳情対応	作業班
東部	職員 2 名	委託 (5~6 名)
西部	職員 2 名	職員 4 名
臨海部	職員 2 名	職員 5 名

陳情対応が年間約 1,500 件（うち 3 割程度は街路樹に関するもの）程度あるとのことであり、道路保全も陳情対応が中心になると伺っている。

平成 27 年度は、作業班に関しては、職員の高齢化による退職への備えの一つとして、業務委託による運営が可能かどうかを試す目的で、平成 27 年 8~11 月の 4 ヶ月間は、東部の道路施設維持作業を委託（道路施設維持作業委託：契約金額 17,625 千円）し、複数地域を担当する機動班を設けていた。

委託業務の内容については、平成 28 年 2 月 22 日の施設保全課定例課長会で検討を行っている。当会議資料「道路施設維持作業委託の評価（まとめ）について」において、「1. 活動実績評価」「2. 費用分析」を通して分析を行った結果、3 つの重要課題を設定し、平成 28 年度の年間委託への移行を判断している。平成 28 年度は東部の作業班については全面委託に切り替え、それ以外の作業班についても、西部、臨海部の担当となるよう班編成している。

<意見事項 1> 直営と委託の経済性比較について

平成 27 年から 28 年にかけての東部地域道路施設維持作業の直営から委託への切替は、職員の人員不足へ備えたものであると伺っている。そして、「道路施設維持作業委託の評価（まとめ）について」で実施している費用分析は、作業内容毎に単価を設定し、契約金額以上の作業を行っているか、という内容であり、分析のために使用する単価はそもそも外部委託を前提とするものである。

東部地区道路施設維持作業の外部委託を行ったとしても、大きな障害が発生することなく事業運営が可能であるならば、現在直営の西部及び臨海部の道路施設維持作業についても、業務委託への切替の可否について、経済性分析を行って検討する必要があると考える。その場合、直営と委託で比較検討されるべきは、それぞれの作業実績と費用であり、緊急時・災害時対応等のその他要素も考慮した上で、それぞれのメリット及びデメリットを比較検討することが望ましい。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

3) 道路維持工事契約及び交通安全施設工事契約について

A) 道路維持工事契約の状況

道路維持管理事業において、東部、西部及び臨海部の各地区において、競争見積合せ（9頁参照）による入札を行い、工事業者を決定し、道路維持工事（単価契約）に関する工事請負契約を締結している。

平成25～27年度における道路維持工事（単価契約）に関する落札業者及び落札率の推移は、以下の通りである。

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	落札業者名	落札率*1	落札業者名	落札率*1	落札業者名	落札率*1
東部	末広都市建設(株)	67.7%	末広都市建設(株)	62.9%	末広都市建設(株)	60.1%
西部	(株)マリテックス	52.2%	(株)三国建設	65.7%	(株)赤石建設	66.3%
臨海部	若潮建設(株)	65.9%	末広都市建設(株)	62.4%	末広都市建設(株)	60.4%

（区からの入手資料により監査人が作成）

注記

*1 落札率は、推定総価額（入札単価×年間予定数量の積み上げ）÷設計額で算出。

一方、平成25～27年度における工事請負費の予算額及び決算額の推移は、以下の通りである。

（単位：千円）

	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
工事請負費	137,767	115,619	83.9%	159,903	158,906	99.4%	171,262	169,325	98.9%

B) 交通安全施設工事契約の状況

交通安全施設維持管理事業においても、道路維持管理事業と同様、東部、西部及び臨海部の各地区において、競争見積合せによる入札を行い、工事業者を決定し、交通安全施設工事（単価契約）に関する工事請負契約を締結している。

平成25～27年度における交通安全施設工事（単価契約）に関する落札業者及び落札率の推移は以下の通りである。

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	落札業者名	落札率*1	落札業者名	落札率*1	落札業者名	落札率*1
東部	(株)ダイリン 東京支店	91.0%	ニューズ産業(株) 東京支店	91.9%	新誠産業(株)	83.8%

Ⅲ. 監査の結果及び意見

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	落札業者名	落札率*1	落札業者名	落札率*1	落札業者名	落札率*1
西部	(株)ユタカ産業 城東支店	87.2%	(株)ダイリン 東京支店	84.4%	ニュース産業(株) 東京支店	83.8%
臨海部	ニュース産業(株) 東京支店	81.5%	(株)ユタカ産業 城東支店	84.7%	(株)ダイリン 東京支店	77.5%

(区からの入手資料により監査人が作成)

注記

*1 落札率は、推定総価額（入札単価×年間予定数量の積み上げ）÷設計額で算出。

一方、平成 25～27 年度における工事請負費の予算額及び決算額の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
工事請負費	62,882	62,653	99.6%	62,825	62,774	99.9%	64,657	64,610	99.9%

<意見事項 2> 落札率と執行率の乖離について

道路維持工事は、平成 25 年度を除き、執行率はほぼ 100%に近く、60%前後の落札率と比較して大きな開きがある。交通安全施設工事も道路維持工事と比較すると落札率が高いが、執行率はほぼ 100%に近い。両工事とも、陳情又は緊急案件への対応等、発生数量が予測しにくい性質があるが、落札率と執行率の乖離状況からは、競争見積合せの際に提示する年間予定数量を超えて工事を行っていると推測される。したがって、予定数量を超えて工事を行うのであれば、有効な内容となっているかについて留意する必要があると考える。

4) 道路改修事業等に係る工事の入札状況について

平成 27 年度の道路改修事業において、区道の補修工事を 6 件 10 路線、街路樹充実工事を 1 件実施している。ここで、道路補修工事契約から 2 件、新木場二丁目移管道路改修工事、新木場一丁目道路災害復旧工事の計 4 件を抽出し、予定価格、落札額及び落札率について検討を行った。いずれの契約も、総合評価方式による一般競争入札によっている。

(税込 単位：千円)

件名	平成 27 年度			
	予定価格	落札額	落札率	入札業者数
東雲二丁目道路補修工事	60,357	60,357	100.0%	1

Ⅲ. 監査の結果及び意見

件名	平成 27 年度			
	予定価格	落札額	落札率	入札業者数
東陽一丁目外 1 路線道路補修工事	71,989	*1 56,656	78.7%	2
新木場二丁目移管道路改修工事	151,802	*1 127,440	84.0%	4
新木場一丁目道路災害復旧工事	105,607	*1 98,280	93.1%	1

注記

*1 契約の一部は、道路課道路占用係所管の掘さく道路復旧事業として執行。

抽出した 4 契約のうち、東雲二丁目道路補修工事は、落札率 100%の 1 者入札により落札されている。区は、予定価格 3 千万円以上の案件については、予定価格を事前公表している。したがって、予定価格に極めて近い価格で入札することは十分想定されうることであり、1 者入札については、入札参加意欲のある者の入札参加機会は確保されていると考えている。予定価格の公表、1 者入札については、「7. 契約事務」で検討している。

5) 道路調査について

改修工事の必要性を判断するために、道路課では、3 年毎に道路課職員による道路現況調査を実施する。現況調査は、道路課で作成した「道路現況調査要領（平成 18 年 11 月 7 日改定）」に基づき実施するものであり、道路課、施設保全課道路保全係（協力依頼）職員にて区内管理道路全路線を対象に、徒歩による目視調査を行い、以下の A~C のランク付けを行う。

A：最優先整備路線（3 年以内に補修工事が必要な路線）

- ひびわれがあり、走行性・平坦性・歩行性に著しい不具合がある路線
- 排水構造物が路線全域にわたり著しく破損している路線

B：優先整備路線（5 年以内に補修工事が必要な路線）

- ひびわれがあり、走行性・平坦性・歩行性に不具合がある路線
- 経年劣化等により舗装表面に凹凸が発生している路線
- 排水構造物が路線全域にわたり破損している路線

C：その他路線（特に補修工事を必要としない路線）

一次調査においては、路線調査後、A又はBと判定された路線について集計する。次に一次調査結果の内容について、道路課工事係にて確認調査を実施し、二次調査とする。

二次調査の結果、Aと判定された路線について、3年間に亘る年間施工計画を作成する。そして3年間は、工事係がこの計画に従い改修工事を実施する。新しい計画については、3年後に、再び全路線を対象に調査を実施し、策定することになる。

一次及び二次調査で発見された緊急を要する破損や部分的補修が必要な箇所等につい

ては、A～C判定に関係なく、施設保全課道路保全係へ報告し、現地確認のうえ補修する。一方で、道路保全係は、この現況調査の結果を共有するが、道路保全係が行う維持管理工事は、東部、西部及び臨海部の地域毎の陳情及び地域パトロール上の問題に対する対応が中心であり、基本的にA～C判定を問わずに実施されるものである。

なお、道路課で作成した「道路現況調査要領」においては、調査の目的、調査機関、調査期間、調査回数及びその内容、調査対象等が定められているが、調査の結果、どのように維持管理工事を行うかについての指針は定められていない。

＜意見事項 3＞ 業務マニュアル整備の必要性について

「道路現況調査要領」は、道路現況調査時における具体的内容を示すものではあるが、あくまで3年に1度の道路現況調査を目的とするものであり、調査の結果、どのように維持管理工事を行うかについて指針を示す業務マニュアルは存在しない。

この点、道路の維持管理を組織的に行っていくためには、共通のルールを整理した業務マニュアルの作成が必要と考える。パトロールの方針や、点検、診断、措置等における判断指針等を文書としてまとめることは、改めて現在のやり方を見つめ直し、業務改善へのきっかけになる可能性もある。

ここで、道路の改修工事と維持管理工事は密接に関連しており、全く別個のものとしてでは無く、できる限り両者一体となって運営されるべきものである。したがって、業務マニュアルを作成する際には、道路課工事係及び施設保全課道路保全係の協力の下、作成されることが重要であると考ええる。

特に、職員が定期的に異動する区においては、職員教育上もマニュアルは有用と考える。現在は、異動がない作業班の職員の有する経験に依存する部分が多いものと推測されるが、近い将来、職員の定年退職も予想される。したがって、現在有する経験をマニュアルに集約し、現在の作業の標準化を図っていくことが重要と考える。

＜意見事項 4＞ 道路情報の一元管理及び工事情報等の蓄積について

改修工事の必要性は、工事係が実施する道路現況調査により把握される。しかしながら、道路現況調査を行うのは3年間に1度である。実施後、次の調査までの3年間において、当該道路現況調査内容について、基本的に更新を行うことはなく、3年毎に全路線を対象として、新規に道路現況調査が実施される。

区が道路管理者として求められる道路台帳の管理は、管理課境界確定係の業務であり、道路現況調査報告書は、道路台帳とは別個の独立した管理資料としてエクセルで作成される。そして、今後予定される工事のために、一覧表として管理される対象はAランクのみであり、Bランク及びCランクは対象外となる。

すなわち、道路課工事係が、道路の維持管理工事又は改修工事のために管理する道路情報は、3年に1度の調査時点における断続的なものであり、各路線に対して過去からの

Ⅲ. 監査の結果及び意見

工事履歴等を情報として蓄積した管理台帳は無い。また、日常的な維持管理工事は施設保全課道路保全係で行うが、この道路現況情報についても、作業日誌等の報告はあるものの、各路線に関する最新現況を情報として蓄積した管理台帳は無い。

ここで、道路情報を効率的に管理するためには、土木部内で道路の管理台帳を一元化し、土木部各課等において共有資産として保有することが有用と考える。道路に対する過去の工事情報等を蓄積すると同時に最新の現況が分かる状態にしていくことで、土木部内における情報共有が容易になる。

道路の維持管理において、実際の現場において入手される情報が重要であることは言うまでもない。しかしながら、逆に、現場の不注意等で見逃される可能性がある補修箇所等について、修繕履歴等をモニタリングすることで、未然にリスクを発見できる可能性もあると考えるため、改善が望まれる。

② 道路清掃事業について

1) 事業の概要

道路清掃事業の主な内容としては、車道清掃、歩道清掃、人道橋清掃等が挙げられる。車道清掃は路面清掃車（スィーパー）により車道上の土砂及び塵芥（紙屑、空き缶、ビニール袋等）を除去、歩道清掃は人力により歩道上の土砂及び塵芥を車道に掃き出し、スィーパーで除去、人道橋清掃は、人力により土砂及び塵芥を不燃・可燃に分別し処理するものである。

道路清掃事業においては、道路維持管理事業及び交通安全施設維持管理事業と同様、東部、西部及び臨海部の各地区において、競争見積合せ（9 頁参照）による入札を行い、委託業者を決定し、道路清掃（単価契約）に関する委託契約を締結している。

平成 27 年度における道路清掃事業の予算現額、決算額及び執行率の状況は、以下のとおりである。

事業区分	平成 27 年度		
	予算現額 (千円)	決算額 (千円)	執行率 (%)
道路清掃事業（施設保全課道路保全係）	190,992	190,285	99.6%

2) 道路清掃事業費の著しい増加について

A) 事業費の状況

道路清掃事業の平成 25～27 年度における予算及び決算の比較を行ったところ、以下のよう、平成 27 年度の清掃料の予算額及び決算額が、平成 26 年度の 1 億 2 千万円から 1 億 9 千万円へ約 7 千万円も増加していた。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

(単位：千円)

事業名	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
道路清掃事業	118,348	116,405	98.4%	121,656	119,317	98.1%	190,992	190,285	99.6%
運搬料	625	475	76.1%	643	616	95.8%	705	704	99.9%
清掃料	115,451	114,487	99.2%	118,720	117,270	98.8%	187,771	187,206	99.7%
手数料	1,729	985	57.0%	1,734	1,000	57.7%	1,957	1,944	99.4%
事務・業務委託料	543	456	84.1%	559	429	76.9%	559	429	76.9%

B) 設計単価の算定について

区は、道路清掃のため、東部、西部及び臨海部の各地区において、毎年、競争見積合せにより、道路清掃委託契約（単価契約）を締結している。

平成 27 年度の委託のための単価設計は、平成 27 年 1～2 月に行っており、設計時点では、平成 26 年度の実績は出ていないため、平成 25 年度の清掃実績に基づき、単価を計算している。その結果、区が計算した平成 27 年度における単価（車道清掃及び歩道・人道橋清掃）は、前年の平成 26 年度の単価と比較して 50%以上増加していた。

このうち、車道清掃単価について、区が単価を積算する際の重要構成要素の一つは過去の清掃日数実績であるが、以下のように平成 25 年度実績は 206 日であり、前年度実績 161 日と比較して 27.9%も大きく増加していた。

	平成 26 年度の設計 (平成 24 年度実績)	平成 27 年度の設計 (平成 25 年度実績)
東部	51.0 日	51.0 日
西部	56.0 日	55.0 日
臨海部	54.0 日	100.0 日
合計	161.0 日	206.0 日

しかしながら、その主要因は、臨海部の委託業者が使用している清掃車（スーパー）が、平成 24 年度までは、1 日 2 台で稼働していたところ、平成 25～27 年度において、清掃車が故障し、2 台用意することができず、1 日 1 台で稼働したためであり、主に当該原因により、臨海部の清掃日数が倍近くに増加したと伺っている。しかしながら、本来 1 日で清掃できるにもかかわらず 2 日になったのはあくまで業者都合であり、清掃時間を計算する際、2 日分をコストとして単価を算出することに合理性はない。

<意見事項 5> 道路清掃委託における設計単価の積算誤りについて

道路清掃委託契約における設計単価の算定において、積算要素の見積が適切ではなかったため、設計単価が上昇していた可能性がある。

ここで、区が委託料積算のために利用する「建設局土木積算システム」のパラメータにはブラックボックス部分があり、年度が更新された現在、当該システムを用いて、過去に遡って単価を再計算することはできないとのことである。したがって、清掃日数実績を適正値に修正した場合の正確な見積単価を計算することはできないが、見積単価が適正値よりも高めに設定されていたと推測される。

同期間においては、国土交通省から「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」等の、上昇した新労務単価の早期適用を要請する文書が出ている。そのため、委託のための単価を設計する基礎となる公共工事設計労務単価が前年度と比較して上昇しており、単価上昇自体は予想できたことであったため、増加要因の中から、清掃日数の増加に気付くことは難しかったかもしれない。しかしながら、道路清掃事業における清掃料予算は前年度と比較して著しく上昇しており、単価自体の増減若しくは予算の増減分析等を慎重に行うことで、事前に誤りを発見できる可能性もあったのではないかと思われ、設定予算額のモニタリング等、予算精度を高める手続を構築することが必要であると考ええる。

<意見事項 6> 道路清掃委託の設計単価の妥当性について

道路清掃委託契約の委託単価の設計に関して、区は独自で単価を決定することは困難であるとの理由で、東京都の保有する「建設局土木積算システム」を利用している。一方で、当該システムは、工事の積算システムであり、工事種別の中に「道路清掃」委託の積算に合致する項目が存在していないため、区としては最も近いと考える工事種別により積算を行っている。

現在、清掃単価を決定する際の積算要素としては、対象経費の金額に対して、一定割合を乗じて自動計算される、「諸経費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」の金額が大きい。そして、この割合は対象経費の金額に応じて変動するが、一定の割合は国・都等の基準であるため、計算根拠がわかりにくい部分もある。

清掃委託という工事とは全く異なる委託業務に関して、当該積算システムにより単価を計算することに合理性があるのかどうか検討する必要があると考える。

この点、江戸川区は「建設局土木積算システム」ではなく、独自の基準による積算を行っているとのことであり、区も特に「建設局土木積算システム」に適切な工事種別が無い委託内容については、適切な単価を設計できるよう改善が必要と考える。

C) 清掃延長の設定について

区は、前述のとおり、平成 27 年度の車道清掃及び歩道・人道橋清掃の単価を前年度よ

Ⅲ. 監査の結果及び意見

り高く見積ったため、単価上昇に見合い予算額（設計単価×年間予定数量の積み上げ）も増額していた。

しかしながら、平成 27 年度の入札において、入札参加業者は、実際にはほぼ前年並みの単価を基に入札を行い、結果として落札単価は低く抑えられることとなった。よって、年間予定数量（清掃委託の場合は清掃延長）並みに実際に清掃が実施されれば、決算額は予算額を大きく下回るはずであるが、平成 27 年度の決算額はほぼ予算額並みになっている。

その原因について質問を行い確認したところ、実際には清掃日数を増やし、清掃を行ったためと伺っている。以下は、上述の状況を理解するため、道路清掃委託契約における清掃延長と清掃料について、平成 26 年度の実績並びに平成 27 年度の予算及び実績をまとめたものである。

地区	単価種別	平成 26 年度		平成 27 年度			
		実績		予算		実績	
		清掃延長 (m)	清掃料 (決算) (千円)	清掃延長 (m)	清掃料 (予算) (千円)	清掃延長 (m)	清掃料 (決算) (千円)
東部	車道清掃	5,030,680	34,970	5,303,000	61,461	7,543,116	61,437
	歩道清掃	390,312		460,000		1,537,416	
	人道橋清掃	21,888		24,790		44,324	
西部	車道清掃	3,157,980	33,139	3,260,000	55,590	4,891,314	55,563
	歩道清掃	2,335,020		2,345,000		4,033,210	
	人道橋清掃	12,276		14,020		12,276	
臨海部	車道清掃	4,505,738	35,307	4,536,000	56,119	7,923,600	55,695
	歩道清掃	722,706		765,000		731,176	
	人道橋清掃	152,014		160,370		157,068	

上表を見ると、清掃延長に関して、平成 27 年度において実績が予算を大きく上回っており、前年実績と比較しても大幅に増加している。

<意見事項 7> 清掃延長の著しい増加について

単価契約の競争見積合せにおいては、入札前に予定作業数量を提示し、それを前提として入札業者は入札額を算定している。単価契約は、数量が確定できない業務の場合において採用される契約方法であるが、予定作業数量をある程度予測しなければ、業者は単価を見積ることができない。しかし、実際の作業は、予定作業数量（予定清掃延長）を大幅に超えており、予定作業数量の妥当性、そして予定作業数量に基づいて算定される入札単価（落札単価）の妥当性が疑われる事態となっている。

また、区により予定作業数量が算定されているが、結果として予算に合わせた作業が行われていた。この点、道路清掃事業は、年間を通して計画的に実施される定型業務であり、予定作業数量を大幅に超えて清掃を行う必要があったのか疑問であり、過剰な清掃が行われたのではないかと懸念される。表面上、清掃料の予算と実績の間にほとんど乖離が無くとも、数量面に大幅な乖離があるのであれば、同様に説明が求められるべきであり、今後適切な計画を作成し、必要な数量を実施するよう検証が必要である。

なお、平成 28 年度においては、平成 27 年度と比較して入札業者は入札単価を設計単価並みに高く設定し、契約を行っているが、臨海部の清掃日数については、前年同様、スーパーについて 1 日 1 台換算で計算している。現状を見る限り、設計単価が妥当であるのか、疑問を持たざるを得ない状況であり、設計単価の検証が必要である。

<意見事項 8> 単価契約から総価契約への変更可能性の検討について

「単価契約」とは、契約の内容または性質上、数量を確定することができないため、総価額を決定できない場合に、契約の目的物について、その単位当たりの価格を定め、数量はその給付の実績に基づいて算定することを内容とする契約をいう。

「総価契約」とは、契約の構成要素となる単価、数量および契約金額（総価額）を確定して締結される契約をいう。

地方自治体は、契約締結において、契約自由の原則に基づき、最少の経費で最大の効果をあげることが求められる。一般的に、総価契約が原則的な契約方法であると言われるのは、総価契約方式による競争入札によると、スケールメリットを活かすことができることに加え、契約内容も明確で、適正履行の確保の観点からみても、最も有利な条件で契約を締結できる可能性が高いためである。

しかしながら、数量が確定できない場合等に、無理に総額を決めて総価契約方式で実施すると、予定数量と将来における実際の必要量とに大きな差異が生じる可能性がある。その場合、スケールメリットを前提とした価格決定の根本を揺るがし、契約変更又は契約変更では解決できない事態に陥り、契約相手方との信頼関係を損なうことにもなりかねない。このような場合、単価契約方式の活用が合理的であると言われている。

この点、道路清掃事業は、比較的定型的な業務で不確定要素も少なく年間契約を立てやすい事業である。したがって、現在の競争見積合せによる単価契約ではなく、総価契約による契約方法に切り替えることができるのではないかと考えられ、検討することが必要である。

D) 契約先について

平成 25～27 年度における道路清掃委託（単価契約）に関する落札業者及び落札率の推移は以下の通りである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	落札業者名	落札率*1	落札業者名	落札率*1	落札業者名	落札率*1
東部	(株)京葉興業 江東支店	*2 100.0%	(株)京葉興業 江東支店	*2 100.0%	(株)京葉興業 江東支店	64.8%
西部	スバル興業(株) 江東営業所	*2 100.0%	スバル興業(株) 江東営業所	*2 100.0%	スバル興業(株) 江東営業所	64.1%
臨海部	東日本ハイウェイ(株) 江東支店	*2 100.0%	東日本ハイウェイ(株) 江東支店	*2 100.0%	東日本ハイウェイ(株) 江東支店	60.4%

(区からの入手資料により監査人が作成)

注記

- *1 落札率は、推定総価額（入札単価×年間予定数量の積み上げ）÷設計額で算出。
- *2 入札単価は実質 2 種類（車道清掃、歩道・人道橋清掃）であり、予定価格と同額で落札。競争見積合せには複数業者が参加し、落札業者以外は予定価格を超える金額で入札している。

<意見事項 9> 競争見積合せによる単価契約の形骸化について

落札業者の推移を見ると、同じ業者が継続して契約を行っており、平成 28 年度も同じ業者が落札している。区として適正な手続を遵守した結果であるとしても、実質的に競争見積合せとして機能していないように見受けられる場合には、指名業者の検討、区内業者に限定せず、新規業者を参加させる等、競争を機能させるための仕組みも検討することが必要と考える。

③ 道路事務所管理運営事業

1) 歳出の状況

道路事務所は、施設保全課（水辺と緑の事務所を除く）が従事している事業所である。道路事務所管理運営事業における歳出のうち、自動車・駐車場使用料が占める割合が多く、平成 25～27 年度における予算額及び決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
道路事務所管理運営事業	54,687	54,254	99.2%	61,581	60,865	98.8%	64,271	62,649	97.5%
うち自動車・駐車場使用料	41,068	41,011	99.9%	48,592	48,546	99.9%	48,393	48,309	99.8%

2) 車両の雇上契約について

道路保全係は、道路事務所管理運営事業として、職員の搬送及び資材等の運搬を目的とし、4 社と貨物自動車と運転手の雇上契約（単価契約）を締結している。

平成 27 年度の仕様書によると、契約車種及び台数は以下のとおりである。

- 2 トン ダンプトラック (243 日) 2 台
- 2 トン W キャブ (普通) (243 日) 4 台
- ワンボックス (243 日) 2 台

<意見事項 10> 車両の雇上げ契約（特命契約）について

4 社との貨物雇上契約は、全て特命契約によっており、業者推薦書においては、以下の推薦理由が示されている。

- 江東区内の地理に詳しく、業務に精通しているため安全で信頼がおけ、台風時や大雪時の緊急な作業にも区内業者のため、迅速に対応できる。
- 提供される車輛は他への転用が困難であり、車輛の減価償却や採算も考慮する必要がある。

正確な契約開始時期は不明とのことであるが、知り得る限り、過去から長期に亘って契約内容は変更されていないとのことであった。

しかしながら、後者の経済性の理由に関して言えば、一般的な例として、車両の税務上の法定耐用年数は 4～6 年であり、おそらく最初の契約開始時の車両はすでに処分されているのではないかと推測される。したがって、車輛の減価償却や採算を考慮した場合でも、推薦理由と照らして契約期間は長期に過ぎると思われる。また、いずれにしても、契約当初に車輛の減価償却や採算を検討した資料は残されておらず、契約単価の妥当性が検証不能な状態である。

また、長期間における特命契約の弊害により、実態と乖離している可能性も考えられるため、競争入札の可否又は契約価格の妥当性等を検討する必要があると考える。

<意見事項 11> 車両の運転について

道路事務所において、車両とともに運転手も雇上げており、職員の移動には運転手付きの車両が用意されている。これは、水辺と緑の事務所も同様である。運転手の雇上げについての最終的な判断は各所管課によるが、その合理性について、職員の免許証の有無、運転スキル・事故へのリスク、職員の負担、現場での駐車スペースの確保が困難等の理由によるもの、と説明を受けている。また、職員の定数適正化及び民間委託化への流れの中で、運転職種での職員採用を止め、順次委託に切り替えていると伺っている。

区における車両の運転状況について質問を行ったところ、運転手を必ず雇上げるという決まりはなく、運転職種以外の職員が運転を行う課も存在しているとのことであった。但し、運転職種以外の職員が運転する場合には、職員団体との協議が必要とのことである。

道路事務所における車両の雇上げ契約は、過去より長期に亘り継続されてきたもので

Ⅲ. 監査の結果及び意見

あるが、車両雇上げの場合、運転手の役割は運転であり、現場において作業班の一員として作業に加わることもない。道路事務所の現状に照らして、雇上げが最適な方法であるのかどうか、改めて検討することが必要であり、水辺と緑の事務所も同様に検討が必要と考える。

④ 無電柱化事業について

1) 事業の概要

わが国では戦後、急増する電力・通信需要に対応するため、道路に沿って多くの電柱が立てられ、路上に電線が張り巡らされた。その結果、都市環境や住環境を阻害し、歩道に立ち並ぶ電柱は歩行者や車いすの通行の妨げとなっている。また、地震や台風などの災害時には、電柱の倒壊や電線の切断等により、避難者や緊急車両の通行に支障を及ぼすとともに、電力・通信サービスの安定供給が妨げられることが懸念される。

東京都では、都市防災機能の強化や良好な都市景観の創出を図るため、昭和 61 年度より平成 26 年度までの 7 期にわたり、無電柱化推進のための計画を策定し、無電柱化を進めている。本区においても平成 20 年度に「江東区無電柱化基本計画」（以下、「無電柱化計画」という）を策定し、国や都の無電柱化推進計画との整合を図りつつ、効果的かつ効率的な無電柱化事業を実施している。

ここで無電柱化とは、電線共同溝方式（地上の電柱や電線を地下空間に収容するための設備）により電力線や通信線などの電線類を地中化することを基本とし、道路上から電柱をなくすことをいう。

区では、平成 17 年度において「富岡地区モデル路線事業」として無電柱化事業が本格的に実施されるようになり、その後、無電柱化計画に基づき、事業を推進しているところである。

区内における完了した無電柱化事業は、以下のとおりである。

（単位：百万円）

地区	住所	対応年度	執行額
富岡地区	富岡一丁目 10 番～冬木 1 番 門前仲町二丁目 9 番～富岡一丁目 11 番 古石場一丁目 12 番～富岡一丁目 24 番	平成 17～22	1,109
豊洲地区	豊洲五丁目 1 番～2 番	平成 22～25	389
亀戸地区	亀戸三丁目 60 番～62 番	平成 22～27	314

平成 27 年度を含む今後の計画事業は、以下のとおりである。

（単位：百万円）

地区	実施地域	対応年度	総予算額
豊洲地区	オリンピック・パラリンピック会場周辺	平成 26～31	1,138
南砂地区	仙台堀川周辺	平成 28～35	2,090

Ⅲ. 監査の結果及び意見

平成 28 年度より開始された南砂地区における仙台堀川周辺事業は、仙台堀川公園の老朽化によるリニューアル工事に合わせ、両側狭隘道路の歩車道の拡幅や自転車走行空間の配慮、また無電柱化を一体に整備し、防災面の向上及び利用者の快適性・安全性を確保することを目的とするものである。

2) 城東地区無電柱化事業

本事業は、亀戸の香取勝運商店街を、区内随一の集客商店街として栄えていた時代の「昭和 30 年代」をテーマに景観を一新し、商店街を観光名所化するために、文化観光課観光拠点整備事業（平成 21、22 年度）の一環として、行われたものである。観光レトロ商店街の整備を行う観光拠点整備事業そのものは、地域振興部文化観光課を主管部署とし、付随事業として景観を整備するために実施された無電柱化事業の概要は次のとおりである。

A) 整備箇所

施工箇所	無電柱化道路延長	道路幅員
亀戸三丁目 60 番～62 番	190.0m	8.6～20.2m

B) 整備スケジュール及び執行額

(単位：千円)

年度	事業内容	具体的作業	執行額 *1
22	予備設計	電線共同溝予備設計・国庫補助申請	7,116 (3,000)
23	詳細設計	無電柱化実施設計・支障物移設・事業計画（企業者調整含む）・国庫補助申請	8,742 (—)
24	電線共同溝工事	電線共同溝工事・引込連系管設計	80,126 (16,900)
25	引連系管設置工事	引込連系管設置工事・道路実施設計	79,714 (500)
26	引連系管設置工事	引込連系管設計	593 (—)
27	道路整備工事 *2	道路整備・修景工事	138,187 (24,750)
計			314,478 (45,150)

注記

*1 括弧内の金額は国庫補助額を示し、執行額の内数である。

*2 入札不調・不落により平成 27 年度に繰越明許となったものである。

C) 契約

平成 27 年度において締結された城東地区無電柱化事業に係る「亀戸三丁目道路改良工事」の契約内容は、以下のとおりである。

(税込 単位：千円)

件名	契約方法	予定価格	契約額	落札率
亀戸三丁目道路改良工事	制限付一般競争入札	114,504	108,000	94.3%

<意見事項 12> 城東地区無電柱化事業実施後の効果について

亀戸の香取勝運商店街は、「昭和 30 年代」をテーマにした街並み造り、本事業における無電柱化により、街の景観および防災面において目的は達成されたものと思われる。また、商店街独自のホームページが開設され、広報 PR もなされ集客も期待されるところである。しかし、民間も関与した継続的な活動は見取れず、その効果は限定的にとどまっているものと思われる。

無電柱化事業は、自主財源ないし国庫補助の活用のもと行われるが、商店街の活性化も含めて検討をするならば、歳出に対する効果も期待しなければならない。他自治体の観光・無電柱化を一体とした成功事例として挙げられる、埼玉県川越市における「蔵造り」の街並みで観光地化した事例と比較すると、本区の事業実施後の観光効果は更なる展開が可能ではないだろうか。

無電柱化事業単独で考えた場合、都市・住環境防災面がその主たる目的ではあるが、一連の事業を区の組織全体で検討すると、地域活性化も目的として考える必要があると思われる、成功事例を参考にしつつ、事業者とともに今後の展開について検討していくことが望まれる。

3) 東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業

都では、2020 年（平成 32 年）東京オリンピック・パラリンピック（以下、「東京オリンピック」という）開催に向けて、大会競技予定地や観光施設が数多く点在しているエリア内の、無電柱化が可能な幅員のある都道について、平成 31 年までに無電柱化を完了させる計画を立てている。

また、会場予定周辺の区道においても、無電柱化を一層推進するため、事業費全体のうち補助対象工種に係る補助率を現行の国：都：区＝55：22.5：22.5 から国：都：区＝55：45：0 と都補助率を引き上げ、平成 31 年までに事業を完了させる計画を推進している。

この会場予定周辺路線のうち、江東区地域防災計画の緊急道路障害物除去路線に該当し、電線共同溝整備が可能な 3 路線を対象に整備を図るのが、東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業（以下、「オリンピック無電柱化事業」という）である。

A) 整備箇所

施工箇所	無電柱化道路延長	道路幅員
辰巳二丁目 2 番～3 番	374.0m	25.0m

Ⅲ. 監査の結果及び意見

施工箇所	無電柱化道路延長	道路幅員
有明一丁目 1 番～東雲一丁目 8 番	506.0m	30.0m
辰巳二丁目 3 番～5 番	150.0m	15.0m

B) 整備スケジュール及び執行額

(単位：千円)

年度	事業内容	具体的作業	執行額*1	*2
26	予備設計	電線共同溝予備設計・都補助申請	19,872	(19,872)
27	詳細設計	電線共同溝実施設計・都補助申請	24,990	(24,990)
28	電線共同溝工事	電線共同溝工事・支障物移設工事・引込連系管設計	162,842	(70,560)
29	電線共同溝工事 引込連系管設置工事	電線共同溝工事・引込連系管設置工事・道路実施設計	276,548	(131,900)
30	引込連系管設置工事 道路整備工事	引込連系管工事・道路実施設計・道路整備工事	346,448	(144,400)
31	道路整備工事	道路整備工事	307,800	(126,500)
計			1,138,500	(518,222)

注記

*1 括弧内の金額は国庫補助額を示し、執行額の内数である。

*2 平成 26、27 年度は実績額、平成 28 年度以降は予算額である。

C) 契約

平成 27 年度において締結されたオリンピック無電柱化事業に係る「特別区道江 470 号外 2 路線電線共同溝詳細設計委託」の契約内容は、以下のとおりである。

(税込 単位：千円)

件名	契約方法	予定価格	契約額	落札率
特別区道江 470 号外 2 路線電線共同溝詳細設計委託	希望型指名競争入札	23,360	18,781 *1	80.3%

注記

*1 変更契約を 2 回行っており、最終的な契約額は 24,990 千円である。

<意見事項 13> 無電柱化事業に係る計画について

オリンピック無電柱化事業は、東京オリンピックの中心的地域と位置付けられた東雲・辰巳エリアの路線について、都の無電柱化推進計画における整備対象エリアの指定を受け取組むものである。

平成 20 年度に策定した無電柱化計画には、上記とは別路線が優先候補として挙がって

Ⅲ. 監査の結果及び意見

いるものの、同計画で「上位計画やその他の施策等により急激に街が変化していく場合などは、柔軟に優先路線を見直すこととする。」とあり、状況の変化により無電柱化整備路線が変更されたものである。

区の無電柱化計画では、「安全快適・景観・防災」の観点から優先整備路線の候補が検討されているが、過去実施された無電柱化事業を振り返ってみると、どのような視点に立って選定が行われているのか一貫した事業の方針が判然としていない。

無電柱化に費やすコストは多額、かつ工期も長期にわたり、道路延長 400m 程度の整備を想定すると、計画設計から舗装復旧工事まで標準期間 7 年を見込んで計画を立てる大掛かりな事業となる。したがって、単年度で複数の無電柱化事業を並行することが難しい以上、一貫した長期的視点に立ち、江東区として将来的に造るべき都市の姿を想像し、計画に反映させていくことが望まれる。

⑤ 道路台帳等の整備事業について

1) 事業の概要

道路管理者は、その管理する道路の台帳を調整し、これを保管しなければならない（道路法第28条第1項）、区においては、管理課境界確定係が道路台帳、道路区域台帳（路線図）の管理等を行っている。平成27年度における予算現額、決算額及び収入・執行率は、以下のとおりである。

事業区分	平成 27 年度		
	予算現額 (千円)	決算額 (千円)	収入・執行 率 (%)
【歳入】			
公共用地管理図面等 交付手数料 (管理課境界確定係) *1	2,259	3,338	147.8%
地籍調査事業補助金 (管理課境界確定係) *2	14,547	8,775	60.3%
【歳出】			
公共用地調査測量事業 (管理課境界確定係)	4,521	*3 3,968	87.8%
道路台帳管理事業 (管理課境界確定係)	11,214	*4 9,716	86.6%
道路区域台帳整備事業 (管理課境界確定係)	9,501	*5 9,140	96.2%
地籍調査事業 (管理課境界確定係)	22,435	*6 22,353	99.6%

注記

- *1 道路法に基づく道路台帳や区有地境界図、道路区域台帳（路線図）等の閲覧及び事務手数料条例に基づく写し等の交付（平成 27 年度実績 10,988 件）
- *2 地籍調査に対する補助金（補助率 3/4（うち国は 1/2、都は 1/4））
- *3 道路区域変更図作成委託（3,531 千円）ほか
- *4 道路台帳整備委託（8,930 千円：路線図補正、道路台帳平面図補正、土木情報管理シス

Ⅲ. 監査の結果及び意見

テムデータ更新、道路台帳配信運用) ほか

*5 道路区域台帳整備委託 (9,140 千円：委託場所 木場一、二丁目)

*6 地籍調査業務委託 (22,302 千円：委託場所 新木場一、二丁目) ほか

2) 道路区域台帳整備事業について

道路区域台帳整備事業の目的は、道路法に基づき、道路管理者として管理すべき道路区域を明確にすることにあり、道路台帳整備については、業務委託を行っている。

道路区域を明確にすることで、境界確定時に江東区の主張線となるものであり、一般に、区の道路区域が不明確になっている場合には、以下のようなデメリットがあると言われている。

- ・ 住民からの境界確認申請にその都度対応しなければならない。
- ・ 境界確認された成果が管理者ごとに保管され広く利用されない。
- ・ 高額の測量費用が住民負担となる。

道路区域台帳整備時に用いる路線測量鈎等は、道路管理のための測量だけでなく、路上の工事や沿道の建築工事の測量にも利用されている重要なものでもあり、公共用地の不正使用を未然に防ぐ目的で、建築確認上の道路の基線を出すための資料としている。また、使用する基準点は、個々の道路境界の位置が世界測地系として、地球上の座標軸と結び付けられ、成果が数値的に管理されることになる。したがって、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができ、調査終了地区は震災等の被害に見舞われた場合にも、公共施設の速やかな復元が可能になるとされている。

区では、道路区域を適切に管理するため、道路区域台帳整備の際に道路上に基準点、路線測量鈎を設置し管理している。

基準点	路線測量鈎
 道路区域台帳が整備されている地区に設置されている。公共測量の4級基準点相当の精度で、約50m間隔で設置されている。	 道路区域台帳が整備されている地区に設置されている。おおむね道路区域の中心の目安になる。

3) 地籍調査事業について

地籍調査事業は、区内の市街化区域の土地について、その所有者・地番及び地目の調査、並びに地籍、境界を明らかにし、正確な地図及び簿冊を作成するものであり、公共事業の円滑な実施や土地利用計画の策定、災害復興などに必要な資料となる。

国土調査法に基づく地籍調査であり、一筆ごとの地籍を明確化し、その成果（地図、簿冊）を登記所で保管することで、不動産登記行政の基礎資料として活用される。主に市町村が主体となって、土地の所有者、地番、地目等を調査し、境界の位置と面積を測量する「土地の戸籍」をつくる調査である。

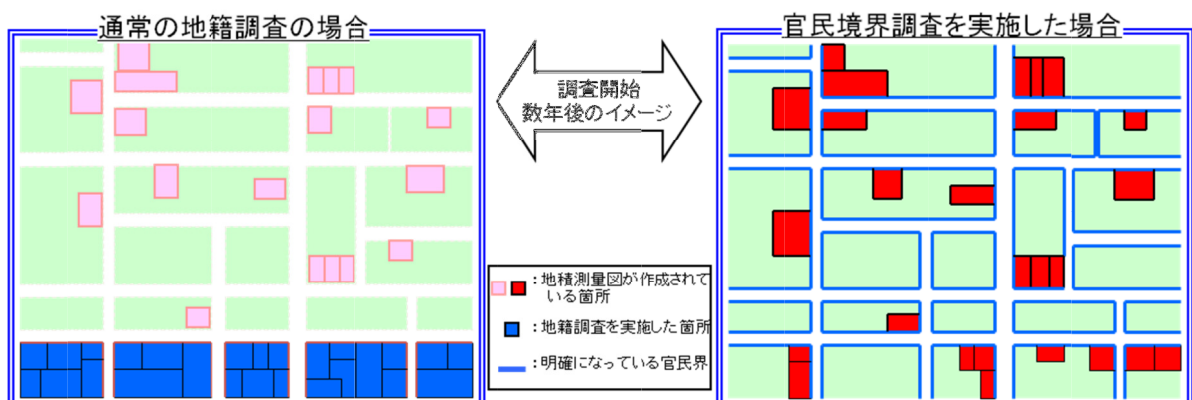
地籍調査の歴史は古く、時代ごとの目的は異なるが大きく第 3 期に分かれて実施されてきた。第 1 期は大化の改新時の班田収授法（701 年～）、第 2 期は太閤検地（1582 年～）、明治維新における地租改正（1873 年～）と国家の成立ちとも関係する歴史的事業として行われてきた背景がある。現在の地籍調査事業は、戦後再建のために昭和 26 年に制定された「国土調査法」に基づいて実施される、言うなれば第 4 期目の事業にあたる。

「土地の戸籍」は登記所において管理されているが、登記所に備え付けられている地図の約半分が 100 年以上前の地租改正時に作られた情報のままととなっている。全国の地籍調査実施率は、51%であり、都市部ほど進捗率は低く東京都では 22%となっている。

現在、調査に必要な経費の 1/2 は国が補助しており、また残りの経費の 1/2（全体の 1/4）は都道府県が補助している。

地籍調査には、通常的地籍調査を行う場合と、官民境界を先行して調査する場合があるとされている。官民境界等先行調査とは、街区単位で自治体が管理する道路などの境界を明確にする調査であるが、国も都市部における地籍調査に先行した官民境界調査を促進している。

下図は、「国土交通省地籍調査 Web サイト」から引用した、通常的地籍調査を行った場合と、官民境界を先行して調査した場合のイメージ図である。



都市部において通常の地籍調査を行う場合、官有地と民有地の境界（例えば道路や河川等と民地との境界）だけではなく、民有地間の境界についても同時に調査・測量を行う。その場合、全ての境界が明らかになるメリットがある一方、調査にかかる時間も費用も大きくなり、調査範囲が狭くなる。

一方、官民境界のみの調査を先行して行う場合、通常の地籍調査よりも広範囲で調査が可能となり、より広範囲で官民境界が明らかになる。

区においては、平成 23 年に発生した東日本大震災を原因とし、区内沿岸部に発生した液状化現象により基準点等の移動も確認され、改測の必要性に迫られたため、平成 25 年度より新木場地区において、官民境界を明らかにすべく地籍調査事業を行っている。

今後、区が地籍調査を予定している新木場、辰巳、東雲及び豊洲地域は、埋立てされた土地に対して計画的に街区を形成していた性格上、街区単位で官民境界を明らかにすることで、区が管理すべき道路境界を明らかにすることが期待できる。この点、区における地籍調査事業は、道路境界を明確にするための道路区域台帳整備事業の補完的な性格も持った事業である。

区では、地籍調査を行った地区に関しては、道路上に以下の地籍調査鉈を設置し管理している。

地籍調査鉈	
	
地籍調査を行った地区に設置されている。 公共測量の 4 級基準点相当の精度で、約 50m 間隔で設置されている。	

<意見事項 14> 道路区域台帳整備事業の継続性について

道路管理者として道路管理をする上で、管理すべき道路区域を明確にし境界を確定することは、一般的にはその前提条件であるが、多くの自治体において道路区域台帳の整備は、不完全な状態であると伺っている。

一方で、区は本事業のために区分した 92 地区のうち、平成 27 年度までに 63 地区について整備済みであり、詳細な比較データはないものの、相対的には整備が進んでいる自治体であると伺っている。地籍調査事業における官民境界等先行調査実施済みの地域を含めると整備済み地区の範囲はさらに拡大する。

道路区域台帳整備は、一度に実施することは予算的にも困難であるため、調査箇所を毎年選定し、整備を進めている。区では、平成 13～17 年度において、予算が確保できず

実施できない時期があった。その後、平成 18 年度より再開されているものの、近年は予算削減傾向にあり、平成 18～21 年度の歳出は 46,211～58,275 千円であったが、平成 24～27 年度の歳出は、地籍調査事業との兼ね合いもあるが、8,640 千円～12,600 千円に減少している。

測量された図面精度は地殻変動に伴い時間経過とともに劣化するものであり、また、基準点及び路線測量鈎の滅失、破損等があると、復元が困難になるため、定期的な補正が必要になる。この点、区では、道路区域台帳整備を行わない時期が存在したが、せっかく道路区域台帳を作成しても、継続的な維持管理を行わないと、その成果が無駄になるリスクがあり、長期的な方針を明確に定めて、事業を行うことが重要であると思われる。

⑥ 道路監察指導事業について

1) 事業の概要

道路は交通のために使用される公共施設であり、道路に一定の施設を設置して継続使用するためには必要な許可を得る必要がある。道路を継続使用することを「道路の占用」といい、地上に電柱などを設置する場合の他、地下に電気・ガス・水道などを埋設する場合や道路上空に看板を突き出して設置する場合なども含まれる。

道路を占用するためには、道路管理者（区道であれば江東区）の許可を得る必要がある（道路法第 32 条）、道路占用許可基準を満たしたもののだけが許可を得て道路を占有することができる。許可を受けられるものには、電柱、バス待合所、電気・ガス・水道等のインフラ設備、アーケード、突出看板、日よけ・雨よけ、工事用囲い・足場などがある。一方で許可を受けることができないものとして、立て看板、自動販売機、室外機、植木鉢などがある。

道路監察指導事業では、道路占用許可のない不法占用や道路上の不法投棄物等に関する是正措置を行っており、事案の程度によっては警察と連携して対応している。不法占用には、道路占用の設置基準を満たしていない突出看板や日よけ・雨よけ、許可をそもそも受けることができない室外機、植木鉢などが挙げられる。また、公園及び河川に関して、江東区立都市公園条例、河川法等に基づき、路上生活者や放置自転車、不法係船等に対しても、是正措置を行っている。

施設保全課監察係では、これら道路・公園・河川における違法行為に関する是正措置を講ずる業務を行い、区民からの陳情や区内のパトロールを通じて得られた情報をもとに対応しており、平成 27 年度の業務処理件数は、以下のとおりとなっている。

道路	公園	河川	計
1,087 件	364 件	111 件	1,562 件

2) 業務内容

本業務の一般的な流れは、「問題発見」→「現地調査」→「行政指導」→「解決」のステップにて業務が進められる。

「問題発見」：区民からの電話や区長への手紙（区への意見）、日常のパトロールより問題事案が発見される。

「現地調査」：問題とされる事案の違反性や危険性を確認するために現地調査を行い、また周囲への聞き込みなどの情報収集を行う。

「行政指導」：問題事案に違法性や危険性がある場合には行政指導として、対象物には警告書の貼付、対象者に対して口頭注意や警告文書の投函などを行い、問題の解消に努める。

「解決」：警告の後、対象物の撤去を行い、同様の事案が発生しないよう事案に応じて注意文の掲示や防止柵を設ける等の措置も行う。

監察係は、正規職員 4 名・非常勤 2 名の計 6 人体制にて業務を行っている。業務は、路上生活者に対する指導のように、他課と連携をとり自立支援センターへの誘導まで含めて、解決に至るまでに時間を要する案件もある。一方で、軽微な不法投棄物を処分して完了となる事案もあり、同じ 1 件の事案であっても対応に要する負担は異なる。

さらに、監察係では不法占用への是正措置を行う中で、民地内の樹木が原因となる事案などにも対応しており、このような事案では行政で定める基準ではなく、法的見地から解決へ向けた対応が求められる場合もある。

<意見事項 15> 道路監察指導業務における他部署との連携及び情報管理について

監察係の本来的な業務は、公共の場所への不法占用等に係る対応であるが、道路上に繁茂した民地からの樹木への陳情にも対応しており、この場合、個人の財産権などが関わってくることもあり、その対応に苦慮しているのが現状である。各職員は道路法や道路交通法などの土木に関連する法律についての知見は高いものの、例えば、近隣トラブル解消や強制手段を検討する場合においては、その実行の是非や、実行する場合の根拠に関し、民法上の解釈・運用など法律の見地からの判断が必要となり、法律に詳しい者からアドバイスを受けることで円滑に事案解消へと繋がる場面もあるとのことである。そのため、区の法律に詳しい職員のいる他部署等と連携しながら対処すると同時に、解決事例等の情報を蓄積し、同じような事例に直面した際に速やかに実行できるような体制を構築することも、1 人当たりの業務処理件数が多い中では、円滑かつ効率的に問題解決に向けて取り組む上では一つの検討事項であると考えている。

2. 橋梁

(1) 概要

橋梁とは、河川・運河などの上に架け渡し、道路・鉄道などを通す構築物をいい、車道を跨ぐように架けられた歩道橋も含まれる。

江東区は古く江戸の中期より開発が始まり、区内を横断する小名木川より南のほとんどを埋め立てて形成されている。「水彩都市」を謳う江東区は、形成過程において江戸への物資運搬経路としての役割を果たす等の理由から、運河が多く造られた。その結果として、現在もなお水路が残り各区内地域を繋ぐための橋梁が多く存在する。

平成 28 年 4 月 1 日現在、区が管理する橋梁は 83 橋（道路橋 72 橋、人道橋 11 橋）となっている。これは、東京湾に面する江戸川区の 57 橋（出所：江戸川区橋梁等長寿命化修繕計画）や中央区の 30 橋（出所：中央区橋梁長寿命化修繕計画）と比較しても多い数となっている。

区道橋の経年別分類は、以下の通りである。なお、今後撤去予定の 10 橋を除いて作成している。

橋種 (経年)	現在（平成 28 年）		10 年後		20 年後	
	橋梁数	比率	橋梁数	比率	橋梁数	比率
24 年以内	28	38.4%	10	13.7%	3	4.1%
25 年～49 年	22	30.1%	32	43.8%	32	43.8%
50 年以上	23	31.5%	31	42.5%	38	52.1%
50 年～79 年	6	8.2%	13	17.8%	20	27.4%
80 年～99 年	16	21.9%	17	23.3%	1	1.4%
100 年以上	1	1.4%	1	1.4%	17	23.3%
計	73	100.0%	73	100.0%	73	100.0%

（区の資料より監査人が作成）

橋梁の多くは、昭和 39 年の東京オリンピックから高度成長期にかけて架設された。橋梁の躯体は、鉄鋼やコンクリートを主体として構築され、経年による劣化および交通利用により損傷が生じるため、修繕・改修のメンテナンスが必要となる。

上表にあるように、架設後 50 年以上の橋梁（撤去予定の橋梁を除く）は、現在の 23 橋（31.5%）から 20 年後には 38 橋（52.1%）へと比率が高まる状況にある。また、区内の橋梁の特徴として、大正 12 年の関東大震災にて焼失・損壊した橋梁の復興事業において、大正 13 年から昭和初期にかけて架けられた架設後 80 年を経過する橋梁（17 橋）が、今もなお交通の要所として使用されている。

このような状況下において、いかにして長期に亘り安全で使用可能な状態を保つか、限られた予算の中で経済的に橋梁の維持管理を行うかが重要となってくる。

① 橋梁維持管理について

1) 予防保全型修繕への転換

2000年（平成12年）を迎えた頃から、高度成長期において集中的に整備されてきた道路構造物は、首都高速道路に代表されるように経年による損傷事例が表面化するなど、老朽化対策の必要性が認識されるようになった。それ以前は、発生した損傷を補修する対症療法型の管理であったが、予算的制約の中でいつどのように対策を行うことが最適であるかを考慮して、道路構造物を計画的・効率的に管理するアセットマネジメントの考え方（「道路構造物の今後の管理・更新等のあり方 提言（平成15年4月 国土交通省 検討委員会）」）のもと、橋梁の設計・建設・維持管理・解体撤去に至るまでの費用総計を考慮したライフサイクルコストを最小化する、予防保全型の修繕等が推奨されるようになった。

また、老朽化による大規模改修や架け替えが一斉に必要な時期が到来することに備え、長寿命化修繕計画の策定費用への補助（支援期間：平成19年度～平成23年度）が国より実施され、区は平成21年度に「江東区橋梁長寿命化修繕計画」を策定している。

2) 定期点検の義務化

現在、国土交通省主管のもと道路の老朽化対策の取り組みとして、国が定める統一的な基準により、5年に一度、近接目視による橋梁の点検が義務付けられている。これは、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を契機に、点検基準の法定化を行う道路法が改正（平成25年6月）され、定期点検に関する省令・告示が平成26年7月に施行されたものである。

定期点検は、統一的な尺度である「橋梁定期点検要領（平成26年6月 国土交通省 道路課 国道・防災課）」に基づき、健全度の判定区分を設定し、診断を実施するものである。

3) 区への対応

A) 橋梁点検要領の策定

区では、国が定める要領に沿って「江東区橋梁点検要領（江東区土木部道路課）」を策定・実施し、次のように点検を行っている。

点検種別	内容
日常点検	通常巡回と年度内に2期（第1期巡回、第2期巡回）に分け、それぞれ点検対象を分けることにより、橋梁すべての部位の損傷や変状の早期発見を図るために、遠望目視を中心とした点検 <第1期巡回> 船舶による水上点検を行い、江東区が管理するすべての橋梁のうち、船上から点検できる橋梁を対象とする <第2期巡回>

Ⅲ. 監査の結果及び意見

点検種別	内容
	歩行により陸上からの点検を行い、江東区が管理するすべての橋梁を対象とする
定期点検	橋梁の保全を図るために５年ごとに専門業者により実施するものであり、主に近接目視及び簡易な点検機器・器具、非破壊試験等により行う点検
異常点検	事故、地震により異常事態と認識・判断した場合に現地確認及び必要な措置を行うことを目的とした点検

B) 長寿命化修繕計画の改定

平成 26 年の定期点検の結果をもとに、区道橋 83 橋のうち、撤去予定のある 10 橋を除いた 73 橋（道路橋 64 橋、人道橋 9 橋）を対象として、区は、平成 27 年 3 月「江東区橋梁長寿命化修繕計画」を改定した。

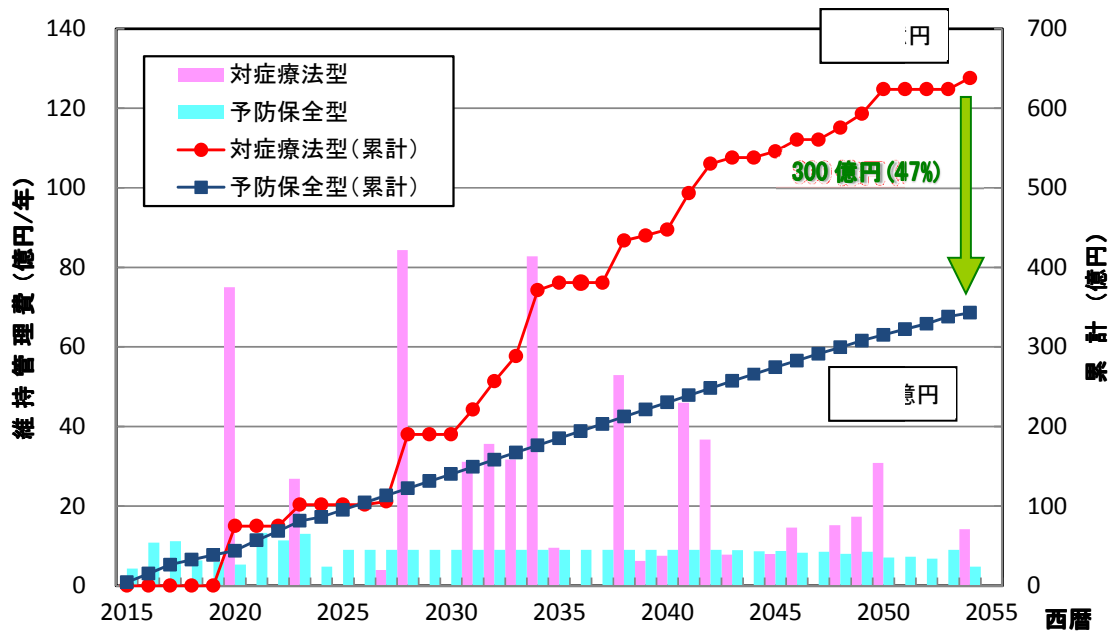
同計画において、「対象橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針」を掲げ、その内容は以下のとおりである。

- ① 従来の対症療法型の橋梁管理から、劣化の進行を予測した上で、損傷が深刻化する前に修繕を行う予防保全型の橋梁管理へ転換し、橋梁の長寿命化を図るとともに、修繕・架替えに係る費用の縮減を図る。
- ② 健全度評価に加えて、交差条件、路線重要度、交通量や供用年数を考慮した上で、修繕計画の優先順位付けを行う。
- ③ ライフサイクルコスト（LCC）を適切に考慮して、修繕費用のシミュレーションを実施し、最適な修繕・架替え計画を策定し、橋梁管理コストの平準化を図る。

また、長寿命化修繕計画による効果は、以下のようにまとめられている。

修繕・架替えに要する経費については、今後 40 年間で 640 億円→340 億円となり、約 47%の縮減が見込まれる。

Ⅲ. 監査の結果及び意見



注記

- 1 対症療法型：予防的な対策は行わず損傷が顕著化した段階で架替えを行う
- 2 予防保全型：損傷の軽微な段階で補修を行う

(江東区橋梁長寿命化修繕計画 [様式 1-1])

② 事業別予算・決算額

区 分	平成 27 年度		
	予算現額 (千円)	決算額 (千円)	収入・執行率 (%)
【歳入】			
国庫補助金			
防災安全交付金			
三島橋改修事業	90,200	90,200	100.0%
中川大橋改修事業	9,045	9,045	100.0%
大規模改修・更新事業補助金			
中川大橋改修事業	89,287	89,287	100.0%
土木負担金			
橋梁改良費負担金 *1			
中川大橋改修事業	154,830	154,830	100.0%
ふれあい橋塗装事業	10,454	10,454	100.0%

Ⅲ. 監査の結果及び意見

区 分	平成 27 年度		
	予算現額 (千円)	決算額 (千円)	収入・執行率 (%)
【歳出】			
橋梁改修費			
三島橋改修事業	284,700	274,250	96.3%
雲雀橋改修事業	600	591	98.6%
新高橋改修事業	21,500	20,520	95.4%
中川大橋改修事業	408,093	407,993	100.0%
橋梁撤去費			
越中島横断歩道橋撤去事業	11,973	11,936	99.7%
鶴島横断歩道橋撤去事業	31,234	31,134	99.7%
橋梁維持費			
橋梁塗装補修事業	114,600	112,663	98.3%
橋梁維持管理事業	25,708	24,380	94.8%

注記

*1 江戸川区からの負担金収入である。中川大橋・ふれあい橋いずれも江東区と江戸川区に跨る橋梁であり、橋梁の管理は江東区が行っているため、事業費の江戸川区負担分を受け入れている。

(2) 監査手続

実施した監査手続は以下のとおりである。

- 業務の概要を把握した上で、詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。
- 関連する法令・要綱・契約書等を入手して内容の検討を行った。
- 長寿命化修繕計画の内容を把握し、修繕計画について検討を行った。

(3) 監査の結果及び意見

① 修繕計画について

1) 定期点検の結果

平成 26 年に行った定期点検の結果は、以下のとおりであった。なお、点検時架替工事
中の 3 橋は、点検対象となっていない。

健全度	I	II	III	IV
橋梁数	32	28	10	0

Ⅲ. 監査の結果及び意見

健全度は、「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成 26 年国土交通省告示第 426 号）」に従って、次のように判定される。

＜定期点検の総合判定（Ⅰ：健全 ←判定→ Ⅳ：緊急措置段階）＞

区分		定義
Ⅰ	健全	橋梁の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	予防保全段階 橋梁の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	橋梁の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	橋梁の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

健全度Ⅲにおける「早期」とは、橋梁定期点検要領（平成 26 年 6 月 国土交通省 道路課 国道・防災課）において、健全度Ⅲと一般的に判定される判定区分 C2 について「判定区分 C2 とは、損傷が相当程度進行し、当該部位、部材の機能や安全性の低下が著しく、橋梁構造の安全性の観点から、少なくとも次回の定期点検まで（＝5 年程度以内）には補修等される必要があると判断できる状態をいう。」とされており、5 年程度と考えられる。

2) 長期修繕計画の策定方針

長寿命化修繕計画では、予防保全型に基づき「江東区橋梁 10 年間（平成 27 年～平成 36 年）修繕計画一覧表」（以下、「長期修繕計画」という）が策定されている。長期修繕計画は、各橋梁について、10 年間の大規模改修（架替を含む。以下、同じ。）と塗装補修の時期が明示されたものとなっている。

大規模改修については、供用年数 80 年以上の歴史的価値の高い保存橋梁、定期点検の判定区分がⅢの橋梁（判定区分Ⅳに該当する橋梁はない）、平成 20 年度に区が実施している耐力度調査結果を総合的に勘案して策定された。なお、大規模改修は設計委託・物価調査・工事の 3 ステップを踏み、設計委託 1 年、物価調査 1 年、工事（大規模改修 2 年／橋梁架替 3 年）の計 4 年ないし 5 年の期間を要し、予算の平準化を行い計画されている。

また、塗装補修については、過去の塗装実施履歴から塗料の耐久年数のサイクルを加味して計画されている。

3) 改修等の計画

定期点検において健全度Ⅲであった 10 橋について、長期修繕計画における大規模改修予定は以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

橋梁名	供用年数 *2	年度										備考
		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
中川大橋	41	3	3									改修実施
浜園橋	41					1	2	3	3	3		架替予定
釣船橋	52								1	2	3	架替予定
弁天橋	84			1	2	3	3	3				架替予定
緑橋	87							1	2	3	3	架替予定
御船橋	88		1	2	3	3	3					架替予定
清水橋	89	1	2	3	3	3						架替予定
新砂橋	25											*3
砂潮橋	43											*4
蛤橋	58											*5

(長期修繕計画より監査人が作成)

注記

- 1 表中、「1：設計委託、2：物価調査、3：工事」を示している。
- *2 平成28年4月1日現在の供用年数である。
- *3 新砂橋は、支承部（桁と橋台、橋脚を接続する部材）が健全度Ⅲに該当するものであるが、単年度での補修が可能な内容である。通行止めを伴う程の大規模改修を必要としないことから、平成28年度の塗装・補修工事の中において補修を行う計画である。
- *4 砂潮橋に大規模改修の予定が組まれていないのは、今後の変状進行状況を確認する必要があり、平成31年度の定期点検の結果を以て改修実施の要否を再検討するとのことである。
- *5 蛤橋は、平成28年度の維持工事で補修を行う。また、東京都と江東区が策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において優先整備路線として位置づけられた補助199号線に架かる橋梁である。補助199号線には、平成33～35年度に大規模改修予定の浜園橋も架かっており、両橋梁を主要進入路線とする塩浜一丁目地域は、この2つの橋梁を同タイミングで大規模改修を行うと通行上の大きな障害となる。そのため、長期修繕計画上は浜園橋架替終了後にスケジュール等の再調整を行う想定であり、計画上には反映されていないが、先述の第四次事業化計画においては架替を行うことで予算組みをしている。

また、健全度Ⅱである橋梁のうち、橋梁の構造上特殊なもの、歴史的に価値のあるものとして保存橋梁と位置付けている橋梁については、改修の実施と適切な維持管理を通じて、現存保存を図る計画を立てている。健全度Ⅱであった橋梁のうち、大規模改修を予定している橋梁は以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

橋梁名	供用年数 *2	年度										備考
		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
小松橋	86						1	2	3	3		改修予定
新高橋	86	1	2	3	3							改修予定
東富橋	86				1	2	3	3				改修予定
巽橋	87					1	2	3	3	3		架替予定
雲雀橋	42	2	3	3								*3

(長期修繕計画より監査人が作成)

注記

- 表中、「1：設計委託、2：物価調査、3：工事」を示している。
 - *2 平成 28 年 4 月 1 日現在の供用年数である。
 - *3 雲雀橋は、平成 20 年度実施の耐力度調査結果に基づき、予防保全型の考えのもと大規模改修を実施する計画とした。
- 4) 経過年数、健全度と大規模修繕との関係
- 長期修繕計画における橋梁経過年数及び健全度と 10 年間（平成 27～36 年）の大規模改修予定との関係は、以下のとおりである。

経年別分類	健全度	橋梁数	改修予定数
50 年未満	I	28	0
	II	15	1
	III	4	3
	小計	47	4
50 年以上	I	4	0
	II	13	4
	III	6	5
	小計	23	9
合計		70	13

(区の資料より監査人が作成)

注記

- 1 点検時架替工事中の三石橋、平野橋、三島橋を除く

健全度Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）の橋梁については、先述の橋梁（新砂橋、砂潮橋、蛤橋）を除き大規模改修が予定されている。改修が予定されていない砂潮橋は、次回点検時（平成 31 年度）においても健全度Ⅲの判定のままとなる（新砂橋は平成 28 年度に塗装・補修工事、蛤橋は平成 28 年度維持工事により対応）。

ここで、経過年数 50 年以上の 23 橋を見ると、9 橋のみ改修が実施され 14 橋は改修予定となっていない。改修の要否は、経過年数を以てのみ判断するものではなく、健全度も考慮して決定されるべきではあるが、経年劣化は当然にして生じてくる。健全度がⅠ／Ⅱのうち、次回点検時には健全度Ⅲへ移行する橋梁があることが想定される。

また、経過年数 50 年未満である健全度Ⅱの 15 橋のうち、14 橋は改修予定となっておらず、この中からも次回点検時には、健全度Ⅲに移行する橋梁が出てくることが想定される。

長期修繕計画どおり、10 年間の改修をこれ以上増加させないとすれば、平成 31 年の点検時において健全度Ⅲと新たに判定された橋梁の大規模改修は、平成 37 年度以降とならざるを得ない。よって、更に 5 年後の平成 36 年定期点検時には、平成 31 年点検時に新たに健全度Ⅲと判定された橋梁はすべて持ち越されることとなり、健全度Ⅲと判定される橋梁が、更に増加することも想定される。

<意見事項 16> 長期修繕計画の大規模改修スケジュールについて

長期修繕計画において大規模改修の対象としてまず考えなければならないのは、健全度Ⅲに区分される橋梁であり、健全度Ⅲとは「橋梁の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」である。ここで「早期」とは、5 年程度を念頭に対応を図るべき状態であると考えるが、現状の長期修繕計画においては、向こう 10 年内（平成 36 年度まで）に手当を図る計画となっている。また、1 橋については、10 年以内に改修が計画されておらず、平成 31 年度の定期点検の結果を以て改修実施の要否を再検討することとなっている。

平成 31 年度の定期点検において、健全度Ⅲと新たに判定される橋梁も出てくると予想され、これについては平成 36 年度までに追加改修が組まれる枠は無く、平成 37 年度以降の手当とならざるを得ない。現在の計画では、将来的に、適切な時期に手当が行えない橋梁が残存する可能性がある。

長期修繕計画の基本方針は、損傷が軽微な段階から補修を行う予防保全型の対応であり、これにより維持管理費の削減と平準化を図るものである。長期修繕計画では、大規模改修に至る前段階の措置として、単年度で実施可能な塗装・補修を実施し、橋梁の維持を可能とする計画であり、1 年間に塗装・補修対応予定の橋梁は 2～4 橋で計画されている。大規模改修も含めた橋梁維持管理費は年間 8～9 億円を想定して組んでいるとのことであり、この水準を維持すると長期修繕計画以上に改修を行うことはできず、健全度Ⅲ判定の橋梁の改修も先送りせざるを得ない。

本区は、橋梁数が他区と比較して多いことは先述のとおりであり、固有の事象であると捉え特に注力していく検討課題の一つであると考ええる。また、橋梁はインフラ資産であり、災害時も想定した対応が必須であり、点検において何らかの措置を講ずべきと判定された橋梁の修繕を先延ばしにすることがあってはならない。長寿命化修繕計画の効果として、

Ⅲ. 監査の結果及び意見

40年間で300億円のコスト削減を見込んでいるが、削減したコストを一部再活用する、前倒して計画を予定するなど、点検結果にできる限り早期に対応できるよう、長期修繕計画の改修スケジュールについては引き続き検討すべき課題と考える。

② 三島橋改修事業

1) 事業概要

三島橋は昭和4年に架設され、その後、昭和49年に上部工の架替えを実施しているが、下部工については建設当初のまま活用しており、建設から80年以上経過している。平成20年に実施した橋梁点検調査において、規定の耐震性能を満たしていないことが判明し、長寿命化修繕計画に基づき、架替工事を実施するものである。

本工事は、平成26年度より開始され27年度は工期2期目となる。1期目においては旧橋の撤去を中心に工事が行われ、2期目において橋台構築、桁製作工事が行われている。

2) 契約

三島橋改修事業に関する契約内容は、以下のとおりである。

【1期目（平成26年度）】

（税込 単位：千円）

件名	契約方法	予定価格	契約額	落札率
三島橋架替工事（その1）*1	制限付一般競争入札	337,016	336,960	99.9%

注記

*1 履行期間は平成27年12月11日までであり、1期目の旧橋撤去、2期目の橋台構築までを含む

【2期目（平成27年度）】

（税込 単位：千円）

件名	契約方法	予定価格	契約額	落札率
三島橋架替工事（その2）*1	制限付一般競争入札	205,707	201,312	97.8%

注記

*1 履行期間は平成28年7月29日までであり、2期目の桁製作、3期目の橋面工までを含む

なお、三島橋架替工事（その1）の入札については、「7. 契約事務」において詳細を検討している。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

③ 新高橋改修事業

1) 事業概要

新高橋は昭和 5 年に架設され、昭和 54 年に小改修が行われている。供用年数は 86 年を経過し、長寿命化修繕計画にて平成 29、30 年度に大規模改修を予定している。本件は、大規模改修を行うための設計委託である。

2) 契約

新高橋改修事業に関する契約内容は、以下のとおりである。

(税込 単位：千円)

件名	契約方法	予定価格	契約額	落札率
新高橋修繕設計委託	希望型指名競争入札	22,534	20,520	91.0%

3) 委託総括書の承認について

委託総括書とは、委託する項目・工種の細目ごとに工費を取り纏めた稟議回付書類の一つである。本件に関する回覧済み委託総括書を閲覧したところ、前年度発注の委託事業の内容が記載されていた。これは、本件委託総括書作成の際、前年度データを上書きする形で作成したため、前回の内容が残ってしまったとのことである。

<意見事項 17> 承認プロセスにおける検証の必要性について

新高橋改修事業に係る稟議回付書類の一つである委託総括書において、前年度発注の委託事業の内容が記載されていた。担当者の不注意によるものであり、前年度委託事業の内容が記載されたことにより契約事項等には影響はないものの、承認プロセスにおいて適切なチェックがなされていたか疑義が生じる。有効な検証がなされるよう、今後の業務において十分に注意されたい。

④ 中川大橋改修事業

1) 事業概要

中川大橋は、昭和 2 年に架設、その後昭和 50 年に架替えられた橋梁である。

本工事は、橋脚耐震補強・床版打替・歩道拡幅等を行うものであり、長寿命化修繕計画に基づき、平成 27、28 年度に実施される大規模改修の工期 1 期目の事業である。

2) 契約

中川大橋改修事業に関する契約内容は、以下のとおりである。

(税込 単位：千円)

件名	契約方法	予定価格	契約額	落札率
中川大橋改修工事	制限付一般競争入札	664,133	664,133	100.0%

Ⅲ. 監査の結果及び意見

落札率が 100%となっているが、詳細については、「7. 契約事務」において検討を行っている。

⑤ 越中島横断歩道橋・鶴島横断歩道橋撤去事業

1) 事業概要

横断歩道橋の多くは、昭和 40 年代から昭和 50 年代初頭にかけて整備され、当時社会問題化していた交通事故・渋滞対策として、車と歩行者を分離するために設置された経緯がある。現在は、経年による老朽化や景観面での課題が多くなり、また少子化により通学路の指定から解除されたことや高齢化社会をむかえ、利用者が少なくなっているという社会情勢の変化により、撤去の方向で進められている。

このような情勢の中、本事業は、越中島及び鶴島横断歩道橋を撤去するものであり、平成 28 年 4 月 1 日現在、区が管理する歩道橋は 4 橋（本工事における 2 橋撤去後）となっている。

2) 契約

越中島横断歩道橋・鶴島横断歩道橋撤去事業に関する契約内容は、以下のとおりである。

（税込 単位：千円）

件名	契約方法	予定価格	契約額	落札率
越中島横断歩道橋外 1 橋撤去工事 *1	指名競争入札	45,151	43,070	95.3%

注記

*1 「外 1 橋」は、鶴島横断歩道橋である。

3) 入札

予定価格 3 千万円以上の工事については、総合評価方式一般競争入札によって入札が行われるところ、本工事については指名競争入札によって入札執行が行われており、その経緯は以下のとおりである。

経過	顛末
平成 27 年 5 月 1～13 日	一般競争入札公告を実施するも、設定した最低参加者数 3 者に満たないことにより不成立
5 月 15～22 日	最低参加者数を 3 者から 2 者に減じて再度公告を実施するも、最低参加者数未滿により不成立
5 月 26 日	持ち回り決裁による指名業者選定委員会で 8 者を指名
5 月 27 日	指名業者に通知
6 月 16 日	開札結果は 8 者中 7 者が「辞退」、1 者のみ応札し落札率 95.3%にて決定

Ⅲ. 監査の結果及び意見

本件は、一般競争入札において最低参加者数の条件を満たさなかったが、早急に工事を実施する必要があったため、指名競争入札に切り替えて実施されたものである。

⑥ 橋梁塗装補修事業

1) 事業概要

塗装補修事業は、長寿命化修繕計画に基づく予防保全型の措置として、橋梁延命のために行われる。特に、東京湾に囲まれた江東区は塩分が飛来する地区であり、塩害から鋼製の橋梁を守るため防錆効果を高めた塗装を行う必要がある。

2) 契約

平成 27 年度に実施された塗装工事に関する契約は、以下のとおりである。

(税込 単位：千円)

件名	契約方法	予定価格	契約額	落札率
西深川橋塗装工事	総合評価方式一般競争入札	66,404	51,494	77.5%
ふれあい橋塗装工事	制限付一般競争入札	27,000	20,427	75.6%
小名木川クローバー橋塗装工事	制限付一般競争入札	24,141	18,183	75.3%
都橋通り横断歩道橋外 1 橋塗装工事	制限付一般競争入札	22,935	17,452	76.0%

3. 河川

(1) 概要

区内では内部河川や運河が縦横に走っており、その開放的な空間は区の景観形成の骨格となっている。さらに、内部河川や運河に沿って、散策路として水辺の散歩道や潮風の散歩道などが整備され、サクラなどを植えて緑豊かな水辺空間が形成されている。

このように、河川と緑が豊かな区であるが、「ゼロメートル地帯」と言われているとおり、河川よりも土地が低い場所も存在するという特徴もある。そのため、過去には台風などで大きな水害が発生した。また、今後大きな地震が発生した場合には、壊れた護岸から水が土地に流れ込み、大きな被害をもたらされる可能性もある。このような特徴から、水害の発生予防と災害時の安全確保に関する対策が必要である。

区が管理する河川数は 18、総延長 31,802m（平成 28 年 4 月 1 日現在）である。また、水辺・潮風の散歩道の整備延長の推移は、以下のとおりである。

（各年 4 月 1 日現在）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
水辺の散歩道（m）	17,646	18,451	19,231	19,468	20,428
潮風の散歩道（m）	7,422	7,485	7,866	8,340	8,380

注記

1 東京都施工分を含んでいる。

区では長期計画（後期）施策 1 水辺と緑のネットワークづくりにおいて、施策実現に関する指標として水辺・潮風の散歩道整備状況を掲げ、平成 31 年度には 29,647m にすることを目標にしており、水辺・潮風の散歩道の整備を進め開放する距離を延ばしている。これに伴い、河川の維持・管理を行う面積は年々増加している。河川の維持管理費も増加傾向にあり重要性が高まっている。

(2) 監査手続

実施した監査手続は以下のとおりである。

- 業務の概要を把握した上で、詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。
- 所属別事業別歳出一覧表を 3 年分入手し、予算、決算額の増減について検証を行った。
- 契約台帳より重要な契約を抽出し、契約書、見積競争調書、業者推薦書等を閲覧し、区の規則に沿った契約がなされているかについて確認を行った。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

(3) 監査の結果及び意見

① 河川維持管理事業

1) 事業の概要

河川維持管理事業の業務内容は、転落防止柵や通路・階段の点検・補修、樹木や緑地の剪定・除草・清掃等、日常パトロールであり水辺と緑の事務所が行っている。また、給排水ポンプの維持管理は施設保全課照明・設備係が、河川管理施設の改修は河川公園課工事係が行っている。平成 27 年度の予算現額、決算額、執行率は、以下のとおりである。

事業区分	平成 27 年度		
	予算現額 (千円)	決算額 (千円)	執行率 (%)
河川維持管理事業 (施設保全課水辺と緑の事務所)	194,047	187,826	96.8%
河川維持管理事業 (施設保全課照明・設備係)	84,000	83,549	99.5%
河川維持管理事業 (施設保全課庶務係) *1	27,261	25,989	95.3%
河川維持管理事業 (河川公園課工事係) *2	108,454	104,789	96.6%
河川維持管理事業 (河川公園課工務係) *3	3,536	2,227	63.0%

注記

- *1 主に給排水ポンプの電気料金、水辺・潮風の散歩道の電気料金である。
- *2 水門等に関する修繕、河川及び護岸設備の設置、交換に係るものである。
主な工事は、横十間川水門外 3 箇所改良工事である。
- *3 河川巡視等のための船舶借上げ代金など

2) 施設保全課水辺と緑の事務所が実施する維持管理事業について

水辺と緑の事務所では、護岸の清掃、護岸の剪定、河川及び護岸設備の修繕を主に行なっている。平成 25～27 年度の予算現額、決算額、執行率の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

科目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
需要費 *1	予算現額	2,570	2,666	2,221
	決算額	1,338	1,322	576
	執行率	52.0%	49.6%	25.9%
役務費	予算現額	103,780	113,205	145,161
	決算額	95,678	107,703	140,603
	執行率	92.2%	95.1%	96.9%
工事請負費	予算現額	22,417	34,296	45,884
	決算額	20,445	30,437	45,884
	執行率	91.2%	88.7%	100.0%

Ⅲ. 監査の結果及び意見

(単位：千円)

科目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
その他	予算現額	774	781	781
	決算額	671	222	763
	執行率	86.7%	28.4%	97.7%
合計	予算現額	129,541	150,948	194,047
	決算額	118,132	139,685	187,826
	執行率	91.2%	92.5%	96.8%

注記

*1 主に護岸設備の小規模な修繕に関する費用である。

A) 護岸の清掃、剪定・除草に関する業務について

役務費の決算額が、平成 25 年度は 95,678 千円であるのに対し、平成 27 年度は 140,603 千円である。金額にして 44,925 千円、比率にして 46.9%上昇している。役務費の内訳は、護岸の清掃料と護岸の剪定・除草に関する費用に分かれる。清掃料と護岸の剪定・除草に関する費用の平成 25～27 年度の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
清掃料	予算現額	30,330	33,441	39,981
	決算額	30,261	33,277	38,850
	執行率	99.8%	99.5%	97.2%
剪定・除草料	予算現額	73,450	79,764	105,180
	決算額	65,417	74,426	101,753
	執行率	89.1%	93.3%	96.7%
合計	予算現額	103,780	113,205	145,161
	決算額	95,678	107,703	140,603
	執行率	92.2%	95.1%	96.9%

清掃料に含まれる主な業務内容は、河川清掃業務であり、具体的にはゴミの収集である。また、剪定・除草料に含まれる主な業務は、緑地管理業務であり、具体的には樹木の剪定、除草、病虫害防除である。それぞれの業務について外部の業者に委託している。

区の方針として、護岸を開放し歩くことが出来る面積を増やしている。また、東京都における「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、東京都管理河川のうち、区が管理している河川がある。当該条例に基づき、東京都から管理を委託される河川があり、それに伴い、水辺の散歩道の整備延長が延びている。

河川清掃業務に関する委託契約は、単価契約であり、清掃面積が増加すると費用が増加

することとなる。水辺の散歩道、潮風の散歩道が延びたことにより、清掃面積が平成 25 年度 151,030 ㎡、平成 26 年度 151,030 ㎡、平成 27 年度 176,016 ㎡と増加している。

緑地管理業務に関する委託契約は、主に除草面積に対して単価を掛けた金額、及び樹木剪定数に対して単価を掛けた金額の総額で算出する。水辺の散歩道、潮風の散歩道の全長が伸びたことにより、委託費が増加している。

<意見事項 18> 業者間での業務報告の質の違いについて

緑地管理業務において、業者に対して、作業後に作業路線を測量し、出来高図を提出するよう求めている。東部と西部に分け、それぞれ異なる業者に委託を行なっているが、出来高図の作成レベルがかなり異なっている。西部の業者では、河川護岸のどこからどこまでの草刈等を行なったか、測量が細かく行われ、面積が正確に算出されていた。それに対し東部の業者での出来高図は草刈等を行なった面積は表示されているが測量をどのように行なったか分からず、出来高図では作業を行なった面積が分からない状態であった。

最終的には、出来高図のみならず、区の担当者が月に数回検査を行い、業務が適正に行われているかを確認している。また、出来高図の作成レベルの違いはあるものの業務のレベルに差はないとのことであった。

しかし、単価契約の場合、出来高を確定し委託費を算定するため、出来高は非常に重要な項目であり、区の担当者が頻繁に検査を行うことも出来ないため、出来高図の作成をより正確に行うことを指導すべきと考える。

B) 河川管理施設の修繕業務について

河川管理施設の改修は河川公園課工事係にて行われるが、日々の修繕や小規模な補修、工事については施設保全課水辺と緑の事務所が行う。工事請負費が平成 26 年度 30,437 千円であるのに対し、平成 27 年度は 45,884 千円と 15,447 千円増加している。この増加の要因は、平成 27 年度に横十間川の木製散歩道の補修が 16,062 千円生じたことが大きい。

当該補修は、根太（床板を支えるため床の下に渡す横木）が破損、腐敗していたため行なったものであるが、これは住民からの陳情があり、判明したものである。河川及び木製デッキの点検は毎年行なっていたが、上から見るだけの点検であり、中の部分については発見することが出来なかった。そのため、平成 27 年度からは、船に乗り木製デッキを下から見る点検を行っているとのことである。

3) 施設保全課照明・設備係が実施する維持管理事業について

照明・設備係では取水・排水ポンプの点検、修繕、交換を行なっている。平成 25～27 年度の予算現額、決算額、執行率の状況は以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

(単位：千円)

科目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
需要費 *1	予算現額	9,286	5,079	5,079
	決算額	9,283	5,070	5,075
	執行率	100.0%	99.8%	99.9%
委託料 *2	予算現額	4,901	4,881	5,185
	決算額	4,757	4,572	4,863
	執行率	97.1%	93.7%	93.8%
工事請負費	予算現額	25,448	32,724	73,408
	決算額	24,318	28,350	73,300
	執行率	95.6%	86.6%	99.9%
その他	予算現額	90	203	328
	決算額	59	61	311
	執行率	65.5%	30.0%	94.8%
合計	予算現額	39,724	42,887	84,000
	決算額	38,417	38,052	83,549
	執行率	96.7%	88.7%	99.5%

注記

*1 ポンプ修繕費と消耗品のランプ代（散歩道）である。

平成 25 年度はポンプ故障が重なったため金額が大きくなっている。

*2 主に各ポンプ点検整備に関する委託料である。

A) ポンプの種類等

ポンプは大きく分けて 3 つに分かれる。河川に設置されているポンプ、親水公園の橋や水辺・潮風の散歩道の下に設置されているアンダーパスポンプ、排水場に設置されているポンプである。それぞれのポンプ数は、以下のとおりある。

河川設置ポンプ	10 箇所 28 基
アンダーパスポンプ	42 箇所 69 基
排水場ポンプ	6 箇所 20 基

河川に設置されているポンプは、河川から親水公園に水を流すためのポンプである。親水公園は自然に近い形で人々と川との垣根を低くすることを目的としているが、河川から親水公園に水を流すためにポンプで水を吸い上げ、最後に親水公園から河川に水を流すことが必要となる。

親水公園の橋や水辺・潮風の散歩道の下に設置されているアンダーパスポンプは、アン

ダーパスと呼ばれる地面が低くなっている場所に流れ込む水（雨や湧水）を排出するため設置されている。

排水場に設置されているポンプは、下水道施設等において内水を排除する目的で設置される。

B) ポンプの補修、改良計画について

平成 27 年度は、仙台堀川取水ポンプ所外 4 箇所の改良工事が生じたため、工事請負費の金額が大きく増加した。区の河川は海から流れており、海水が多く混じっている。そのため腐敗がしやすく、水中にあるポンプは 5 年～7 年で交換が必要になる。また、ポンプは個々で仕様が異なるため 1 基当たりの値段が高額である。そのため補修、改良について計画が作成されている。各ポンプがいつ補修、改良が行われたかの一覧表を作り、耐用年数と検査の結果、また予算を考慮して将来の補修、改良計画を作成している。ポンプの検査に関しては、年に一度業者に委託をし、ポンプの運転に支障をきたすかどうかを判定ランク A～D でランク付けしている。ランク A は現状では問題なし、ランク D は運転不可能になる可能性が大きいものである。ランク D については、優先的に補修、改良の計画に盛り込まれている。

C) 工事内容等について

仙台堀川取水ポンプ所外 4 箇所改良工事は、特命契約になっており、契約額は 39,852 千円であった。特命契約を行なっている理由は、以下のとおりである。

本工事は既存の施設の機能を付加させる工事であり、既存設備を設置した業者のシステムを改良するものであるため、他者製品を付加させることはシステム上困難であること、また、同社が日常のメンテナンスも請け負っており、本工事で他社が介入することは工事施工中のみならず、工事施工後においても故障等発生時及び故障等に伴う水害発生時に責任の所在が不明瞭になる懸念があるため。

当該工事は、東京都が管理する小名木川排水機場等の耐震補強工事が行われることにより、河川公園課にて水門改良工事を実施することになり、それに付随して行われた工事である。この工事により、突発的なゲリラ豪雨や職員が不在である夜間においても水害に対する安全性を高めることが出来る。

4. 公園、児童公園等

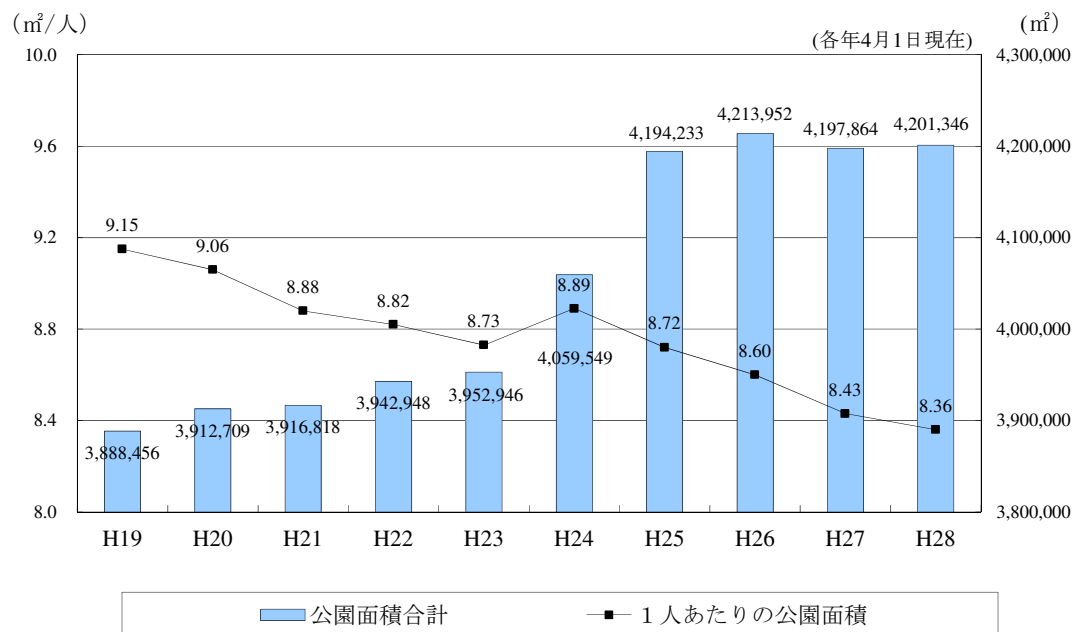
(1) 概要

平成 28 年 4 月 1 日現在、区が管理する公園は 167 園（1,001,364 ㎡）、児童遊園は 91 園（32,385 ㎡）であり、一時開放地扱いの遊び場 9 箇所、魚釣場 2 箇所がある。また、区で管理する公衆便所は多くの公園・児童遊園・駅前・橋台敷などに設置されており、193 箇所となっている。区では、500 メートル四方で区切り、その中に公衆便所が 1 つあることを目標にし、設置を行なっている。また、「だれでもトイレ」の設置を順次進めている。

公園には、都市公園法に基づく「都市公園」とそれに準ずる「都市公園以外の公園」のほか、自然公園法に基づく「自然公園」がある。区が管理する公園は「都市公園」と「都市公園以外の公園」として江東区立児童遊園条例に基づく、児童遊園がある。児童遊園はその名の通り、遊具・ベンチ等がありある程度均一的な造りとなっているが、公園に関しては、遊具が豊富で主として子どもの遊びを想定したもの、あるいは親水公園や緑道公園のように細長い造りで散策等を想定したもの、有料施設を有するもの、貸自転車のある交通公園、テニスコートや野球場等を有するものといったさまざまな形態がある。

また、児童遊園と違い、公園については、「みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。」（都市公園法第 16 条）という公園保存義務を公園管理者が負っている。

公園面積合計と 1 人当たりの公園面積の推移は、以下のとおりである。なお、公園面積には、区内の国営公園 1 園、都立公園 23 園を含んでいる。



(江東区データブック 2016)

Ⅲ. 監査の結果及び意見

東京都建設局「公園調書」によれば、平成 28 年 4 月 1 日現在の区立公園面積は、23 区の中で 6 番目に多くなっている。また、人口 1 人当たりの公園面積は 8.58 m²（国民公園等及び公団・公社の設置する公園を含む）であり、23 区の中では 3 番目に多くなっている。長期計画（後期）では、人口 1 人当たりの公園面積の平成 31 年目標値を 10 m²としており、今後、公園の増加に伴い、維持管理費の増加も予想される。

(2) 監査手続

実施した監査手続は以下のとおりである。

- 業務の概要を把握した上で、詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問・公園等の現地調査・他区の状況等の調査を行った。
- 指定管理者制度について、協定書・契約書等の詳細な資料を入手し、内容の検討を行った。
- プロポーザル方式による契約について、契約先の選定過程に関する資料を入手し、内容の検討を行った。

(3) 監査の結果及び意見

① 公園・児童遊園・遊び場（以下、「公園等」という）維持管理事業について

1) 事業の概要

公園等の維持管理事業については、主として施設保全課水辺と緑の事務所の所管であり、このほか、光熱水費の支払い、指定管理に関する業務は同課庶務係、公園灯の管理は同課照明・設備係の所管となっている。

水辺と緑の事務所においては、公園等の維持管理のため、区直営の作業班及び委託先の業者との連携によって様々な作業を行っている。公園等の清掃、緑地管理、ごみの運搬、遊具等工作物の保守点検、有料無料遊戯施設の運営、日常的な修繕・工事等である。

委託業者との契約は、単価契約のため競争見積合せによっており、一部の業務では特命契約がなされている。特命契約の中で最大のものは、シルバー人材センターへの委託であり、これは政策的になされているものである（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号）。

また、平成 18 年から若洲公園の一部について指定管理を開始し、さらに平成 28 年 4 月からは若洲公園の全域、及び堅川河川敷公園について指定管理に移行している。

平成 27 年度の予算現額、決算額及び収入・執行率は以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

事業区分	平成 27 年度		
	予算現額 (千円)	決算額 (千円)	収入・執行率 (%)
【歳入】			
ボート場使用料 (施設保全課庶務係)	1,142	811	71.1%
カヌー・カヤック場使用料 (施設保全課庶務係)	1,079	1,084	100.5%
フットサル場使用料 (施設保全課庶務係)	33,930	37,329	110.0%
駐車場使用料 (施設保全課庶務係)	1,079	1,494	138.5%
【歳出】			
公園維持管理事業 (施設保全課庶務係) *1	166,214	161,981	97.5%
公園維持管理事業 (施設保全課照明・設備係) *2	27,021	21,970	81.3%
公園維持管理事業 (施設保全課水辺と緑の事務所)	892,835	858,812	96.2%
合計	1,086,070	1,042,764	96.0%
児童遊園維持管理事業 (施設保全課庶務係)	6,050	5,008	82.8%
児童遊園維持管理事業 (施設保全課照明・設備係) *2	4,493	2,446	54.5%
児童遊園維持管理事業 (施設保全課水辺と緑の事務所)	28,416	23,425	82.4%
合計	38,959	30,880	79.3%
遊び場維持管理事業 (施設保全課庶務係)	940	781	83.1%
遊び場維持管理事業 (施設保全課水辺と緑の事務所)	7,719	6,678	86.5%
合計	8,659	7,460	86.2%

注記

*1 主な支出（決算額）は、光熱水費 68,116 千円、指定管理料 93,013 千円である。

*2 施設保全課照明・設備係において発生している事業費は、公園灯の維持管理に係るものであり、6.照明灯に含めて監査を実施している。

2) 公園維持管理事業（水辺と緑の事務所）の歳出額の内訳及び推移

公園維持管理事業（水辺と緑の事務所）における、平成 25～27 年度の歳出推移は、以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
清掃料	159,464	180,246	203,657
工事請負費	71,848	78,513	66,233
運搬料・手数料 *1	18,527	16,296	19,101
剪定・除草料 *2	274,450	294,596	336,185
事務・業務委託料 *3	215,813	217,503	219,754
施設維持管理委託料 *4	2,282	2,468	2,599
その他 *5	10,723	11,343	11,279
公園維持管理事業合計	753,109	800,969	858,812

注記

- *1 ごみの運搬及び処分費用である。
- *2 剪定・除草料には、児童遊園及び遊び場分も含んでいる。剪定・除草料及び清掃料は、事業ごとではなく地区ごとに一括して委託している。清掃料は面積基準によって各事業に按分しているが、剪定・除草料に関しては按分を行っていない。
- *3 若洲公園業務委託・堅川河川敷公園管理運営委託・シルバー人材センターへの委託等である。
- *4 じゃぶじゃぶ池での水循環施設の点検と清掃費用である。
- *5 需用費、使用料、賃借料、及び原材料費などである。

公園維持管理事業において、上表の「その他」以外の歳出項目は全て業者との契約に基づき発生した費用であり、近年は管理面積の増加や単価の上昇等により契約額は増加傾向にある。区直営の作業班の人件費はここには計上されないため、今後委託への移行が進めば、公園等の維持管理事業に計上される金額は増加することとなる。

3) 区直営の作業班について

区直営の職員による作業班は、区内の地区割りをもとに、平成 27 年現在、東部班、西部班、臨海・機動班、器材班の 4 つに分かれている。この他、公園詰所にも職員が配置されている（平成 27 年度は 3 か所の詰所に各 1 名ずつ計 3 名）。

各作業班の主な業務は、各公園及び児童遊園等の巡視、植栽の手入れ、施設点検、補修、ごみの運搬などである。しかし、現在は当該作業班の業務と委託業務が混在しており、以下のとおり非効率な点があることも否めない。

- 高い木の剪定に関しては、直営の作業班は、7 m 程度の作業が限度とのことで、それ以上は専門業者に委託することになる。
- 夏休み前に各公園及び児童遊園等施設の一斉点検を行っているが、点検を行うのは直営

の作業班ではなく、公園業務に携わる技術職の職員である。また、専門業者への点検の委託、年間を通した維持に係る修繕委託及び工事契約を行っている。

- 天候不良の日に関しては、公園の排水機能の点検や、事務所で待機しながら作業道具の点検・修理をすることもあるとのことであり、作業日誌上では、事務所内待機という記載が散見される。
- ごみの運搬に関しては、各公園及び児童遊園等で集められたごみを浜園橋にある一時集積場までは作業班が運搬し、浜園橋置場から清掃工場や処分場に運搬するのは委託業者である。同じ委託業者が全て行った方が効率的と考えられる。
- 直営の作業班があると、突発的な案件への対応がしやすいというメリットがあるとのことであるが、定時外や休日に事務所の職員に連絡があった場合は、作業班は対応しないため、委託業者に連絡して対応してもらうとのことである。

<意見事項 19> 区直営の作業班と委託業務の混在について

現在、区直営の作業班の業務と委託業務が混在しており、非効率な点が存在するようである。区としては、作業班に属する職員の高齢化が進んでおり、職員の退職に伴う新たな人員補充はせず、その分、業務の外部業者への委託化によって対応していく予定であるとのことであり、今後に向けて効率的な業務推進が望まれる。

4) 横十間川親水公園ボート場の管理運営について

A) ボート場の概要

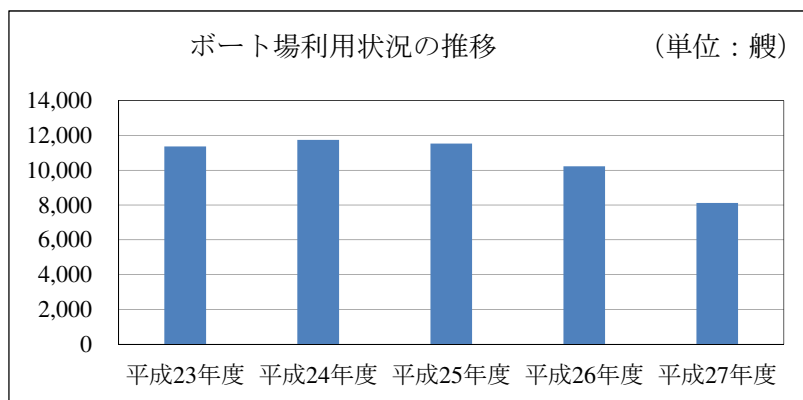
横十間川親水公園の一部分にボート場が設けられており、その維持管理は施設保全課の水辺と緑の事務所の所管であり、実際の運営はシルバー人材センターに委託している。

近年は、ボート回遊区域（河川）に架かる橋梁工事に伴う回遊区間の減少・乗り場の変更、及び和船の人気上昇によるボート開設期間の減少などによって、利用者は減少傾向にあり、橋梁工事が完了するまであと数年は減少傾向のままであろうとのことである。

ボート場営業期間は冬季（12月～2月）を除く土日祝であり、春休み・夏休み等は平日も営業しているが、近年、和船の運航日は休業している。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

B) ボート場の利用状況



(水辺と緑の事務所の資料より監査人が作成)

利用人数は、平成 25 年度から減少傾向にある。平成 26 年 9 月に開始された三島橋の工事以来、2 箇所ある乗船場のうちの 1 箇所である北砂乗船場が移動したため、従来から利用の多かった同乗船場の利用人数は大きく減少している。

C) 平成 27 年度におけるボート場の管理運営に係る歳入及び歳出の状況

平成 27 年度におけるボート場の管理運営実績 (単位：千円)

歳入		811
歳出 *1		10,461
	ボート賃借料	4,129
	シルバー人材センターへの委託費 *2	5,918
	警備会社に支払う警備料	414
差引		▲ 9,650

(区の資料より監査人が作成)

注記

- *1 このほか、間接的な経費として、区の職員の人件費、公園の維持管理費用、公園内詰所の運営費用等が発生している。また、過年度に券売機 (95 万円×2 機) を購入している。なお、数万円の少額経費に関しては上表では省略している。
- *2 契約書をもとに、ボート場運営に係る各作業の単価×年間労働時間によって算出した。

D) 利用料金について

利用料金は 1 艘につき 30 分 100 円であり、サイクルボート (足漕ぎ) と手漕ぎボートの料金区分や、年齢区分などによる別料金は設定されていない。ボート場開設時 (昭和 59 年) に条例により規定されて以来、消費税導入時なども料金改定は行われていない。料金設定時の文書は、保存期間経過により廃棄されており、金額設定根拠は不明とのこと

Ⅲ. 監査の結果及び意見

である。

参考までに、以下に示したのは、都内の区営ボート場の料金であり、おおよそ安い順に並べた一覧である。

都内の区営ボート場の料金

名称	所管	ボート種別	30 分あたりの利用料金
横十間川親水公園	江東区	サイクル	100 円 *1
		手漕ぎ	100 円
碑文谷公園	目黒区	手漕ぎ	100 円
武蔵関公園	練馬区	手漕ぎ	200 円 *2
見次公園	板橋区	手漕ぎ	240 円
新左近川親水公園	江戸川区	サイクル	400 円
洗足池公園	大田区	サイクル	600 円、800 円 *3
		手漕ぎ	400 円
千鳥ヶ淵緑道	千代田区	手漕ぎ	500 円、800 円 *4

(監査人作成)

注記

- *1 本区のボート場には、サイクルボートは3種類（平屋根型、動物型（パンダ型、コアラ型））あり、動物型の方が区の負担するレンタル料金は若干高いが、利用料金は同額である。
- *2 この他に、**子ども及びシルバー料金**が設定されている。
子ども又は65歳以上75歳未満の大人が同乗すると半額の100円、未就学児又は75歳以上の大人が同乗すると無料となる。
- *3 **サイクルボートの種類によって料金が異なる**。スワン型だと約3割増しの800円となる。
- *4 **季節料金**が設定されている（観桜期は800円）。当公園は皇居のお堀沿いの公園であり、桜の名所として知られている。
- 5 上記の他、国営昭和記念公園、都立公園（上野、井の頭、善福寺、石神井）でボート場が開設されている。なお、都立公園のボート場利用料金は、おおよそ、手漕ぎは600円（1時間当たり）、サイクル型は600円～700円（30分当たり）であった。30分当たりで考えると、サイクル型は手漕ぎの約2倍の料金である。

他区の料金と比較することによって、様々な参考情報が得られる。例えば、

- 傾向として、サイクルボート、手漕ぎボートの両方が利用できる公園では、サイクルボートの方が利用料金は若干高めに設定され、また、サイクルボートの形状が動物などの特殊型だとより高く設定されている。これは、ボート自体の値段に比例したものだと考えられる。
- シルバー料金、子ども料金、季節料金を設定している区もある。

いずれにしても、本区のボート場は、他区と比較すると、利用者にとっては最も恩恵のある料金設定とも言えそうである。なお、本区では平成 20 年頃に実態調査を行ったが、検討内容や結果に係る資料は残っていないとのことである。

<意見事項 20> ボート場の運営について

ボート場の利用者数は、橋梁工事の影響もあり減少傾向にある。橋梁工事終了後の回復状況も考慮する必要があるが、ボート場の運営の継続について検討が必要と思われる。

継続するのであれば、受益者負担の原則に基づき、利用料金の検討が必要である。ボート場開設以来、利用料金の改定が全く行われておらず、消費税導入時及び税率の上昇時あるいは区が受益者負担の原則を明確に打ち出した時においても、改定を前提とした検討がなされた記録は残っていないとのことである。ボート場運営は、税金を投入して運営しているのであるから、料金設定に関しては合理的な根拠が求められ、受益者負担の原則からしても、公平なものである必要があると考える。

現在の利用料金の設定根拠は資料として残されていないが、今後は維持管理に係る費用を集計し、利用者の負担率を考慮した上で合理的に算出すべきと思われる。また、大人と子供、ボートの種類等による料金設定を行うか否かも同時に検討する必要がある。

仮に料金を改定するとした場合、現在の券売機では対応出来ないため再購入しなければならない。よって、券売機の更新時期に合わせ、利用料金も検討することが合理的と思われる。

E) ボート賃貸借（レンタル料金）について

ボートは非常に重量のあるものであり、ボート場閉鎖期間の管理等（輸送・メンテナンス・保管場所）を考慮すると、レンタルによるのが好都合であるとして、民間の会社からのレンタルによって賄われている。レンタルボートの種類は、手漕ぎボート、サイクルボート（平屋根型・パンダ型・コアラ型の各足漕ぎボート）であり、区独自の仕様となっているわけではないが、ボートのレンタル会社が近県に存在しないとのことであり、当該レンタル会社とは特命契約となっている。

<意見事項 21> ボート賃貸借（レンタル料金）について

ボートのレンタル会社が近県に存在しないため、レンタル業者とは特命契約となっているが、このことは、見積書を入手しても、区としては検討材料を持ち合わせないため、価格の適正性について検証出来ないことを意味する。上述した「都内の区営ボート場の料金」表のとおり、都内の公営のボート場は本区以外にも複数あり、その運営状況について他区から積極的な情報収集を行い、その他可能な範囲で市場調査を行うなどして、それらの情報をレンタル料の適正性の検討材料としていくことが望まれる。

5) 堅川河川敷公園について

A) 堅川河川敷公園の概要

堅川河川敷公園は、一級河川堅川の河川敷にある東西に細長い公園であり、大島地区と亀戸地区の境界にある。南北に走る横十間川よりも、東側の部分が堅川河川敷公園、西側の部分は堅川親水公園¹となっている。

堅川河川敷公園は、仙台堀川公園及び若洲公園に次ぐ広さを持つ、区を代表する公園の一つである。昭和 59 年に開園して以来、公園の上部を首都高速道路が走っているため数々の課題はあったものの、徐々に拡張整備されてきており、平成 28 年 4 月現在、7 万 5 千 m²弱の面積を有している。カヌー・カヤック場・フットサル場・駐車場といった有料施設、噴水流れ（じゃぶじゃぶ池）・水上アスレチック・親子でキャッチボール広場・パターゴルフ及びグランドゴルフ場といった無料施設を備え、スポーツ公園としての一面と、赤い太鼓橋が架かる鯉の池を有する和風庭園としての一面を持つ多彩な公園である。

平成 27 年度までは区が管理（委託）していたが、同年に指定管理者の選定が行われ、翌 28 年度からは指定管理者による管理に移行している。

B) 有料施設について

以下に示したのは、堅川河川敷公園内の各有料施設の歳入に関する直近 5 年間の推移表である。

堅川河川敷公園における有料施設の歳入推移表 (単位: 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
カヌー・カヤック場 *1	1,042	1,228	1,032	972	1,084
フットサル場 *2	—	—	13,292	31,583	37,329
駐車場 *2	—	—	368	1,234	1,494
合計	1,042	1,228	14,692	33,789	39,907

注記

*1 カヌー・カヤック場は、平成 23 年 7 月にオープンしている。

*2 フットサル場は平成 25 年 5 月、駐車場は同年 8 月にオープンしている。

¹ 堅川親水公園は江東区と墨田区の区界にあるが、両区の取り決めにより所管は墨田区となっており、江東区は墨田区より請求された負担金を支払うのみである。負担割合は両区の協定により面積割合によって決められ、平成 27 年度の江東区の負担金は 183 万円である。

- a) カヌー・カヤック場（以下、「カヤック場」という）について
カヤック場の収支の状況は、以下のとおりである。

カヤック場の収支状況 （単位：千円）

平成 27 年度歳入（実績）	1,084
平成 27 年度委託費（実績）	9,854
差引	▲ 8,770

利用料金の設定に関しては、他に類似施設が存在しないことから、区は独自の算定を行っている。開設当初の算定資料によれば、開設当初の委託料予算額を、カヤック場開設日数・カヤックの艘数・1 艘の 1 日当たりの稼働回数で除すというものである。計算自体には合理性が認められるものの、計算基礎の一つである 1 艘の 1 日当たりの稼働回数に関しては、カヤックがフル稼働している状態を想定しており、その結果計算されたカヤック 1 艘あたりのコストは 692 円であり、利用促進のため、実際の利用料金は大人 600 円、子どもはその半額の 300 円と設定している。

開設以来の利用状況の推移をみると、ほぼ横ばいとなっており、区の集計表によれば、平成 27 年度の 1 日あたり平均利用人数は 29 人となっている。

<意見事項 22> カヌー・カヤック場の運営について

専用のカヤック場は、都内において本区の施設が初であり、珍しい貴重な施設である。しかし、開設から 5 年以上経過しているものの、利用状況は横ばいのままである。ボートと違い操作に技術を要するため、指導や安全管理のための監視が必要であり、委託費の大半は指導員の人件費である。

堅川河川敷公園は平成 28 年度から指定管理に移行しており、指定管理者の事業計画書によれば、カヤック場の利用促進のため、広報強化・体験イベントの実施などを挙げている。このような利用促進策の効果を見ながら、今後の運営についての判断を行っていくことが望ましい。

- b) フットサル場及び駐車場

フットサル場の利用料金については、区内に多数の民間施設があり、また隣接する墨田区総合体育館（準公共施設）も存在するため、それらの状況を調査した上で、同等の利用料金を設定している。また、駐車場料金に関しても、近隣の相場や区の施設を参考にし、同等レベルに設定している。

フットサル場及び駐車場の収支の状況は、以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

フットサル場及び駐車場の収支状況 (単位：千円)

平成 27 年度歳入 (実績) *1	38,823
平成 27 年度委託費 (実績) *2	13,288
差引	25,535

(区の資料より監査人が作成)

注記

- *1 フットサル場及び駐車場利用料金の合計である。
- *2 フットサル場及び駐車場管理に関して単独の委託ではないため、「堅川河川敷公園 管理運営委託」契約の内訳書から、該当箇所を抜粋し、消費税を加算した金額である。

上表から分かるとおり、平成 27 年度は 2 千 5 百万円の余剰金が発生している。

C) 指定管理への移行に伴う影響について

堅川河川敷公園に関して、平成 26 年度までは、清掃・緑地管理については、区内の多くの公園同様、地区ごとの一括管理契約を締結し、無料施設の運営に関してはシルバー人材センターへの委託、有料施設については複数の業者への委託が行われており、堅川河川敷公園単独の維持管理費は把握出来ない。しかし、平成 27 年度には指定管理への移行準備のため、ある程度まとまった契約となり、堅川河川敷公園単独の維持管理費の把握が可能である。

区では、委託から指定管理に移行した際の影響額を試算し、「江東区長期計画の展開 2016」第 6 章 平成 27 年度行政評価 において、区立公園 2 園における指定管理者制度導入効果を 16 百万円 (コスト削減効果) として公表している。当該導入効果額の内訳は、堅川河川敷公園が 14 百万円、若洲公園が 2 百万円である。区の試算は、主に 27 年度当初予算に基づいて行われており、堅川河川敷公園における区試算の導入効果額、及び 27 年度実績に基づく導入効果額は、以下のとおりである。

堅川河川敷公園における指定管理者制度の導入効果額

(単位：千円)

	27 年度当初予算額 をもとに算定した 結果 (区の試算)	27 年度実績から算 定した結果 (監査人の試算)	平成 28 年度 指定管理料
歳出 A	88,722	88,440	
緑地管理委託	11,496	11,494	—
管理運営委託	56,373	56,052	—
カヤック場運営委託	9,734	9,854	—
クラブハウス警備委託	233	233	—

Ⅲ. 監査の結果及び意見

	27 年度当初 予算 額 をもとに算定した 結果（区の試算）	27 年度 実績 から算 定した結果 （監査人の試算）	平成 28 年度 指定管理料
カヤック場水質調査委託	672	596	—
水循環施設点検	769	*1 769	—
光熱水費	9,442	*1 9,442	—
歳入 B	22,904	39,907	—
カヌー・カヤック場	1,079	1,084	
フットサル場	20,745	37,329	
駐車場	1,079	1,494	
実質的な区の負担額 C=A - B	65,818	48,533	—
指定管理料 D	—	—	52,010
導入効果 C - D	13,808	▲3,477	

（区の資料より監査人が作成）

注記

*1 集計が困難であったため、区の試算数値をそのまま用いている。

27 年度の当初予算を用いた区の試算結果によれば、導入効果は 14 百万円（コスト削減効果）となっているが、同様の方法により、27 年度の実績から試算したところ▲3 百万円となり、導入初年度におけるコスト面からの導入効果はなかった。

これらの異なる結果の差は、歳入の大部分を占めるフットサル場の収入の差からもたらされている。上表によれば、区の試算では約 20 百万円（当初予算）となっているが、27 年度の補正後予算額は 34 百万円であり、実績額は 37 百万円であった。

<意見事項 23> 堅川河川敷公園の指定管理者制度導入後の扱いについて

堅川河川敷公園の平成 28 年度指定管理料は 52 百万円であり、フットサル場の使用料収入（平成 27 年度実績は 37 百万円）をいかに見積もるかで、指定管理料は影響を受ける。平成 28 年度指定管理料の算定根拠となったフットサル場の使用料収入見込みは、35 百万円であった。

仮に、使用料収入が見積よりも実績の方が大きく、結果的に余剰金が発生するようなことがあれば、その内容を検証し、場合によっては次年度の指定管理料に反映させ、適切に対処していく必要がある。

堅川河川敷公園の指定管理については、平成 28 年度が第 1 次指定期間の初年度であり、未知数といえる部分も多いと思われ、収入項目だけでなく支出項目も含め、指定管理料の適正性について検証していく必要がある。

また、余剰金が発生する可能性に対し、余剰金の扱いを定めておく必要があったと考える。区は、外的要因による収入増が見込めないこと、指定管理者の経営努力により利益が

生みだされる有料施設のみであることを理由に、協定書において、余剰金の扱いに関する規定を設けていない。指定管理者のインセンティブも必要であることから、余剰金の取扱いには十分な検討が必要であるが、他区の指定管理者制度の運用に関する指針等を見ると、インセンティブを与えつつ、一定の利益を超えた場合に還元させる例がある。

中野区：還元例① 実収入額が収入見込み額を 100 万円以上超えた場合は、見込みを超えた額の半額を区に還元する

還元例② 実収入額が収入見込み額 の 1.1 倍を超える場合は、その超過額を全額還元する

板橋区：年度協定書に定めた一定の利益率を超えた場合、超過分の 2 分の 1 程度を区に還元。還元方法は、以下のとおりである。

- 施設の安全性につながる修繕及び工事
- 施設利用者の要望を踏まえた備品の更新
- 超過した利益等の 1 / 2 相当額を還付

このように、想定外の余剰金が発生した場合に備え、協定書において定めておくことが重要と思われ、検討が必要と考える。

6) 若洲公園について

A) 若洲公園の概要

平成 2 年、東京都港湾局が海上公園として開園したのが（都立）若洲海浜公園である。平成 18 年度にその一部が区に移管されたのが区立若洲公園（以下、「若洲公園」という）であり、移管部分について区が管理している。

若洲公園の公園面積は 9 万㎡超に及び、区を代表する公園である仙台堀川公園（10 万㎡超）に次ぐ第 2 位の面積を持つ公園である。緑化された広場のほか、キャンプ場・サイクル施設・駐車場といった有料施設を備え、風力発電設備（風車）がシンボリック的存在となっている広大な公園である。

平成 24 年 2 月に東京ゲートブリッジが開通し、その歩道へ入るための昇降施設が当公園に隣接することとなった。ゲートブリッジの歩道を散策した後は、徒歩で対岸に抜けることは出来ず、再び若洲側に引き返すことが必要である。こうした特異な造りも功を奏してか、ゲートブリッジ開通当初は、当公園の駐車場利用が著増しており、若洲公園の存在そのものの広告効果もあったと推定される。

平成 18 年度に都から移管され、有料施設（キャンプ場・サイクル施設・駐車場）を有する南半分を指定管理者制度により、北半分を直営（委託）により管理してきた。平成 28 年度には北半分も含め若洲公園全域が指定管理に移行しており、28 年度以降、5 年間の指定期間に区が支払う指定管理料は年間約 1 億 3 千万円の予定である。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

B) 全域指定管理への移行に伴う影響額の算定

I 公園の南半分の指定管理料

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算現額	93,013	93,013	93,013
歳出額	93,013	93,013	93,013
執行率	100.0%	100.0%	100.0%

II 公園の北半分の業務委託費

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算現額	30,000	33,609	36,754
歳出額	29,783	33,122	36,519
執行率	99.3%	98.6%	99.4%

Ⅲ 公園全体の歳出額の合計（I + II）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算現額の合計	123,013	126,622	129,767
歳出額の合計	122,796	126,135	129,532

IV 平成 28 年度以降の公園全体の指定管理料（計画）

平成 28 年（計画）
129,767

平成 28 年度以降の公園全体の指定管理料（計画）の金額は、27 年度の予算現額の合計に一致しており、また、27 年度の歳出額の合計より若干増加している。若洲公園全体が平成 28 年度から指定管理に移行することによるコスト削減効果は認められないと考えられる。

C) 指定管理者の選定について

a) 選定方法

指定管理者の選定は原則として募集（公募）によることとなっている（江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下、「指定手続等に関する条例」という）第 2 条）。

指定管理者の候補者の選定過程は、簡潔に述べると、土木部所管施設専門部会で候補者の審査及び検討がなされたのちに、外部の有識者等の意見聴取が行われ、最終的に、副区長及び部課長クラスで構成される指定管理者選定評価委員会の審議等を経て行われることとなっている（江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会設置要綱、及び江東区

公の施設に係る指定管理者選定手続に係る事務処理要領)。その後、議会の議決により当該候補者が指定管理者に指定される。

上述したように、原則は募集によるが、例外として、募集によらない方法によって候補者を選定することができる。現在の指定管理者が、管理運営実績が良好で継続して管理を行うことが適当である場合などは、募集によらない方法、すなわち非公募によって候補者の選定が可能となっている（指定手続等に関する条例第6条第2項）。

若洲公園において、指定管理者の選定は、南半分であった第1次（平成18～22年度）、第2次（平成23～27年度）及び公園全域となった第3次（平成28～32年度）のいずれも、非公募・特命による選定であり、移管前の事業者であった東京港埠頭㈱（前身は財団法人東京港埠頭公社）がそのまま指定されている。なお、平成18～27年度の北半分の維持管理委託も特命契約により、同社と契約していた。

b) 非公募による選定について

平成27年度における若洲公園の第3次指定管理者の選定は非公募・特命によっており、区が発表した推薦理由（要約）は以下の通りであった。

- 隣接する都立公園（若洲海浜公園を指す。以下同じ）の施設であるサイクリングコース、海釣り施設および気象システムなどを共用した公園運営が可能である
- 区立若洲公園と都立公園を一体管理することによるメリット（サービス提供、運営コスト削減、利用者の安全確保など）を最大限に発揮することができる
- 公園管理するうえで得たノウハウを活かし、（省略）安全で快適な施設とサービスを利用者に提供することができる

区は、推薦理由として、都立公園との一体運営、一体管理による効果を強調している。都が、都立公園の一部を区に譲与した時点で、維持管理を行っていく上では、両公園は別物のはずである。ところが、サイクリングセンター¹自体は区が管理しているが、サイクリングコースに関しては、大部分が都立公園の外周部分に設定されており、都の施設である。都立公園自体とはフェンスや植栽によって隔てられているものの、都の施設の一部であるため、清掃・緑地管理等の維持管理は都、すなわち都から委託を受けた管理者（東京港埠頭㈱）が行っている²。

サイクリングセンターは都から譲与を受けたが、サイクリングコースの一部は都の施設のままであるという、同じ業者が維持管理を行うことを前提とした中途半端な譲与方法に問題があった可能性がある。よって、これらの問題を整理すれば、一体管理ではなくとも十分対応可能と考えられる。

¹ 自転車を収納する倉庫兼自転車をレンタルするための券売機設定場所。利用者がサイクリングするための受付がある場所である。

² 都立公園部分の管理者も区立公園と同じ管理者（東京港埠頭㈱）である。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

また、推薦理由に一体管理による運営コスト削減を挙げており、いくつかの観点から検証を行う。

■ グループ会社の同事業との比較について

指定管理者である東京港埠頭㈱の親会社（持ち株会社）は、㈱東京臨海ホールディングスであり、同社の傘下のグループ会社の事業のうち、施設管理事業としてグループ化された事業と、若洲公園の指定管理事業との業績の比較を行った。以下のとおり、若洲公園の売上総利益率が、同種の事業に比べて大幅に高くなっていることが分かる。

グループ会社の同事業との比較表（直近 3 年間の実績）（単位：百万円、税抜）

	グループ会社全体の施設管理事業 *1			若洲公園（南半分（有料施設部分））*2 *3		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
売上	2,934	3,060	3,071	163	156	157
売上原価	2,687	2,775	2,831	133	131	135
売上総利益	246	284	239	29	25	22
売上総利益率	8.4%	9.3%	7.8%	17.9%	16.0%	14.0%

（監査人作成）

注記

- *1 ㈱東京臨海ホールディングスの公表する事業報告「連結業績の概況」より抜粋したものである。当該事業報告の説明によれば、施設管理事業は、東京都からの受託事業及び海上公園等の公の施設の指定管理事業とあり、若洲公園の指定管理事業はこの中に含まれている。
- *2 平成 27 年度までは、若洲公園の指定管理部分は全域ではなく、南半分（有料施設部分）のみである。
- *3 収支決算報告書上における、収入（区指定管理料+利用料金収入）を売上、支出（人件費+直接事業費）を売上原価として算出した。収支決算報告書上の支出項目のうち、間接費（本社費用）は、民間事業会社の公表数値の中の「販売費及び一般管理費」にあたり、売上総利益の計算からは除かれるべき費用であるため、ここでは除いて算定している。

■ 土木部所管の指定管理事業との比較について

土木部においては、平成 28 年 4 月現在、若洲公園を含む 3 施設において指定管理者制度が導入されている。うち 1 施設（堅川河川敷公園）は同年同月に導入されたばかりである。土木部所管の指定管理事業について比較を行ったものが、以下の表である。

夢の島区民農園は、若洲及び堅川河川敷両公園に比べると規模が小さく、そもそも公園ではないため、比較対象としては必ずしも適当とは言えないが、あくまで参考情報として掲載している。

以下の表からは、次のことが分かる。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

- 平成 28 年度において、常勤職員の人件費が、人数は増加していないにもかかわらず金額だけ約 6 百万円増加している。
- 若洲公園の常勤職員の人件費は、他の 2 施設に比べ高額となっている。
- 若洲公園の本社経費率が、他の 2 施設に比べ高い。

土木部所管の指定管理事業の比較

(単位：千円)

	若洲公園 *2		堅川河川敷公園	夢の島区民農園
	南半分 (27 年度実績)	全域 *1 (28 年度計画)	(28 年度計画)*1	(27 年度実績)
公園面積	省略	93,405 m ²	74,871 m ²	7,700 m ² (農園)
指定管理料 (税込)	93,013	120,155	52,010	6,400
有料施設数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	2 箇所
常勤職員	5 名	5 名	4 名	1 名
常勤職員の人件費 (1 人当たり平均)	36,958 (7,392)	42,874 (8,575)	16,800 (4,200)	4,628 (4,628)
本社経費 (間接費) ①	18,250	16,935	3,390	924
人件費+直接事業費 ②	135,547	164,185	79,109	11,555
本社経費率 ①÷②	13.5%	10.3%	4.3%	8.0%

(区の資料より監査人が作成)

注記

- *1 若洲公園全域及び堅川河川敷公園の指定管理事業は平成 28 年度から始まっており、27 年度の実績値が存在しないため計画値としている。
- *2 平成 27 年度までは、若洲公園の指定管理部分は全域ではなく、南半分（有料施設部分）のみである。なお、北半分にあるのは、緑化された広大な多目的広場・遊具広場である。

以上の検証の結果、グループ会社の同事業と比較しても若洲公園の管理費用は高いと推定され、土木部所管の他の指定管理施設と比較しても高コスト体質であると思われる。従って、特命の理由の一つがコスト削減であるということに疑問を感じる。

<意見事項 24> 若洲公園の次回の指定管理者の選定について

若洲公園の場合、長年同一の事業者によって管理されており、南半分のみ指定管理であった第 1 次、第 2 次ともに非公募・特命による選定であった。また、北半分の業務委託に関しても長年特命契約が繰り返されてきた経緯がある。さらに平成 27 年の全域管理に関する第 3 次指定管理者選定においても非公募・特命による選定であった。

特命理由をすべて否定することはできないが、少なくとも一体管理が合理的であり、コスト削減につながる、という理由の裏付けはないと考えられる。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

現管理者の管理状況は良好とのことであるが、選定時において市場原理が働いていないため、他に比較できる対象があつてのことではない。仮に、原則通り公募による選定が行われ、他の業者と比較して優れているのであれば、初めてそれは公平な評価と言えると考えられる。

以上の理由から、次回の選定は、特命によるのではなく、原則通り公募による選定を行うべきであるとする。一般的に、長年特命契約が繰り返されている状況においては、競争原理は全く働かず、コスト削減効果は期待出来ない。指定管理者の選定において、経済性を追求することだけが重要ではないが、非公募にすることにより、有効な提案等の機会を逸している可能性もあり、十分な検討が必要であるとする。

D) 指定管理料について

若洲公園の指定管理において、利用料金を指定管理者の収入として収受させる方法（地方自治法第244条の2第8項）によっており、利用料金は指定管理者の収入としている。

a) 指定管理者の収支状況

第2次指定期間（平成23～27年度）における指定管理者の収支状況は、以下のとおりであった。

指定管理者の収支状況の推移

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入	154,573	186,368	171,258	169,052	170,183
指定管理料	93,013	93,013	93,013	93,013	93,013
利用料金収入	61,560	93,355	78,245	76,039	77,169
支出	131,596	173,468	158,677	159,875	166,403
人件費	59,502	53,960	55,396	60,750	60,371
事業費	51,300	*1 94,975	*2 78,434	*2 70,749	*2 75,175
間接費	13,432	15,657	16,691	15,853	18,250
消費税	7,360	8,874	8,155	12,522	12,606
余剰金	22,977	12,900	12,581	9,177	3,779

（指定管理者の収支決算報告より監査人が作成）

注記

*1 トイレ改修その他工事 33,433 千円。

*2 平成25～27年度において、各年とも2千万円弱の設備等修繕費が計上されている。

利用料金収入の内訳は、以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

若洲公園の有料施設の利用料金収入の推移

(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
キャンプ場	18,022	19,308	18,377	19,002	18,451
サイクル場	7,540	9,201	8,131	9,532	10,569
駐車場	35,997	*1 64,844	51,736	47,505	48,148
合計	61,560	93,355	78,245	76,039	77,169

(指定管理者の集計表より監査人が作成)

注記

- *1 ゲートブリッジの開通（平成 24 年 2 月）により増加している。ゲートブリッジ開通効果によって駐車場収入が著増したのは、平成 24 年 2 月から翌年の夏頃までである。

b) 指定管理料の算定方法について

指定管理料は、5 年の指定期間において同額となっており、指定期間初年度から多額の余剰金が発生している。利用料金を指定管理者の収入として収受させる方法によっているため、利用料金収入が増加し、次年度も増加が見込まれ、仮に支出が前年と同額であれば、指定管理料は減少すると思われるが、駐車場収入が大きく増加した後も指定管理料は変更されていない。

ゲートブリッジ開通効果による収入の増加は、指定管理者の経営努力によるものではないため、利用料金収入の増加分は施設保有者である区に属するものと考えられ、駐車場利用者の増加に伴う支出の増加もほぼ無いと思われるため、翌年度には指定管理料を下げる必要があると考えられる。

<意見事項 25> 若洲公園の指定管理料について

区と指定管理者は、指定期間を通じて効力を有し、施設管理・事業運営に関する基本的事項を定める「基本協定」と、年度ごとに主に指定管理料を定める「年度協定」を締結する¹。なお、指定期間は、区においては原則として 5 年と定められている。

5 年という長期間において、指定管理料を指定当初に固定的に定めてしまうと、指定期間途中の財政状況に応じて柔軟に変更できないというリスクが生じることになる。そこで、区においては、管理者の指定に際し、基本協定による複数年契約を交わしながら、指定管理料については別に年度協定を結び、変化への対応を加味した柔軟性を織り込む工夫を行っている。

ところが、若洲公園の指定管理料については、ゲートブリッジ開通効果によって駐車場収入が著増したという大きな変化があったにもかかわらず、結果的に 5 年の指定期間においていずれの年度も同額であった。多額の余剰金が発生している状況に対応し、指定期間

¹ 「指定管理者制度運用マニュアル」平成 28 年 4 月 政策経営部企画課

途中において指定管理料を変更（減額）すべきであったと考えられる。区としては、想定していなかった駐車場収入の大幅な増加に対応し、原則として区が行うべきである施設の新設や改修を、協議によって指定管理者の計算により行ってもらったとのことであるが、それでもなお多額の余剰金が発生している状況であり、それが放置されてきている。この状況は、駐車場の５年間にわたる増収分が、指定管理料の減少という形で区の財政に全く還元されていないことを意味する。

毎年度終了後に提出される事業報告書において、利用料金の収入実績の推移や収支状況等の検討を十分に行い、検討結果を次年度以降の指定管理料の算定に活かす必要があり、第３次指定管理において改善しなければならないと考える。

c) 指定管理者の支出の適正性について

上掲した「土木部所管の指定管理事業の比較」（72 頁）を見ると、平成 28 年度において、公園管理面積が約 2 倍となったにもかかわらず人員は増えておらず、若洲公園の平成 27 年度までの常勤職員数 5 名というのは適正規模だったのか、疑問に感じる。平成 28 年度において、常勤職員の人件費は、人数が増加していないにもかかわらず金額だけ約 6 百万円（1 人当たり平均約 120 万円（年））も増加している理由や、堅川河川敷公園の常勤職員 4 人に対し、若洲公園が 5 人必要な理由について質問したところ、区は回答を持っていなかった。いずれの公園も同数の有料施設を持ち、無料施設に関しては堅川河川敷公園の方が種類は多い。仮に広さだけが常勤職員の人数の決め手になるならば、平成 28 年度から若洲公園の指定管理区域が増加した際に、常勤職員数も増えて当然と言える。しかし、若洲公園の常勤職員数は増えておらず、若洲公園の常勤職員数の適正性について判断することができなかった。

また、若洲公園の常勤職員の人件費の平均は、平成 27 年度までが 739 万円（実績）、平成 28 年度は 857 万円（計画）である。堅川河川敷公園の常勤職員の平均（420 万円）に比して高額となっている。区の職員の平均給与（689 万円）¹と比べると、若洲公園の常勤職員の人件費の平均は、明らかに高額である。

更に、若洲公園の指定管理者が見積もった本社経費率は他の 2 施設の指定管理者に比して高くなっていることが分かる。本社経費は、一般的に企業規模が大きくなればなるほど多額になるものであり、一律に決められるものではないが、所管課が指定管理者の見積書どおりに承認しているとすれば問題である。

<意見事項 26> 指定管理料の検証について

指定管理料の算定において、指定管理者から提示された収支計画をそのまま承認することがあってはならない。前年実績との比較、人員配置の適正性、単価の妥当性等が十分に

¹ 区のホームページに掲載されている「平成 27 年度江東区の給与・定員管理等について」より、職員給与費の状況（平成 26 年度）の数値である。

検討されなければならない。

また、本社経費は、指定管理者にとって最も裁量の余地がある経費であり、これを区がいくらまで認めるかは、余剰金の計算にも関係してくるため、非常に重要である。直接事業費に対して一定の割合までは認める、あるいは、これはかなり専門的な計算になるが、指定管理者の財務情報からその財務体質に見合った率を算定するなどといった方法も考えられる。

指定管理者が公募による選定の場合、市場原理によって、よほどの魅力がない限り高コスト体質の事業者は排除されることとなるが、若洲公園のように非公募・特命による選定の場合、指定管理者の収支実績、収支計画に対して区が何らかの検討・検証を行わなければ、高コストに甘んじることになる。今後は、合理的な指定管理料の算定が行われるよう、収支実績の分析を行うとともに、翌年度の指定管理料算定に際し、収支実績の分析を活かし、収支計画の検証を行うことが必要である。

<意見事項 27> 指定管理者制度運用マニュアルの充実について

平成 28 年 4 月現在、指定管理施設が区全体では 120 施設に及んでいるとのことであり、指定管理者制度の運用に関するある程度のノウハウや分析材料が蓄積されつつあると考えられる。人件費や本社費に関しては、指定管理者制度担当部署において、各施設の分析を行い、金額や比率の上限を設けるなど、区の方針を定める必要があると考える。

また、若洲公園、そして平成 28 年度から新たに指定管理者制度を導入した竪川河川敷公園は指定管理料が多額であり、それだけ管理内容も多岐にわたり、財務的な検討・検証責任を所管課だけに負わせることは適切な体制ではないと考えられる。これを機に、他区の事例などを参考にしつつ、本区の指定管理者制度運用マニュアルを見直し、特に財務的な計算を要する指定管理料の積算に関する部分を充実させ、区の指定管理者制度の適正な運用が図られることを望む。

E) 指定管理によって生じた余剰金について

前述のとおり、想定外の収入が生じ多額の余剰金が発生してしまったことや、今後のオリンピック・パラリンピック開催による臨海部の注目度の増加によって、再び想定外の収入が生じる可能性があるといった点を踏まえて、平成 28 年度からの第 3 次基本協定書には、以下の条項が定められることとなった。

(余剰金の取扱い)

第 28 条 東京港埠頭(株)は、当該事業年度の収支決算に余剰が生じた場合は、その余剰金額に事業提案書等により提案された割合を乗じた額を、江東区が発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付するものとする。

(注) 条項の本文中にある「甲・乙」は、それぞれ「江東区・東京港埠頭(株)」に読み替えて紹介している。

また、端数規定は省略している。

このような、余剰金の返還条項を定めたこと自体は、画期的であったと思われる。収支計画書を見ると、「提案された割合」は3割である。すなわち、余剰金の属する割合は、江東区：指定管理者（東京港埠頭㈱）＝3：7 である。

想定外の損失に対する責任は基本的に区が負うのであるから、逆に余剰が発生した場合は、それが想定外のものであれば区に属するのが当然であるし、経営努力によるものであれば指定管理者の取り分が多くなるのはインセンティブを与える上でも重要と考えられるが、実務的には、5：5 か、施設所有者である区の取り分が多くなってもいいのではないかと考えられる。

なお、土木部所管の他の指定管理施設（夢の島区民農園）では、余剰金の折半割合は5：5 である。

<意見事項 28> 指定管理で生じた余剰金の扱いについて

若洲公園の第1、2次指定管理に関する基本協定書では存在しなかった余剰金の取扱いに関する条項を、28年度以降の第3次指定管理に関する基本協定書において新設したことは非常に意義深いと考えられる。しかし、その条文において、余剰金の区への返還割合について、（指定管理者から）「提案された割合」ではなく、区・指定管理者双方で「協議によって定めた割合」とすべきであったと考えられる。また、返還割合の定めは重要事項にもかかわらず、その記載場所が、基本協定書や年度協定書ではなく、「事業提案書等」となっており、改善の余地があると考ええる。

なお、土木部所管の他の指定管理施設（夢の島区民農園）においては、余剰金が生じた場合、その5割を区に返納することが、基本協定書において明記されている。

若洲公園の指定管理料は1億円を超える多額なものであり、前述したように、過去には多額の余剰金が発生し放置されてきた経緯もある。金額的な重要性もさることながら、非公募・特命による選定が行われたことからしても、余剰金の扱いについては特に留意する必要がある、余剰金の返還割合を増やすことについても今後の検討課題となることを望む。

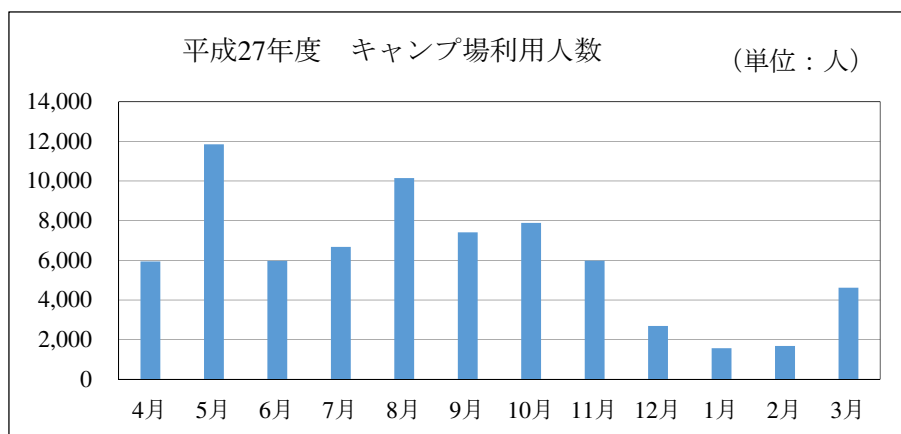
F) 利用料金の設定について

a) キャンプ場について

キャンプ場は117サイトを有し、利用するには事前の予約が必要であり、繁忙期の週末には満員になることも多い。現在、予約は電話のみに限られている。

以下に示したのは、平成27年度のキャンプ場利用人数の月別推移である。

Ⅲ. 監査の結果及び意見



(区の資料より監査人が作成)

注記

1 利用人数は、大人・子ども・幼児（利用料は無料）の合計である。

23 区内で同様の施設を持つのは、大田区の平和島公園のみであり、その他都内では多摩地区に多い。参考までに、平和島公園キャンプ場の利用料金について比較したのが以下の表である。

若洲公園は1人当たり、平和島公園は1区画当たりの料金設定である。また、平和島公園は昼夜同一料金となっている。参考までに、大人2名、小中学生2名の場合について計算したものも示した。

区立のキャンプ場の比較

	利用形態		例：大人2名、小中学生2名の場合	
	昼間	泊まり	昼間	泊まり
若洲公園	1人 300円 *1	1人 600円 *1	900円	1,800円
平和島公園	1区画 2,200円 *2	同左	2,200円 *2	2,200円 *2

(監査人作成)

注記

- *1 若洲公園：小中学生は半額である。
- *2 平和島公園：区外の利用者料金が設定されており、2,600円となっている。
- 3 両公園キャンプ場の利用時間区分は多少異なっており、厳密な比較ではない。

b) サイクル場について

サイクル場では、海沿いを含む公園の外周部分をサイクリングするための自転車の貸し出し（普通自転車、2人乗り自転車）のほか、サイクル場で一定時間、特殊自転車の乗り放題、幼児向けのバッテリーカーの利用が出来る。利用料金は、以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

若洲公園のサイクル場利用料金

普通自転車		2人乗り自転車	特殊自転車	バッテリーカー（幼児向け）
大人（60分）	子ども（60分）	1台（60分）	20分	1回
100円	50円	300円	300円	100円

（若洲公園のリーフレットより）

サイクル場に関してはサイクリング施設の距離の問題もあり、他との比較は難しいため省略する。

c) 駐車場について

駐車場利用料金は、1回当たり普通車 500 円、大型バス 2,000 円となっている。従来、大型バスは普通車と同料金であった。平成 24 年 2 月にゲートブリッジが開通すると、今までほとんど利用のなかった大型バスの駐車が急増し、普通車と同料金では不公平が生じているとして、同年 11 月の区議会において条例改正案が可決され、公平性の観点から別料金を設定したものである。当時の設定根拠資料を見ると、合理的計算方法による積算を行い、また、近隣及び他区の市場調査も行われていた。

<意見事項 29> 若洲公園の利用料金等について

若洲公園のキャンプ場及びサイクル場に関して、利用料金は、東京都港湾局所管時に設定された金額を移管後もそのまま踏襲しており、設定根拠は不明とのことである。

都が管理していれば、区内・区外という概念は無いが、区立公園となった現在においては、区外料金の設定について検討する必要がある。上記の料金比較表から分かる通り、平和島公園のキャンプ場には区外料金が設定されている。また、月別の利用者数は、時期によってかなりの差があり、繁忙期（ゴールデンウィークや夏休み等）や混雑する土日を別料金にする、ということも検討課題になり得る。

また、駐車場は、2020 年のオリンピック開催を控え、臨海地区の注目度が高まることが予想されており、公園利用者のための駐車場にもかかわらず目的外の利用がなされる可能性も考えられる。今後は、公園利用者とそれ以外の利用者を別料金にするなど、料金設定について様々な検討を行うことが必要になってくることも想定されると思われる。

若洲公園は、広大な公園を多額の維持管理費用をかけて運営しており、区立公園になった以上、都の利用料金をそのまま踏襲するのではなく、市場調査や料金体系の議論を行い、有料施設の料金設定に対する区の方針を反映させた利用料金とすることが望まれる。

また、キャンプ場の予約は電話のみであるが、インターネットが非常に普及している現在においては、インターネットによる予約にも対応していくことが望ましい。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

② 公園および児童遊園改修事業について

1) 事業の概要

公園等改修事業は、河川公園課の所管である。当改修事業は、耐用年数を考慮した改修サイクルによる更新計画のもとに行う計画的なものである。施設保全課（水辺と緑の事務所）が日常的な維持管理の範疇で行う個別案件毎に対応する修繕工事とは異なり、新たな設計のもとにリニューアルする工事である。

平成 27 年度の予算現額、決算額及び執行率は以下のとおりである。

（単位:千円）

事業区分	平成 27 年度		
	予算現額	決算額	執行率
公園改修事業	282,062	272,820	96.7%
委託料（設計・工事監理）	13,706	13,078	95.4%
工事請負費 *1	268,281	259,677	96.8%
その他	74	64	86.5%
児童遊園改修事業	18,176	17,562	96.6%
工事請負費 *1	18,126	17,542	96.8%
その他	50	20	41.2%

注記

*1 平成 27 年度における工事請負費の決算額の詳細は、以下のとおりである。

（単位：千円）

公園工事請負費	259,677
大規模改修	
牡丹町公園（6,702 ㎡）	171,432
塩浜公園（1,582 ㎡）	36,288
小規模改修	
北砂緑道公園（2,720 ㎡）	7,851
亀戸五丁目第二公園（1,368 ㎡）	8,753
猿江一丁目公園（950 ㎡）	8,826
砂町橋公園（1,325 ㎡）	15,228
亀戸三丁目公園（603 ㎡）	9,968
その他	1,328
児童遊園工事請負費	17,542
大規模改修	
舟木橋第一・第二児童遊園（計 246 ㎡）	7,614
小規模改修	
千石二丁目児童遊園ほか 2 園（計 1,910 ㎡）	9,039
その他	888

2) 公園等の改修サイクル等について

区は、公園等の改修の方針として、公園については、大規模改修工事を年2園、小規模改修工事を年5園行い、児童遊園については、大規模改修工事を年2園、小規模改修工事を年3園行うこととしている。

仮に、現状の公園等の数が維持されたとすると、理論上は、以下の表から判明するとおり、公園については、大規模改修が約83年に1回、小規模改修は約33年に1回、また児童遊園については、大規模改修が約45年に1回、小規模改修は約30年に1回行われることになる。

公園及び児童遊園の改修サイクルの算定表

	施設数(園)	大規模改修		小規模改修	
		改修数 (園/年)	改修サイクル (年)	改修数 (園/年)	改修サイクル (年)
	A	B	A/B	C	A/C
公園	167	2	83.5	5	33.4
児童遊園	91	2	45.5	3	30.3

(監査人作成)

<意見事項 30> 公園等の改修頻度と公園施設長寿命化計画策定について

改修事業については、公園、児童遊園ともに、固定的な件数の実施であるため、大規模改修に関しては、児童遊園の方が明らかに改修頻度が高くなっている。施設数や利用度合いに関係なく、公園・児童遊園ともに年間大規模改修件数が2園の同数であるというのは、合理的な改修サイクルとなっているのか疑問に感じる。

そもそも、固定的な件数という枠組みの中で改修を行っていくのではなく、今後ますます改修コストの増加が見込まれる状況においては、より長期的な視点に立って効率的にコスト削減に取り組んでいく必要があると考えられる。

ところで、平成24年4月に、地方自治体による公園の計画的な維持管理の取り組みを支援するため、国土交通省により「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（以下、「国交省指針（案）」という）が公表されている。他区においては、これを踏まえて計画策定・実行しているところがある。

国交省指針（案）においては、予防保全型管理¹及び事後保全型管理²という2つの管理類型のもとに管理を行い、多種多様で膨大な数の公園施設に対して、限られた予算のもと、効率的かつ効果的な維持管理や更新を行っていくための計画の手順及び内容を具体的に

¹予防保全型管理とは、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせることを目的に、計画的な手入れを行うよう管理する方法をいう。

²事後保全型管理とは、施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で取り換えるよう管理する方法をいう。

示している。多くの公園を有し、改修費用の増加が見込まれる本区においても、このような計画の策定を行っていくことが望ましいと考える。

全ての公園施設を画一的に取り扱うのではなく、改めて個々の施設の価値や重要性を検証し、地域の実情に沿った対応方針の整理を行いながら、公園ごとに、あるいは同一公園内でも施設ごとに、その性格や目標とすべき管理水準に応じ、メリハリをつけて、より効率的かつ効果的な公園施設の改修等の取り組みを進めていくことが望ましいと考える。

<意見事項 31> 児童遊園について

児童遊園は、おおよそ 500 m²未満程度の狭いスペースのものが多く、100 m²に満たないものもある。面積の半分以上を公衆便所が占めていて遊具が全くないもの、狭い・遊具が少ない・空気が悪いなど、条件が悪く子供が遊んでいるのを見かけないもの、喫煙スペースとなっているものなども存在し、名称と実態に乖離が見られるものが存在する。

また、児童遊園という看板がある以上、それに引きずられて、たとえごくわずかでも遊具を設置する設計となる傾向があるように見受けられた。

子どものための遊び場といった本来の意味での児童遊園という名称にそぐわないスペースに関しては、名称を変え緑地等に転換するなど、より有効な利用を検討することが望まれる。

③ 豊洲ふ頭内公園等管理運営事業及び仙台堀川公園整備事業

1) 事業の概要

既存の公園の再整備や新設等、大規模かつ複雑な計画を伴う事業は、河川公園課の計画調整担当の案件となり、平成 27 年度は、以下の 2 件が該当している。

A) 公園等管理運営官民連携事業（以下、豊洲ふ頭内公園等管理運営事業という）

平成 27 年度の予算現額、決算額及び執行率は以下のとおりである。

（単位：千円）

事業区分	平成 27 年度		
	予算現額	決算額	執行率
豊洲ふ頭内公園管理運営事業	10,600	10,494	99.0%

豊洲ふ頭の外周部分の公園化及び周辺の既存の公園と併せて一体管理を行い、その管理者として民間事業者（指定管理者）を選定することが予定されている。

豊洲ふ頭地区は、計画的なまちづくりが進むなか、東京都より大規模な公園の移管が予定されており、市場や民間開発と連携した質の高い施設運営とサービスの提供が求められている。一方で、質の高い施設運営を行うには、区の財政負担が大きく、行政サービスの制限もあることから、区では、官民連携した新しい公共のあり方（PPP：パブリック・

Ⅲ. 監査の結果及び意見

プライベート・パートナーシップ) について検討を行ってきたところであり、本事業は、このような施設運営を担う民間事業者選定のための支援を行うものである。

区の申請により、「平成 26 年度先導的官民連携支援事業補助金」が国から交付されたため、将来の民間事業者たる指定管理者の公募に向けた準備を行うべく、平成 26 年度においては交付金の範囲内で、その後の 2 年間は区の予算の範囲内でアドバイザー業務を発注している。3 年間の合計契約額は、約 3 千 5 百万円である。当該アドバイザー業者は、平成 26 年度にプロポーザル方式によって選定が行われている。

なお、平成 29 年度に事業開始の予定であったが、平成 28 年度現在、都の豊洲市場の移転問題（移転の延期）によって、区の当該計画も凍結しており、指定管理者の選定過程で留保されている状態である。

B) 仙台堀川公園整備事業

平成 27 年度の予算現額、決算額及び執行率は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業区分	平成 27 年度		
	予算現額	決算額	執行率
仙台堀川公園整備事業	38,468	38,296	99.6%

仙台堀川公園は、区の中央部よりやや北側を東西及び南北に渡って逆 L 字型に流れる仙台堀川に設置されており、約 10 万 m² の区を代表する最大級の公園である。連続かつ多様なみどりが創出され、地域の重要なイベントでも活用されている。造成後 40 年近くが経過し、本公園が抱える様々な課題を解決するために、公園の一部についてリニューアル工事を実施することとなった。

平成 26 年度に基本計画、平成 27 年度に基本設計を策定し終え、平成 28 年度において実施設計を行っているところである。また、工事期間は平成 29 年度から 5 年間の予定であり、総事業費は 20 億円超と見積もられている。

多くの課題を有する事業であり、総工費が膨大な金額にのぼることから、本事業は基本計画から実施設計に至るまで外部業者に委託を行うこととし、平成 26 年度以降 3 年間の合計委託契約額は、約 1 億 2 千万円である。当該委託業者の選定は、平成 26 年度にプロポーザル方式によって行われている。

2) プロポーザル方式による選定について

A) プロポーザル方式の採用について

プロポーザル方式とは、企画競争とも言われ、複数の業者から企画提案や技術提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容及び業務遂行能力が最も優れた者と契約する方式である。価格競争だけではなじまないと判断される場合に採用される選定方式である。

プロポーザル方式を採用した場合、募集、選定部会の結成、業者及びその提案書の評価基準の作成、審査等、決定に至るまでの多くのステップが存在する。区全体あるいは所管課には、プロポーザル方式の実施方法などを定めた基本となる要綱等は存在せず、選定を行う都度、案件ごとに所管課が実施要領を定めて選定を行っている。

B) プロポーザル方式を採用する場合の選定委員について

「仙台堀川公園及び沿道整備に係る基本計画策定委託事業者選定部会設置要領」及び「豊洲埠頭内公園等管理運営事業に係る調査委託事業者選定委員会設置要領」によると、選定部会の部会員は、部長・課長クラスの区職員のみで組織されており、外部有識者は含まれていない。

区の経理課契約係の指導では、「提案の選考は、区職員以外の有識者を含んだ審査会によることが望ましい」とはしているが、外部有識者を含めるか否かの判断根拠となる基準（予定価格が一定額以上の契約は含める等）もないことから、今回は所管課の判断によって、選定部会に外部有識者は入れていないとのことであった。

<意見事項 32> 選定委員への外部有識者の選任の必要性について

平成 27 年度に実施された 2 件のプロポーザル方式による業者の選定において、選定部会の委員に外部有識者が含まれていない状況であった。外部有識者を含めるためには当然費用もかかるが、より客観的で高度かつ専門的、あるいは斬新な意見の聴取が期待出来る。

特に、仙台堀川公園及び沿道整備に係る基本計画策定委託における業者選定は、総事業費 20 億円超という大きなプロジェクトの基本計画を策定するものである。また、基本計画の後、基本設計、実施設計と続き 3 年間の委託料が 1 億円を超える委託契約となることを考えると、選定部会に外部有識者を含めて評価基準の作成、審査、決定を行い、結果を公表することにより、より透明性の高い選定とする必要があったと考える。

C) プロポーザル方式の採点方法等について

豊洲ふ頭内公園等管理運営事業及び仙台堀川公園整備事業における委託業者の選定過程を検討したところ、両者の評価項目・配点はかなり異なっていた。そもそも委託内容が異なるため、提案内容に関する部分についての評価項目・配点は異なるのが当然とも言えるが、提案内容とは直接関係ない部分、例えば業務実績・業務遂行力といった事業者の実績や技術力等の評価に関しては、基本的には共通の評価項目を設けることによって客観性を確保すべきであったと考えられる。他にも、評価基準の理解しやすさ、評価の視点が具体的に示されているか否かなど、両者で差があるように思われた。

<意見事項 33> プロポーザル方式の枠組みの作成について

今回行われたプロポーザル方式について、手続自体に問題はないが、プロポーザル方式

Ⅲ. 監査の結果及び意見

の実施基準のような枠組みがないために、評価項目、配点の設定において必ずしも客観性が確保されているとは言えず、裁量の入る余地があったと考えられる。

より客観的で公平な結果となるように、実施の基準（審査方法・採点方法等）についても、あらかじめ大まかな枠組みを定めておくのが望ましいと考える。なお、硬直的なマニュアルとならないように、決められた枠組みの一定の範囲内においては案件毎に適した評価項目を加筆修正できるようにすることが望ましい。（＜意見事項 57＞ プロポーザル契約に関する規程の整備について参照）

④ 魚釣場維持管理事業

1) 事業の概要

区では、豊住魚釣場、砂町魚釣場の2箇所の運営を行っている。いずれの魚釣場も開場時間は時期により異なり以下のとおりとなっている。

- 4月から10月まで及び11月の日曜日は午前9時から午後4時30分まで
- 11月から3月まで（11月は日曜日を除く）は午前9時から午後3時まで

なお、料金に関しては無料である。釣具や餌は持参することとなっており、販売やレンタルはない。釣った魚は持ち帰ることは出来ず、放すこととなっている。そのため利用者に釣られることにより魚の数は減らないが、魚が死んでしまうため清掃や魚の補充が必要となる。

2) 魚釣場の利用状況

年間の利用者数、釣果数の3年間推移は、以下のとおりである。

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
砂町 魚釣場	大人（人）	23,391	20,280	21,314
	子供（人）	71	54	105
	釣果（匹）	156,525	152,179	95,251
豊住 魚釣場	大人（人）	11,085	11,724	17,368
	子供（人）	98	130	194
	釣果（匹）	46,528	117,780	126,960

3) 魚釣場の歳出の状況

施設保全課庶務係にて水道光熱費、通信費が発生している。それ以外の支出については、施設保全課水辺と緑の事務所で発生している。平成25～27年度の歳出の推移は、以下のとおりである。なお、魚釣場として総額の歳出を確認するため、2つの係を合計している。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

(単位：千円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
水道光熱費 *1	予算現額	2,761	11,280	11,370
	決算額	2,641	10,669	9,422
	執行率	95.7%	94.6%	82.9%
通信費	予算現額	0	83	83
	決算額	0	71	71
	執行率	-	85.2%	85.1%
消耗品費 *2	予算現額	1,585	1,507	1,018
	決算額	1,407	1,448	1,018
	執行率	88.8%	96.1%	100.0%
修繕料	予算現額	1,680	1,680	1,670
	決算額	1,345	65	1,360
	執行率	80.0%	3.9%	81.4%
事務・業務委託料 *3	予算現額	7,161	7,343	7,630
	決算額	7,160	6,923	7,626
	執行率	100.0%	94.3%	99.9%
工事請負費 *4	予算現額	0	3,435	0
	決算額	0	3,434	0
	執行率	-	100.0%	-
合計	予算現額	13,187	25,328	21,771
	決算額	12,553	22,610	19,496
	執行率	95.2%	89.3%	89.5%

(区の資料より監査人が作成)

注記

- *1 電気、上下水道、工業用水道代である。平成 25 年度までは上下水道、工業用水道代が公園維持管理事業に含まれていたが、26 年度より魚釣場維持管理事業に含まれている。
- *2 主に魚の補充に関するものである。
- *3 魚釣場での監視や利用状況の確認について、シルバー人材センターに委託をしている。
- *4 平成 26 年度に砂町魚釣場のポンプ取替工事を行っている。

4) 魚釣場の他区の状況

区営の魚釣場は東京 23 区内で江東区、墨田区他 6 区にある。なお、墨田区においては 1 回 2 時間で 30 円となっている。

<意見事項 34> 魚釣場の利用料金の設定について

区では魚釣場の利用料金を無料としている。公共サービスの一環とも考えられるが、利用者の状況を見ると、子供の利用者は少なく大人の利用者が多い。これは、特定の利用者が多いことも想定される。利用料金を設定することで、金銭の管理が必要となり、管理費用が生じるという点はあるものの、それを考慮した上で利用料金を設定することを検討する必要があると考えられる。また、23 区内ではほとんどの区が魚釣場の運営を行っている。今後魚釣場を維持していくべきかについても検討する必要があると考えられる。

⑤ 公衆便所維持管理事業

1) 事業の概要

公衆便所維持管理事業は、河川公園課工務係（平成 27 年度決算額 123 千円）にて土地の使用料の管理、施設保全課庶務係（平成 27 年度決算額 7,584 千円）にて電気・上下水道料金の管理を行っているが、いずれも年度による金額の増減は少なく、金額的な重要性も高くない。そのため、公衆便所の清掃、補修を行なっている施設保全課水辺と緑の事務所について、科目ごとに金額を比較する。

施設保全課水辺と緑の事務所における、3 年間の科目別推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

科目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
役務費 *1	予算現額	72,363	83,496	85,037
	決算額	69,389	70,067	70,846
	執行率	95.9%	83.9%	83.3%
工事請負費 *2	予算現額	15,414	15,414	15,414
	決算額	11,789	15,322	15,020
	執行率	76.5%	99.4%	97.4%
その他	予算現額	3,762	3,762	4,360
	決算額	3,573	2,911	3,960
	執行率	95.0%	77.4%	90.8%
合計	予算現額	91,539	102,672	104,811
	決算額	84,751	88,301	89,827
	執行率	92.6%	86.0%	85.7%

注記

*1 公衆便所の清掃委託費である。

*2 公衆便所の破損、故障に関する修繕費である。

2) 清掃委託について

区では、公衆便所の清掃について、東部地区と西部地区に分けてそれぞれ外部に委託をしている。

A) 委託内容等

委託内容は、日々の清掃及び定期的に行う污水管・枳等の詰まりを防止するための清掃の主に2つである。委託業者に対しては、清掃前・後の写真を撮影し、作業日誌とともに提出することを求めている。区としては写真を提出してもらうことにより、清掃をしっかりと行なっているかどうかを確認することができる。また、作業日誌では、清掃業者ごとに各公衆便所の清掃時刻が記載されている。清掃は、原則水曜日を除き毎日行なわれ、1人あたり1日10～15箇所を担当し、1箇所あたり約10～15分で清掃が行なわれている。

これらの確認に加えて、区では毎月1回現場検査を行なっている。これは区の職員が実際に現場に行き、清掃状況を検査している。なお、清掃後すぐに汚れてしまうこともあるため、検査の結果汚れが生じていた場合、提出された写真と作業日誌を確認し、清掃が行なわれていたかを確認している。

B) 委託契約

委託契約は単価契約であり、競争見積合せ（9頁参照）によって業者を決定している。なお、平成25～27年度にかけての3年間、東部地区、西部地区共に同じ業者が受注している。

3年間の科目別推移を見ると、清掃委託費である役務費は、平成25年度と比較し、平成27年度は予算現額が12,674千円増加（85,037－72,363）している一方で、決算額の増加は1,457千円（70,846－69,389）であり、その増加幅は予算現額に比べ小さくなっている。予算現額は、予算編成時において労務単価を設定し算出するため、昨今の労務単価上昇により増加している。入札の際設定される予定単価は、労務単価の上昇を反映したものとなっているが、競争見積合せを行い、決定した契約単価は前年並みであり、結果として決算額は予算現額ほど増加しなかった。

<意見事項 35> 清掃委託会社に対する労務関係法令遵守の確認について

平成25～27年度において、清掃委託費である役務費の予算現額が増加しているのに対し、決算額はほとんど増加していない。よって、執行率は平成25年度95.9%から平成27年度83.3%へ低下している。これは、労務単価の上昇を見込んで予算を組み、予定単価を設定したが、実際の契約単価は上昇しなかったことによるものである。

この状況から考えると、労務単価の上昇を見込んだ予定単価の算定が妥当であったのか検証し、次年度以降予算策定の参考にする必要がある。妥当であるならば、なぜ業者が契約単価で入札できたのか考えた場合、委託業者側で雇用している従業員に対し、法律に則

Ⅲ. 監査の結果及び意見

った労務の整備、特に社会保険への加入などが適正になされているのか懸念される。契約時に法令遵守の確認等を行っていないとのことであり、確認を行うことが望ましいと考える。（＜意見事項 56＞ 社会保険関係等労働法令の遵守の確認について 参照）

3) 破壊防止に関する対策について

公衆便所の破損、故障に関する修繕費のうち、いたずらによる破壊に関する金額も多く発生している。便器が破壊された場合、丸ごと交換となるため費用も大きくなる。区は、いたずらによる破壊が多い公衆便所は把握出来ており、平成 28 年度は 2 箇所の公衆便所の外に監視カメラを設置している。破壊行為を行った人を特定出来た場合、修繕費について請求を行っていく予定である。

5. 街路樹等緑化関連事業

(1) 江東区の緑化関連事業について

① 緑化関連の基本施策

区の長期計画（後期）では、緑化関連の施策として、以下の2項目を掲げ具体的な取り組みを定めている。

施策1 水辺と緑のネットワークづくり

地球温暖化やヒートアイランド現象等に対し、区の豊かな水辺と緑を一層活用するため、水辺を活用した開発や緑化指導を進めるとともに、水辺と緑を生かした空間の創出と生態系の回復と拡大のためのエコロジカルネットワーク¹の形成に対する取り組みを行う。

施策2 身近な緑の育成

区は平成24年7月に「江東区 CIG ビジョン」を作成しており、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」を実現するために水辺や道路、公共施設の緑化のほか、新たな建築物に対する緑化指導を進めるとともに、区民や事業者と連携して緑豊かなまちを形成する。

江東区 CIG ビジョンとは

「江東区基本構想」に掲げた「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」の実現を目指して、「江東区 CITY IN THE GREEN」を更に推進するため、「江東区 CIG ビジョン」をまとめました。

「江東区 CIG ビジョン」は、21世紀の江東区が目指すべき都市像である「緑の中の都市：シティ イン ザ グリーン」を実現するために「世代や立場を超えたみんなが一緒になって緑を育み、環境に配慮する品格あるまち」が達成された都市の姿です。取り組みの成果は、区内の「緑被率（緑地面積の占める割合）」と「緑視率（視野に占める草木の緑の割合）」を定期的に測定することで、その増加率を評価します。また、森林によるCO₂吸収・炭素固定効果やヒートアイランド現象防止効果による温暖化防止への寄与度や、防災性の向上、区内生活者へ与える好影響等についても、その効果を評価していく予定です。

（平成24年7月 江東区 CIG ビジョン）

施策の実現に関する主な指標として、平成31年時の緑被率（緑地面積の占める割合）22%（平成24年度緑被率調査結果19.93%）、街路樹本数18,000本（平成25年度13,340本）等为目标値として掲げており、街路樹の増加も含め、民間緑化を推進するための事

¹分断された多様な生物種の生息・生育空間を相互につなげること

Ⅲ. 監査の結果及び意見

業が実施されている。

② 事業別予算・決算額

街路樹等緑化関連事業の事業別予算・決算額は以下のとおりである。

事業区分	平成 27 年度		
	予算現額 (千円)	決算額 (千円)	執行率 (%)
【歳出】			
街路樹等維持管理事業（施設保全課道路保全係）	273,708	270,643	98.9%
苗圃及び区民農園維持管理事業（施設保全課庶務係）	24,145	23,062	95.5%
CIG 公共緑化推進事業（施設保全課道路保全係）*1	7,020	7,020	100.0%
CIG 公共緑化推進事業（管理課 CIG 推進係）*2	430	-	-
CIG 民間緑化推進事業（管理課 CIG 推進係）	10,889	10,475	96.2%
自然とのつきあい事業（施設保全課庶務係）	3,408	3,282	96.3%
みどりのボランティア活動支援事業（施設保全課庶務係）	3,275	3,216	98.2%
みどりのまちなみづくり事業（施設保全課庶務係）	3,104	2,894	93.2%
みどりのまちなみづくり事業（管理課 CIG 推進係）*3	1,792	1,245	69.5%

注記

- *1 予算額 7,020 千円は、管理課 CIG 推進係 CIG 公共緑化推進事業からの配付替である。
- *2 *1 に記載したとおり、予算額 7,450 千円のうち 7,020 千円は施設保全課道路保全係の CIG 公共緑化推進事業に配付替されており、予算現額は配付替後の金額である。
- *3 生垣緑化及び屋上緑化への助成が主であるが、実際の申請が少なかったため執行率が低くなっている。

(2) 監査手続

実施した監査手続は以下のとおりである。

- 業務の概要を把握した上で、詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。
- 関連する法令・要綱・契約書等を入手して内容の検討を行った。
- 所属別事業別歳出一覧表を 3 年分入手し、予算、決算額の増減について検証を行った。

(3) 監査の結果及び意見

① 街路樹等維持管理事業について

1) 事業の概要

街路樹の維持管理及び植樹帯、グリーンベルト、橋台敷、中央分離帯などの緑地の維持管理を行っている。具体的には、以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

道路緑地維持管理：街路樹の剪定、除草、芝刈等

道路緑地清掃：緑地（グリーンベルト、橋台敷、植樹帯等）及び植柵内のごみ等の除去

道路緑地維持工事：低木などの新植、植替。

対象は道路附属物としての街路樹や緑地であり、公園内の樹木等は対象外である。

2) 街路樹等の内訳

A) 平成 26～28 年の推移

(各年 4 月 1 日現在)

		平成 26 年 A	平成 27 年	平成 28 年 B	増加率 (B/A)
街路樹	街路樹本数	13,340	14,425	15,329	114.9%
	植柵個数	3,626	3,648	3,648	100.6%
グリーンベルト *1	除草面積(m ²)	42,722	43,362	44,433	104.0%
	清掃面積(m ²)	42,488	43,128	44,199	104.0%
中央分離帯	除草面積(m ²)	7,041	7,041	7,041	100.0%
	清掃面積(m ²)	7,126	7,126	7,126	100.0%
交通島 *2	除草面積(m ²)	443	443	443	100.0%
	清掃面積(m ²)	443	443	443	100.0%
橋台敷 *3	箇所数	65	65	65	100.0%
	除草面積(m ²)	8,881	8,919	8,931	100.6%
	清掃面積(m ²)	12,987	13,025	13,037	100.4%
植樹帯等 *4	箇所数	57	57	57	100.0%
	除草面積(m ²)	11,767	11,762	11,762	100.0%
	清掃面積(m ²)	13,032	13,032	13,032	100.0%
緑地帯 *5	箇所数	5	5	5	100.0%
	除草面積(m ²)	2,648	2,648	2,648	100.0%
	清掃面積(m ²)	5,678	5,678	5,678	100.0%
除草面積 計 (m ²)		73,502	74,175	75,258	102.3%
清掃面積 計 (m ²)		82,088	82,432	83,515	101.7%

注記

- *1 グリーンベルト：車道と歩道の境に設置している帯状に連続した植込地
- *2 交通島：車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車等の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所等に設けられる島状の施設
- *3 橋台敷：橋の架け替え工事などで使用した敷地
- *4 植樹帯等：道路上でグリーンベルトや植樹柵以外の植込地

Ⅲ. 監査の結果及び意見

*5 緑地帯：遊歩道やポケット広場にある植込地（遊歩道やポケット広場とは、散歩のできる道として整備された道路で車両の通行はできない）

B) 街路樹、グリーンベルトの地区別推移

(各年4月1日現在)

	地区*1	平成26年A	平成27年	平成28年B	増加率(B/A)
街路樹(本)	東部	3,286	3,534	3,756	114.3%
	西部	3,802	4,111	4,369	114.9%
	臨海部	6,270	6,780	7,205	114.9%
	合計	13,340	14,425	15,329	114.9%
グリーンベルト(m ²)	東部	9,016	9,043	9,402	104.2%
	西部	9,444	9,470	9,470	100.2%
	臨海部	24,262	24,849	25,561	105.3%
	合計	42,722	43,362	44,433	104.0%

注記

*1 東部、西部及び臨海部に所属する地区は以下の通りである。

東部	亀戸、大島、東砂、南砂、北砂
西部	清澄、常盤、新大橋、森下、高橋、平野、三好、白河、佐賀、永代、福住、深川、冬木、門前仲町、富岡、牡丹、古石場、越中島、石島、千石、千田、海辺、扇橋、猿江、住吉、毛利、木場、東陽
臨海部	塩浜、枝川、豊洲、東雲、有明、辰巳、潮見、新木場、新砂

3) 実施方法

A) 道路緑地維持管理

区内の道路を東部、西部、臨海部の3区分、及び東大島駅外8駅前広場という単位で外部業者への委託により実施されている。駅前広場は区内全域に点在していることから、3区分に含めずに一つの委託に集約して行われている。

B) 道路緑地清掃

区内を東部、西部、臨海部の3区分に分け、外部業者への委託により実施されている。回数は緑地により異なるが月に1～2回である。

C) 道路緑地維持工事

区民から陳情・苦情などを受けて、植栽の補植・枯木の植替えなどを行っているもので、主に低木の街路樹の新植、植替えを外部業者に委託して行っている。

<意見事項 36> 道路清掃の作業区分について

街路樹等維持管理事業では道路緑地維持管理として除草作業を行っているが、除草の対象は道路の緑地部分であり、例えばある歩道に設けられている植樹帯の除草は行うが、植樹帯以外の部分の除草は道路維持管理事業の管轄であることから歩道等除草委託として別の業者と契約されている。

また、街路樹等維持管理事業の道路緑地清掃委託の対象は道路の緑地内のごみ等の除去であり、同様に歩道の植樹帯のごみは除去するが、植樹帯以外の歩道のごみ除去は道路清掃事業の対象となっている。

同じ作業を委託しているにもかかわらず、道路を緑地部分とそれ以外で分けて契約していることは、結果として委託料や契約に係る事務手続の増加になっており、非効率的ではないだろうか。道路における緑地とそれ以外の部分という形式的区分ではなく、各事業の委託内容を実質的な面から見直し、支出の削減、事務作業の効率化を図る必要があると思われる。

4) 契約方法

業者は、単価契約のため、競争見積合せにより選定される。入札にあたり、区では予定作業数量（例：高木剪定〇本、中低木剪定〇本...）を提示し、これに対し業者が個々に単価を決め、合計金額（推定総価額）により入札し、入札金額が最も低い業者が落札する。ただし、個々の単価を予定単価と比較し、予定単価より高いものがあつた場合は、落札業者と交渉し予定単価と同額又は低くなるように契約される。

契約は1年契約であり、1年ごとに入札が実施されているが、平成25～27年度は26年度に道路緑地維持工事に1社追加されただけで、すべて同じ業者が落札している。なお、27年度は契約1件あたり5～6社の入札が入っており、他の年度についても複数業者が入札に参加している。

道路緑地維持管理委託の単価の種類は113種類（平成27年度）と非常に多くなっている。これは、下記のとおり、高木剪定という同じ作業であっても、木の高さ（低木、中木、高木）、幹回りの長さ、実施時期で細かく分類されているためである。なお、これらの単価は東京都建設局の東京都積算基準に基づいている。

工種名	形状・寸法・適用	単位	単価（円）
高木剪定	夏季剪定 C=60cm 未満	本	8,043
	夏季剪定 C=60cm 以上 120cm 未満	本	21,424
	夏季剪定 C=120cm 以上 180cm 未満	本	46,082
	冬季剪定 C=60cm 未満	本	7,404
	冬季剪定 C=60cm 以上 120cm 未満	本	18,565
	冬季剪定 C=120cm 以上 180cm 未満	本	28,641

Ⅲ. 監査の結果及び意見

5) 街路樹等維持管理事業の歳出額の内訳及び推移

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
需用費 *1	1,199	1,069	544
役務費	153,014	194,038	262,560
清掃料	27,781	29,150	39,932
剪定・除草料	125,232	164,887	222,628
工事請負費	5,976	5,358	7,537
街路樹等維持管理事業歳出額	160,190	200,465	270,643

注記

*1 消耗品など

6) 清掃料及び剪定・除草料等の分析

上記推移によると、平成 27 年度に清掃料、剪定・除草料、工事請負費が大きく増加している。これについて、27 年度の予算額（予定単価×予定作業数量の積み上げ）、推定総価額（入札単価×予定作業数量の積み上げ）、歳出額を契約ごとに比較したところ以下のとおりとなった。

(単位：千円)

件名	予算額 A	推定総 価額 B	B/ A (%)	歳出額 C	C/A (%)
東部道路緑地清掃委託	7,474	5,807	77.6	7,473	99.9
西部道路緑地清掃委託	12,238	10,157	82.9	12,234	99.9
臨海部道路緑地清掃委託	20,240	15,075	74.4	20,225	99.9
清掃料計	39,952	31,038	77.6	39,932	99.9
東部道路緑地維持管理委託	43,720	29,242	66.8	43,418	99.3
西部道路緑地維持管理委託	87,000	58,704	67.4	86,999	99.9
臨海部道路緑地維持管理委託	87,903	58,016	66.0	87,897	99.9
東大島外 8 駅前広場緑地維持管理委託	6,174	1,602	25.9	4,314	69.8
剪定・除草料計	224,797	147,564	65.6	222,628	99.0
道路緑地維持工事	7,661	5,520	72.0	7,537	98.3
工事請負費計	7,661	5,520	72.0	7,537	98.3

(区の資料より監査人が作成)

まず、いずれも推定総価額が予算額よりかなり低い金額になっている。

区では、東京都建設局の東京都積算基準に基づき作業ごとに予定単価を設定しているが、平成 27 年度において工事関連の人員不足などの理由により当該単価は大きく上昇し、予

Ⅲ. 監査の結果及び意見

算額はそれに伴い増加した。

単価上昇の一例として、「高木剪定 冬季剪定 C=60cm 以上 120cm 未満」の単価を 26 年度と比較すると以下のとおりである。道路緑地維持及び清掃の委託契約においては 100 種類以上の単価が設定されているが、その他の単価も同様に上昇している。

	1 本あたり予定単価 (円)	
高木剪定 冬季剪定 C=60cm 以上 120cm 未満	平成 26 年度	平成 27 年度
	13,167	18,565

このように、区の予定単価は引き上げられたものの、入札参加者は前年単価を考慮し入札するため、結果として契約単価は予定単価よりもかなり低くなったものと思われる。しかし、予算額より低い価格で落札され、予定単価よりかなり低い単価で契約したにもかかわらず、歳出額は概ね予算に近い金額となっている。例として、高木剪定について予定作業数量と実際作業数量の比較を行ったところ、以下のとおり、平成 27 年度において大きな差異が発生していた。

(単位：本)

工種名等		平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
		予定	実績	差	予定	実績	差	予定	実績	差
高木剪定	夏 C60 cm 未満	350	427	77	560	731	171	520	1,381	861
高木剪定	夏 C=60 cm 以上 120 cm 未満	1,250	1,388	138	1,510	1,619	109	1,420	2,104	684
高木剪定	夏 C=60 cm 以上 120 cm 未満	110	59	△51	146	44	△102	88	151	63
高木剪定	冬 C=60 cm 未満	300	429	129	215	295	80	660	1,499	839
高木剪定	冬 C=60 cm 以上 120 cm 未満	1,320	1,875	555	925	992	67	1,600	2,006	406

(区の資料より監査人が作成)

<意見事項 37> 作業量の著しい増加について

単価契約の競争見積合せにおいては、入札前に予定作業数量を提示し、それを前提として入札業者は入札額を算定している。単価契約は、数量が確定できない業務の場合において採用される契約方法であるが、予定作業数量をある程度予測しなければ、業者は単価を見積ることができない。しかし、実際の作業は、予定作業数量を大幅に超えており、予定作業数量の妥当性、そして予定作業数量に基づいて算定される入札単価（落札単価）の妥当性が疑われる事態となっている。

また、区により予定作業数量が算定されているが、結果として予算に合わせた作業が行われており、過剰な維持管理がなされているのではないかと懸念される。CIG ビジョンのもと、街路樹や緑地の増加が計画されており、今後増々維持管理数量が増加することも踏ま

え、適切な維持管理計画の作成及び実行が必要であるとする。

＜意見事項 38＞ 契約方法について

現在、業者とは単価契約によっているが、立地や状態による違い、業者ごとの作業の進め方の違いなどを考えると、現状の単価契約では業者における作業への工夫によるコスト削減などが反映できないのではないかとと思われる。

また、4)契約方法に記載のとおり、道路緑地維持管理委託には100種類以上の単価が設定されている。作業完了時に、区は仕様書に基づき作業が行われているか検収を行う必要があるが、現在の細かな区分に基づき検収作業を行うことは事実上不可能である。現在は、業者が報告する実施数量を区側でチェックすることなく、当該数量を基に支払いを行っている状況であり、単価の種類が多いことによる弊害が生じている。

清掃など比較的定型的な業務については、1年間の業務量を確定することが可能であると思われる、単価契約ではなく総価契約による契約を検討する必要があると考える。現在の単価契約方式は、陳情や台風等に対して臨機応変に作業を発注できるという利点があるとのことだが、例えば、計画作業については総価で契約し、追加作業の必要があった場合は事前に取り決めた単価により行うなどの対応方法により、総価契約も可能と思われる。

総価契約であれば、競争見積合せから競争入札に移行することになり、より競争性、透明性の高い契約方法を採用することが可能となるため、総価契約への移行を検討する必要があると考える。

② 苗圃及び区民農園維持管理事業について

1) 事業の概要

”みんなでつくる水辺と緑と自然”を目的として行っている事業であり、苗圃（1箇所）及び区民農園（3箇所）の維持管理を行っている。

苗圃は、辰巳の森緑道公園内のコミュニティガーデンにあり、ボランティアにより管理されている。

2) 区民農園の現況

区民農園は、区民に家庭菜園作りを通じ健全なレクリエーションの場を提供し、併せて緑化の推進を図るため設置されており、江東区区民農園条例、同施行規則が定められている。毎年利用者を募集しており、応募者多数の場合は抽選となる。利用料は個人用10,000円、団体用30,000円（資材・苗・肥料などは利用者負担）である。

	辰巳区民農園	城東区民農園	夢の島区民農園*3
開設	昭和53年	平成16年	平成24年
広さ（㎡） *1	1,908	3,174	3,321

Ⅲ. 監査の結果及び意見

	辰巳区民農園	城東区民農園	夢の島区民農園*3
区画数 *2	個人用 167	個人用 193	個人用 187 団体用 3
応募倍率(平成 27 年度)	1.7 倍	6.1 倍	個人 3.4 倍 団体 0.7 倍

注記

*1 農園の他、用具置き場部分含む。

*2 1 区画 個人用：10 m² 団体用：30 m²

*3 夢の島区民農園には以下の施設がある。

バーベキュー施設（5 基）：農園利用者対象であり無料で使用できる。コンロ・鉄板等も無料で貸し出しされている。

駐車場(45 台)：最初の 30 分無料。以後 2 時間は 40 分毎に 100 円、それ以降は 60 分毎に 100 円。

物販施設：園芸資材等を販売

3) 苗圃及び区民農園維持管理事業の歳入、歳出額の内訳及び推移

平成 25～27 年度の歳入・歳出推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
【歳入】			
区民農園使用料	3,575	3,591	3,583
雑入	158	45	*1 199
【歳出】			
委託料	10,153	10,557	*2 10,287
使用料及び賃借料	6,766	6,908	*3 7,075
工事請負費	3,687	4,001	*4 3,456
負担金補助及び交付金	549	563	*5 596
その他	1,207	1,443	1,647
苗圃及び区民農園維持管理事業歳出額	22,365	23,473	23,062

注記

*1 夢の島区民農園指定管理者収支決算余剰金の返納 187 千円ほか

*2 夢の島区民農園の指定管理料 6,400 千円

辰巳及び城東区民農園の管理委託料（シルバー人材センター）3,606 千円 ほか

*3 農園及びバーベキュー施設部分賃借料 3,639 千円（5,011 m²）

農園駐車場賃借料 3,392 千円（2,080 m²） ほか

夢の島区民農園は東京都より賃借している。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

*4 区民農園整備工事費 3,456 千円

辰巳及び城東区民農園における新規農園利用者のための耕耘工事費である。

*5 辰巳区民農園は東京都港湾局の土地（辰巳の森公園）に設置しているため、公園全体の水道料金のうち農園分を負担しているものである。

4) 夢の島区民農園について

夢の島区民農園は、城東・辰巳区民農園と異なり、指定管理者制度により民間業者に管理委託している。夢の島区民農園は平成 24 年開園と他の農園より新しく、駐車場や物販施設等有料施設が設置されており、指定管理者制度導入を視野に入れて、他の農園よりも機能を拡充したものにすることを目的があったとのことである。

また、夢の島区民農園の土地は農園事業を行うために東京都から賃借しており、住宅地から離れていることから、農園部分以外に駐車場についても東京都から土地を賃借している。

指定管理者との基本協定書によると、指定期間は平成 24 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 5 年間となっている。区は、指定管理者に指定管理料を支払い、指定管理者は毎年、事業報告書により収支を報告する。収支決算額に余剰があった場合には、余剰金額の 50% を区に納付する契約となっている。指定管理者の収支の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収入	農園使用料	1,940	1,959	1,950
	駐車場使用料 *1	2,924	4,087	4,165
	物品販売他	213	268	339
	指定管理料	6,223	6,400	6,400
	収入合計	11,300	12,715	12,855
支出	人件費	5,450	6,623	6,356
	水道光熱費	928	1,003	997
	消耗品費	510	369	432
	役務費	960	1,236	1,269
	業務委託費	2,344	2,463	2,501
	小計	10,192	11,695	11,555
	間接費（上記直接費の 8 %）	803	936	924
	支出合計	10,995	12,630	12,480
収入－支出（余剰金額）		304	85	375

注記

*1 26 年度から増加しているが、これは、一般を含めた利用者が増加し、あわせて利用時間も伸びたためである。

平成 26 年度において、駐車場使用料収入が増加しているにもかかわらず、人件費が増加したため、余剰金はほぼ生じていない。人件費は、指定管理料算定時において設定された予算額 5,661 千円を超えて使用されている。

＜意見事項 39＞ 指定管理料の管理について

夢の島区民農園の指定管理において、指定管理者の余剰金の 50%を区に納付する契約となっており、このような条項を設けたことは、利用料収入の予想外の増加に対応するために非常に重要なことであり評価できるものである。

しかし、平成 26 年度において、駐車場使用料収入が増加したにもかかわらず、人件費の増加により余剰金がほぼ生じていない状況となっており、人件費の増加の妥当性について検証が必要であったと思われる。指定管理料算定時において、区は人件費の増加について把握しておらず、前年並みの予算により指定管理料の算定が行われている。仮に駐車場使用料収入の増加がなければ、指定管理者は赤字を覚悟の上で人件費を支払わなければならない、駐車場使用料収入の増加を見込んでのものと思われるにもかかわらず仕方のない状況である。人件費が増加した理由として、管理人について前任より能力の高い人材としたため、とのことであるが、区が能力の高い人材を要求したのでなければ、事前に承認する必要があったであろうし、事後的な報告であれば、指定管理者の責任において処理すべきであったと思われる。

また、通常、使用料収入が増加すれば、次年度における指定管理料は、前年実績も勘案し設定されるため減少するものと思われるが、27 年度の指定管理料は減少していない。27 年度の指定管理料算定における収支計画において、駐車場使用料収入は前年実績並みとしているが、人件費の予算も前年実績並みであり、25 年度実績からは増加した金額となっているためである。使用料収入の増加は、指定管理者の経営努力によるものではなく、使用料収入が増加したにもかかわらず、指定管理料が減らない、ということは、使用料収入が増加しても区には何の恩恵もない、ということであり、収支上は指定管理ではなく委託の方が経済的ということにもなりかねない。

区は、指定管理者の支出を検証した上で余剰金を算定し、返納させることが重要であり、翌年度の指定管理料についても、収支計画を検証し決定する必要があり、今後留意が必要と思われる。

5) 区民農園の収支について

区民農園について、平成 27 年度の収入と主な支出をもとに収支を計算すると以下のとおりになる。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

(単位：千円)

		辰巳・城東*1	夢の島
収入	農園使用料	3,583	-
	指定管理者の余剰金	-	187
	収入合計	3,583	187
支出	委託料	3,606	6,400
	工事費	3,456	-
	賃借料 *2	-	7,031
	負担金補助	596	-
	支出合計	7,658	13,431
収入－支出		△4,075	△13,244

(区の資料より監査人が作成)

注記

*1 辰巳・城東は同じ業者に管理を委託しているため合算している。

*2 農園及び駐車場の賃借料

<意見事項 40> 区民農園事業について

区民農園事業は利用者からの利用料金収入があるものの、支出が大きく超過している。特に夢の島区民農園は、東京都から土地を賃借して行われているため、他の農園と比較し歳出が大きくなっている。区としては指定管理者制度導入にあたり、他の農園よりも機能を拡充させたとのことであるが、バーベキュー施設等の管理費用は指定管理料に反映されているのであり、夢の島区民農園のみこのような付加価値がつけられていることに疑問を感じる。結果として、バーベキュー施設（5基）の平成27年度利用件数は44件（5月～11月のみ利用可）であり、バーベキュー施設を廃止し、農園へ転換するなどの対策が必要と考える。

また、駐車場は利用者が増え利用料金収入が増加しているが、農園利用者以外の利用者が増加しているとのことであり、農園利用者以外の駐車場料金を近隣相場に合わせることも検討できるのではないかとと思われる。

さらに、夢の島区民農園の団体用応募倍率は、平成28年度において0.7倍、平成24年度から継続して申込数が区画数を下回る状況であり、団体用農園の必要性についても検討すべきである。

区民農園は合計550区画に対し、江東区の世帯数が25万5千世帯であること、及び1年ごとの募集であり1年間は利用者が限定されるということ考えると、広く区民に対して効果が届いている事業とは言い難い。現在の一定期間農園を貸出す制度だけではなく、より多くの区民に農業体験を提供できる事業にすることなどを検討していくことが望まれる。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

③ CIG 民間緑化推進事業及び CIG 公共緑化推進事業について

1) 概要

A) CIG 民間緑化推進事業

「CITY IN THE GREEN」の実現を目指し、区民・事業者に向けた緑化施策の推進及び緑の数値管理を行っている。

平成 27 年度における実施事項は以下のとおりである。

- ・みどりのコミュニティ講座
- ・ベランダ緑化推進事業
- ・CITY IN THE GREEN オンラインフォトコンテストの実施
- ・ノベルティグッズの作成（区民まつりで配布）

B) CIG 公共緑化推進事業

CITY IN THE GREEN 実現会議の提案に基づき、道路隙間緑化、河川護岸緑化の施策を実施している。

2) 両事業の歳出額の内訳及び推移

平成 25～27 年度の歳出推移は以下のとおりである

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
CIG 民間緑化推進事業			
委託料 *1	15,976	8,875	8,762
その他	459	700	358
CIG 民間緑化推進事業歳出合計	16,436	9,575	9,120
CIG 公共緑化推進事業			
工事請負費 *2	26,355	32,133	7,020
CIG 公共緑化推進事業歳出合計	26,355	32,133	7,020

注記

*1 緑化施策の外部業者への委託料

*2 施設保全課道路保全係及び河川公園課工事係に配付替され、道路隙間緑化、河川護岸緑化工事費として執行されている。

3) CIG 民間緑化推進事業の外部委託について

平成 27 年度における委託料 8,762 千円の主な内訳、委託内容は、以下のとおりである。

- みどりのコミュニティづくり講座運営委託（3,818 千円）
- ベランダ緑化推進運営委託（3,458 千円）

Ⅲ. 監査の結果及び意見

	みどりのコミュニティづくり講座	ベランダ緑化推進
委託先	NPO 法人	NPO 法人
契約方法	特命契約	特命契約
特命契約の理由（業者推薦書より抜粋）	平成 12 年度のみどりの委員（有償）の廃止から無償によるボランティア（みどりネット KOTO）の立上げにおいて運営に携わった NPO であり、区の状況に詳しく営利団体ではカバーできない充実した企画、運営ができること。 過年度の委託でも受講者から好評を得ていること。	NPO 理事長は区のボランティア団体のみどりネット KOTO の副会長を務め、団体の理事には造園やまちづくりの専門家がおり、水彩フェスティバル等、水と緑に対して区内で多くの活動実績があり、業務に必要な区民、マンション管理組合等の連携において営利団体ではカバーできない企画、運営ができること。
開始年度	平成 23 年度	平成 24 年度から開始。 平成 24 年度は個人単位、25 年度からマンション単位での募集に変更。
過去 3 年の委託費推移	25 年度 3,825 千円 26 年度 3,819 千円 27 年度 3,818 千円	25 年度 5,125 千円 26 年度 3,458 千円 27 年度 3,458 千円
目的	みどりに親しみ、みどりを育むライフスタイルを定着させ、地域での緑化活動等ができる人材を育てるもの	緑視率を向上させるため、モデル事例を公開することによりベランダ緑化の普及推進を図る
内容	ベランダでのガーデニングを通したコミュニティづくりを進めるという目的で、ベランダでの植物の育て方の講座を開催。 キッチンガーデン編、ハーブ編、コンテナガーデン編、果樹編の 4 講座。	①ベランダ緑化のモニターを募集し、植付け講習や報告会を通じ、ベランダ緑化普及の人材育成を行うもの。 対象は区内同一マンションの複数名グループ。前年度からの継続団体へはレベルアップ講習会を実施。 ②CIG 推進キャンペーンとして、区民まつり等で植付け講習などを実施
定員等	100 名。1 講座の定員は 25 名で 4 講座。 いずれも定員以上の応募があったため抽選が行われた。	平成 27 年度は前年度からの継続 6 マンション及び新規 6 マンションが参加。27 年度の参加人数は 93 名。
募集方法	区報及び HP	区報及び HP
参加費用	3,000 円（材料費であり、苗等は持ち帰ることができる）	無し。モニターに必要な最初の資材は区により提供される。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

両委託契約とも特命契約であり、平成 27 年度委託費の内訳は、以下のとおりである。
委託費の主な部分は人件費であるため、人件費の単価を記載している。

● みどりのコミュニティづくり講座

費用	内訳	金額(千円)	人件費単価/日 (円)
人件費	講師費	780	10 万 (講義) 3 万(事前打合せ)
	コーディネーター	950	*1
	当日スタッフ	643	1.65 万/日
	事前打合せ	225	1.5 万/日
ポスター等作成		210	
その他		66	
直接経費合計		2,874	
間接経費(直接経費の 23%)		661	
消費税		282	
合計		3,818	
参加者 1 名当たりの区負担額 (合計/参加人数)		38	参加人数 25 名×4 講座

(区の資料より監査人が作成)

注記

*1 コーディネーターは 3 つに分類されている。

	役割	単価/日 (円)
A	業務の全体統括、企画、講座の業務管理等	30,500
B	講座進行、企画補助、園芸資材の手配	27,500
C	情報収集、企画補助、ニュースレターの発行	24,500

● ベランダ緑化推進講座

内訳	金額(千円)	人件費単価/日 (円)
事務局経費(打合せ、資料作成等)	988	1 万又は 2 万
企画会議経費	210	2 万
継続モニター出張講習会(8 マンション)	728	1 万又は 2 万
新規モニター出張講習会(5 マンション)	380	1 万又は 2 万
報告会 (中間・最終) *1	210	1 万又は 2 万
キャンペーン活動費	130	1 万又は 2 万
報告書作成 *2	350	1 万又は 2 万
直接経費合計	2,996	

Ⅲ. 監査の結果及び意見

内訳	金額(千円)	人件費単価/日 (円)
間接経費(直接経費の 10%)	299	
値引	△93	
消費税	256	
運営費合計	3,458	
講習会花苗等材料費	594	
NPO 法人への支払額合計	4,053	
他の法人への材料管理委託費	597	
講座運営費合計	4,651	
参加者 1 名当たりの区負担額 (合計/参加人数)	50	参加人数 93 名

(区の資料より監査人が作成)

注記

- *1 参加団体合同で開催される。ベランダ緑化の情報交換を行い団体間のコミュニティ形成を図るもの。
- *2 実施内容、講師と参加者のやり取りなどをまとめたもの。

<意見事項 41> CIG 民間緑化推進事業について

両講座における委託先への支出内容は、講師、スタッフの人件費が主となっている。より専門性を有した講師やスタッフによれば、単価が上がると思うが、同じ緑化関連講座でも人件費の単価はかなり違いがあるため、区としては一定の基準を設定することが必要ではないだろうか。

また、両委託先ともに間接経費は直接経費の一定割合で算定しているが、それぞれ比率が 23%、10%となっており、比率に倍以上の差異がある。比率の根拠として、みどりのコミュニティ講座は委託先からの規定、ベランダ緑化推進は NPO 法人の家賃・光熱費のうち当該業務相当額に基づき決定されたとのことであった。直接経費算定方法が統一されていないため、単純比較することはできないが、区で比率の上限を決めるなどし、間接経費比率の妥当性を検証する必要がある。

特命契約の場合、委託金額をどのように決めるかが非常に重要であり、先方の見積書を検証することなく承認することがあってはならない。事業の実施に必要な経費であるか、単価、日数、間接経費は適正か等精査しなければならず、十分な検討が必要と思われる。

次に、江東区マンション実態調査(平成 27 年 3 月江東区都市整備部住宅課)によると、区内のマンションストック数は 4,279 件となっている。みどりのコミュニティづくり講座及びベランダ緑化推進講座は、いずれもベランダからの緑化推進が目的であるが、27 年度の参加人数は両講座合わせて 193 名となっており、江東区のマンションストック数を考慮すると緑化推進にどれくらいの効果があるのか、という点では疑問が残る。両講座は、開始からすでに 4～5 年経過しており、ここで事業目的をあらためて明確にし、事業評価

する時期ではないかと考える。参加者からすれば、材料費のみの参加費や無料で受講することができ好評であろうが、参加者 1 人当たりの区負担額はそれぞれ、3 万 8 千円、5 万円であり、費用対効果の面からも事業の評価を行う必要がある。

評価の結果、事業をこのまま継続するのであれば、公募によるプロポーザルなどにより、より競争性、透明性が高い方法で業者を決定する必要があると思われる。契約している NPO 法人のうち 1 法人は区内業者ではなく、区内業者に限定する必要がないのであれば、公募によって広く募集することにより、より充実した企画の提案がなされる可能性もあると思われる。

4) CIG 公共緑化推進事業の所管について

管理課 CIG 推進係では、隙間緑化長期計画（平成 31 年度まで）に基づき、CIG 公共緑化推進事業として道路隙間緑化、河川護岸緑化を行っている。しかし、街路樹や緑地等公共緑化の維持管理は、施設保全課道路保全係の街路樹等維持管理事業で実施されており、また、CIG 公共緑化推進事業の事業費は、CIG 推進係から施設保全課道路保全係及び河川公園課工事係に配付替され、実際の工事管理は施設保全課道路保全係及び河川公園課工事係で行われている。

<意見事項 42> CIG 公共緑化推進事業について

道路隙間緑化及び河川護岸という部分だけを、管理課 CIG 推進係の CIG 公共緑化推進事業として区分する必要があるのか検討すべきと思われる。道路隙間緑化及び河川護岸も含めた、区全体の公共緑化関連事業を効率的に実施し、費用を適切に管理するためには、事業を細分化すべきではないと思われ、緑地新植を行う部署により一体管理することが望ましいと考える。

④ 自然とのつきあい事業及びみどりのボランティア活動支援事業

1) 概要

江東区みどりのボランティア活動支援要綱に基づき、要件を満たすボランティア団体に対し、資材等の提供を行っている。ボランティア団体はコミュニティガーデン¹(32 箇所)、ポケットエコスペース²(13 箇所)及び田んぼ（1 箇所）のボランティア活動に従事する。

事業の区分は

- みどりのボランティア活動支援事業：コミュニティガーデン、田んぼ
 - 自然とのつきあい事業：ポケットエコスペース
- となっている。

¹ 区立公園、区道の植樹帯及び緑道等において花壇を利用し、グループで花や緑を育てる場所

² 水たまり、草原、木陰、つる植物の垣根などでつくった、生き物たちの庭のこと

Ⅲ. 監査の結果及び意見

また、みどりのボランティア活動支援事業では、江東区ネイチャーリーダー要綱に基づき、ネイチャーリーダー講座を開催している。

2) 両事業の歳出額の内訳及び推移

平成 25～27 年度の歳出推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
自然とのつきあい事業			
需用費	7	-	193
役務費 *1	1,141	835	1,143
工事請負費 *2	1,134	2,885	1,585
負担金補助及び交付 *3	360	180	360
自然とのつきあい事業歳出合計	2,642	3,901	3,282
みどりのボランティア活動支援事業			
需用費 *4	966	963	1,333
委託料 *5	790	1,019	1,047
負担金補助及び交付 *6	506	506	506
その他	229	157	329
みどりのボランティア活動支援事業 歳出合計	2,493	2,646	3,216

注記

- *1 ポケットエコスペースの剪定・除草費用
- *2 ポケットエコスペースの改修費用
- *3 ポケットエコスペースのボランティアに対する助成金
- *4 コミュニティガーデンへの土や肥料などの資材提供費。資材提供リストの範囲で区が購入し、ボランティア団体へ配布する。
- *5 ネイチャーリーダー講座運営委託料（平成 27 年度は 799 千円）
- *6 田んぼの学校ボランティアに対する助成金

3) みどりのボランティア活動支援事業のネイチャーリーダー講座について

ネイチャーリーダーとは、区の「ネイチャーリーダー要綱」に基づき、ネイチャーリーダー講座 8 回のうち 6 回を受講した者を認定し、登録した者であり、ボランティアにてポケットエコスペースの維持管理等の活動を行い、5 年ごとに更新制度がある。

ネイチャーリーダー講座は NPO 法人に委託し実施されているが、平成 25～27 年度実施状況は以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
委託料（千円）	549	781	799
講座開催数（回）	8	8	8
講座参加者（人） （定員 30 人）	31	22	27
登録者数（人） （年度末現在）	34	28	34

（施設保全課業務概要(平成 28 年度)）

ネイチャーリーダーは、ポケットエコスペースの維持管理等の活動を行う、とネイチャーリーダー要綱に規定されているが、現在、ポケットエコスペースの維持管理は、「こうとうビオトープネットワーク」が行っており、当該団体に所属しているネイチャーリーダーは、登録者の半数程度となっている。

<意見事項 43> ネイチャーリーダー講座について

ネイチャーリーダー制度は平成 11 年から行っているが、上表のとおり登録者数は横ばい状況である。平成 17 年以降の新規登録者は、平成 24 年度の 1 名だけで登録者ゼロの状況が続いていた。平成 27 年度は 6 名となったものの、ネイチャーリーダー講座参加者に対しては少ない。また、登録者が全員、ポケットエコスペースの維持管理に従事しているわけでもない。平成 11 年度から実施されている事業であるが、講座を開催することの効果期待できるとは言えない状況であり、改善が必要である。

区は、ポケットエコスペースの設置を増加させる計画であり、今後もボランティアの力を借りて維持管理を行っていくことが重要と思われる。温暖化対策課（えこっくる江東）において、エコリーダー養成講座が実施されており、類似した講座であるならば事業の統合を検討し、ボランティア人材の発掘、育成を図っていく必要がある。

4) 民間緑化活動推進事業の所管について

所管課別の主な民間緑化活動推進事業は、以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

課	係	事業	主な事業内容
管理課	CIG 推進係	CIG 民間緑化推進事業	みどりのコミュニティづくり講座 (ベランダガーデニング)
			ベランダ緑化推進講座
施設 保全課	庶務係	自然とのつきあい事業	ポケットエコスペース改修等維持費用
		みどりのボランティア活動支援事業	ネイチャーリーダー講座（ポケットエコスペースの維持管理ボランティア養成目的） 田んぼの学校への補助金 コミュニティガーデンを管理する団体に対し資材等の提供

<意見事項 44> 民間緑化活動推進事業について

緑化関連の基本施策「施策2 身近な緑の育成」のもと、区民の緑化推進やボランティア育成推進という趣旨で行われている事業について、異なる部署のもと、異なる事業で行われているため、区全体としての事業内容、支出、効果を把握しづらい状況にあると言える。事業内容を検証し、必要に応じて他の事業を合体等することで、事業評価を適切に行うことができる体制に整理することが必要であると考えます。

⑤ みどりのまちなみづくり事業

1) 概要

「区の緑化施設における維持管理協定」に基づき、地域住民が行うグリーンベルトの維持管理（除草、清掃）に対し、助成金及びごみ処理券を支給している。

助成先は自治会・町会等である。平成27年度は14団体であり、助成対象となった場所は街路樹等維持管理事業で実施している道路緑地清掃の対象にはならない。

2) 事業の歳出額の内訳及び推移

みどりのまちなみづくり事業（施設保全課）の平成25～27年度の歳出推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
需用費	96	63	116
役務費	104	186	144
負担金補助及び交付金 *1	2,734	2,669	2,633
みどりのまちなみづくり事業歳出合計	2,935	2,919	2,894

注記

- *1 区の緑化施設における維持管理協定に基づき自治会等に支払われる補助金。
年間の補助金額は、植樹面積 120 円/㎡、緑道の園路面積 80 円/㎡である。

<意見事項 45> 住民参加型の維持管理活動の推進について

区はC I Gの実現に向けて、街路樹等を増加させているが、緑化の効果が十分に発揮されるためには適切な維持管理が必要となり、それは継続的かつ長期にわたるため、より効率的な管理が必要となる。また、緑化の推進と保全には住民の理解が不可欠であり、具体的な活動に参加することで住民の緑への関心を高める可能性がある。

そこで、樹木の剪定など専門的な管理は別として、緑地のゴミ拾いなどの清掃、草取り、落ち葉の掃除など地域住民主体でも実施可能な作業については、住民参加型の維持管理方法ができないか検討することも必要ではないだろうか。

みどりのまちなみづくり事業では、自治会・町会等が主体となって一定の補助を得て緑地清掃を行っているが、補助金の対象であるため書類の提出が必要となり、自治会や町会の活動があまり活発ではない地域では実施するのが難しいと思われる。

例えば、江戸川区では「緑のボランティア大募集」として緑地清掃のボランティアを募集しているが、これは一人でもグループでもできるとされており、補助金の支給はないが、緑のバンダナなどを配布して呼びかけを行っている。

また、現在、区では環境保全課により「江東区アダプトプログラム（こうとうまち美化応援隊）」という事業が実施されている。これは、区民等で組織された団体が、区道、区立公園等の一定の区域を養子に見立て、里親が我が子を想うような愛情を持って同一の場所を定期的に清掃する、というボランティア活動であり、参加者にはビブス・帽子・腕章・火ばさみの貸与、専用ごみ袋の提供、ボランティア保険の加入等を支援している。活動頻度は週 1 回～年数回と、参加者の都合により選択でき、参加団体は 129 団体（平成 28 年 12 月現在の江東区ホームページより）であり、企業、学校、個人、団体など幅広い。

江東区アダプトプログラムはまち美化ということで、清掃主体であるが、これに草取り、落ち葉拾いなどの緑化維持関連の活動を盛り込むなどして、事業別に分けることなく、より幅広い区の美化活動ができないか検討する必要があると考える。

6. 照明灯

(1) 概要

① 照明灯関連事業について

照明灯は、街路灯、橋梁灯、公園灯・児童遊園灯、及び河川の散歩道灯に分類される。維持管理は施設保全課照明・設備係で実施しているが、事業区分は以下のとおりとなっている。

- 街路灯・橋梁灯：街路灯維持管理事業、街路灯改修事業
- 公園灯・児童遊園灯：公園維持管理事業、児童遊園維持管理事業
- 河川の散歩道灯：河川維持管理事業

また、区で設置した照明灯とは別に、防犯灯維持管理助成事業として、私道に設置された防犯灯に対する維持費・設置費の助成を行っている。

② 事業別予算・決算額

事業区分	平成 27 年度		
	予算現額 (千円)	決算額 (千円)	執行率 (%)
施設保全課・照明設備係			
【歳入】			
橋梁改良費負担金 *1	12,490	18,324	146.7%
【歳出】			
街路灯維持管理事業	310,694	294,249	94.7%
街路灯改修事業	110,724	109,165	98.6%
ふれあい橋ライトアップ照明改修事業*2	25,000	24,452	97.8%
防犯灯維持管理助成事業	19,304	18,115	93.8%

注記

*1 ふれあい橋ライトアップ照明改修事業の江戸川区からの負担金及び東京都の補助金である。

*2 ふれあい橋ライトアップ照明の改修事業であり、平成 27 年度のための事業である。

(2) 監査手続

実施した監査手続は以下のとおりである。

- 業務の概要を把握した上で、詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。
- 関連する法令・要綱・契約書等を入手して内容の検討を行った。
- 貯蔵品の管理について、保管場所を視察し、管理状況の検討を行った。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

(3) 監査の結果及び意見

① 街路灯維持管理事業及び街路灯改修事業

1) 事業の概要

街路灯維持管理事業は街路灯及び橋梁灯の維持管理であり、ランプの交換や修繕を行っている。ランプ交換は年間約 2,000 件であり、区の職員により行われている。修繕は主に外部業者に発注されている。

街路灯改修事業では、街路灯・橋梁灯の改修を行っている。改修は 25 年サイクルを目安として実施され、現状では毎年 560 基程度が改修されている。

2) 両事業の歳出額の内訳及び推移

平成 25～27 年度の歳出推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
街路灯維持管理事業			
需用費	286,893	311,058	262,734
消耗品費 *1	6,248	6,304	6,275
光熱水費 *2	279,750	304,286	256,043
その他	895	468	415
委託料 *3	2,413	2,635	2,646
工事請負費 *4	16,180	29,203	28,131
その他	897	9,634	736
街路灯維持管理事業歳出額	306,383	352,532	294,249
街路灯改修事業			
工事請負費 *4	91,191	88,099	108,263
その他	6	11	901
街路灯改修事業歳出額	91,197	88,111	109,165

注記

*1 交換する電球代

*2 街路灯の電気代。平成 27 年度は前年度と比較し 48 百万円減少しているが、これは電気料金の燃料費調整額が下がったことによるものである。

*3 高所作業車の運転委託料

*4 街路灯修繕、改修工事費

「(1) 概要」に記載のとおり、公園灯、児童遊園灯、河川の散歩道灯の維持管理についても、事業区分は異なるが、施設保全課照明・設備係において実施されており、以下において照明灯全体の維持管理について記載する。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

3) 照明灯の基数

A) 平成 26 年～28 年の基数の推移

(各年 4 月 1 日現在 単位：基数)

	平成 26 年 A	平成 27 年	平成 28 年 B	増加数 B-A	増加率 B/ A
街路灯	13,940	13,945	13,945	5	100.0%
橋梁灯	2,058	2,046	2,163	*1 105	105.1%
公園・児童遊園灯	2,486	2,540	2,547	61	102.5%
散歩道灯	1,394	1,438	1,534	*2 140	110.0%
合計	19,878	19,969	20,189	311	101.6%

(区の資料より監査人が作成)

注記

*1 主に 27 年度に実施された、ふれあい橋ライトアップ事業による増加

*2 主に豊洲六丁目水際緑地の増加

B) 平成 28 年 4 月 1 日現在の光源別内訳

(単位：基数)

灯種	街路灯	橋梁灯	公園・児童遊園灯	散歩道灯	灯種合計
蛍光灯 (F H T)	2,854	245	176	20	3,295
蛍光灯 (E L)	1,913	—	176	50	2,139
L E D 灯	138	459	67	383	1,047
水銀灯	6,246	414	1,272	811	8,743
ナトリウム灯	561	67	103	15	746
メタルハライド灯	2,152	147	711	255	3,265
直管型蛍光灯	1	—	—	—	1
蛍光灯 (従来型 F L)	—	831	42	—	873
その他	80	—	—	—	80
合計	13,945	2,163	2,547	1,534	20,189

区では照明灯の改修及び省エネ化も進めている。具体的には、水銀灯から、LED 灯、メタルハライド灯、蛍光灯（従来型でないもの）などへ取り替えることで省エネ化を実施している。

また、水銀条約により 2021 年以降、水銀ランプの製造・輸出・輸入が禁止されるが、区では毎年の改修工事に追加して改修のペースを上げていくことを検討している。

4) 不点時の対応について

照明灯の不点確認のため、照明・設備係（7名）、道路保全係（6名）及び水辺と緑の事務所（9名）により、月に1度の割合で日没後に巡回確認を行っている。照明灯の基数（平成28年4月1日現在20,189基）から1日で区内全域を確認することはできないため、およそ3ヶ月内に1回の割合で区内全域の調査を完了させる。結果は街路灯調査報告書としてまとめられ、不点の電球は次回点検日までに交換されている。

不点確認は日没後の夜間巡回により行われるため、人件費は時間外手当の対象となり、平成27年度での時間外は921.5時間となっている。

<意見事項 46> 不点点検のための夜間巡回作業について

街路灯の不点は区民からの情報提供が期待できるため、街路灯の管理番号とともに不点の場合の連絡先を明記し、区民からの情報提供を行いやすくすることでパトロールをなくす、あるいは回数を少なくすることが可能であると考え。また、管理上定期的な夜間巡回作業が必要ということであれば、外部委託にすることも検討する必要がある。

5) 電球交換作業について

電球交換作業は作業員2名と高所作業車の運転手1名により実施されている。作業員2名は区の常勤職員であり、運転手は外部委託となっている。電球交換において必須の資格はないが、高所作業車の操作には技能講習や運転特別教育の修了が必要とのことである。

作業員はランプ交換作業のほか、必要に応じて街路灯の点検、塗装剥離箇所の補修等を行い、雨天等の場合には事務所内または中の堀倉庫にて灯具の補修、工具等の点検整備、材料の在庫確認等を行っている。

現在、常勤職員は2名であるが、1名が休暇の場合は出勤の1名と運転手にて作業を行っているとのことであり、実質的には作業員1名と作業車の運転手で作業を行っている。

<意見事項 47> 電球交換作業員の効率的配置について

現在、電球交換作業の体制は、作業員2名＋運転手1名が基本となっているが、上記のとおり作業員1名＋運転手1名にて実施している場合もあることから、常に作業員1名と運転手1名の体制にし、現状のような電球交換に特化した職員を配置するのではなく、道路関連の他の作業との組み合わせにより、人員の効率的な配置ができないか検討する余地はあると考える。

また、電球交換作業は天候により実施できないことを考えると、電球交換のための運転手を常時委託するのではなく、電球交換作業全体として外部に委託することも検討できると思われる。その場合、電球交換作業という細分化された作業だけではなく、街路灯の点検や補修など照明灯関連の他の業務を組み合わせることで、より効果的な委託業務になるようにすることが必要である。

6) 電球の管理について

交換のための電球は、2箇所（木場の道路事務所内の倉庫及び佐賀倉庫）に保管されている。管理台帳は、手書きで作成されている在庫一覧表であり、毎月在庫数を確認の上、更新されているが、入出庫の記録は無い。また、在庫一覧表は1つであり、2箇所の倉庫の数量が併記されている状況である。

<意見事項 48> 電球等の貯蔵品管理について

電球等の貯蔵品は、毎月在庫残高を確認しているが、入出庫記録がないため貯蔵品の使用頻度、滞留状況、また目的外の持ち出しが把握できず、結論として在庫管理は為されていない状況である。貯蔵品として電球等を保有する必要があるならば、残高のみだけではなく、入出庫を記録し適正な数量を維持する仕組みが必要であると考え。

今後、省エネ化の推進により、必要な電球の種類、数量も変化していくことが予想され、入出庫を記録し、適正在庫を維持することにより、購入量の適正化につながるものと考え。

② 防犯灯維持管理助成事業について

1) 事業の概要

江東区防犯灯整備要綱に基づき、町会・自治会等住民団体が私道に設置した防犯灯の維持費・設置費に対し、助成を行っている事業である。

防犯灯とは、私道における防犯の目的をもって終夜点灯する照明灯であり、私道及び防犯灯の要件は、江東区防犯灯設置基準に定められている。

2) 助成額

平成 27 年度の維持費に対する助成額は年間あたり 3,500 円、設置費に対する助成額は 20,000～74,000 円である。維持費に対する助成は電気料金、電球交換に対するものであり、電気料金、電球の金額をもとに算定されている。

設置費に対する助成額は、東京都建設局の東京都積算基準をもとに算定しており、設置方式（共架、建柱）及び光源（蛍光灯、LED）により決定される。また、道路の幅員等の条件により、助成額が 100%又は 70%となる。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

3) 事業の歳出額の内訳及び推移

平成 25～27 年度の歳出推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
役務費	27	27	27
負担金補助及び交付 *1	18,069	17,722	18,087
防犯灯維持費	15,848	15,729	15,746
防犯灯設置費	2,221	1,993	2,341
防犯灯維持管理助成事業歳出額	18,097	17,749	18,115

注記

*1 助成団体数及び防犯灯基数の推移

	25 年度	26 年度	27 年度
町会・自治会等団体数	282	283	284
上記のうち助成団体数	219	217	217
防犯灯基数	4,528	4,494	4,499

4) 助成手続

防犯灯の助成にあたっての現地確認は、

- 設置助成：区職員が現地に行き設置状況確認を実施
- 維持助成：区職員が 2 年に 1 度、防犯灯の位置を記載した地図をもとに稼動状況を確認という手続きにより行われている。

上記の確認を経て、申請者は決められた様式により助成申請を行うが、申請書に支出を証明する書類を添付することは求められていない。

<意見事項 49> 防犯灯助成手続きについて

防犯灯設置助成額は、大規模工事を対象としている都の積算基準によっており、実際の自治会の小規模工事は単価が割高になり、区の助成額より実際の工事額が高くなると想定している。

港区では「補助金の額は、別に定める工種別単価表の単価を上限として、工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とする」（港区防犯灯設置及び撤去の補助に関する要綱）としており、実工事額を上限とすることが必要であるとともに、申請書には支出団体、支出額を証明する領収書等の添付が必要と考える。

また、維持助成については、防犯灯の実地調査が 2 年に 1 度であることから、実地調査に代わり稼動状況を確認する手段としても、申請書への請求書等の添付を検討する必要があると考える。さらに、実地調査については、外部業者に委託することも検討可能ではないかと思われる。

<意見事項 50> 防犯灯管理台帳について

防犯灯の管理台帳は、助成団体がある区域ごとの地図上に、平成 16 年～17 年の現地調査における防犯灯の位置を手書きで記したものが基本となっており、それ以降、2 年に 1 度の区職員による稼動確認により手書きで稼動の有無を更新している。

稼動していない防犯灯番号のメモなど余白に記載しているが、記録として見やすいものではなく、現地確認の日付はあるものの、担当者名などは記載されていない。

平成 27 年度の防犯灯基数は、4,499 基と決して少ない台数ではないことを考えると、現在の手書台帳での管理ではなく、データ化しかつ定期的なチェックが効率的に実施できる台帳を整備することが望まれる。

7. 契約事務

(1) 概要

① 契約事務に関する法令等

契約の締結等に関しては、「地方自治法」「同施行令」「同施行規則」に定められており、区の契約事務の取扱いは、「江東区契約事務規則」に規定されている。

また、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的として、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」「同施行令」が定められ、同法に基づき「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が定められている。

② 契約事務の範囲

契約事務規則第3条の2において、「契約に関する事務は、別表第1のとおり委任する。」と規定されており、所管課の課長に委任する契約事務の範囲は、以下のとおりとなっている。

- 予定価格 130 万円未満の工事又は修繕の請負契約
- 予定価格 50 万円未満の製造の請負
- 予定価格 30 万円未満の財産の買入れ契約
- 予定賃借料の年額又は総額 30 万円未満の物件の借入れ及び貸付け契約
- 予定価格 10 万円未満の財産売払い契約
- 予定価格の総額 30 万円未満の単価契約
- その他（委託契約等） 予定価格 30 万円未満の契約 ほか

上述の金額以上の契約については、経理課長以上の委任事務であり、総務部経理課契約係の所管となる。

(2) 監査手続

実施した監査手続は以下のとおりである。

- 入札等、契約事務の概要を把握した上で、詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。
- 関連する法令・要綱・議事録等を入手して内容の検討を行った。
- 工事契約について入札データを入手し、分析、検討を行った。
- 適正化法の規定により実施が義務付けられている事項について、適切に対応しているかヒアリング・資料の閲覧等により確認した。
- 適正化法第 18 条の規定により、適正化指針に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない事項の措置状況を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

① 予定価格の公表について

1) 予定価格の事前公表について

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するにあたり、契約金額を決定する基準としてあらかじめ設定する見積価格である。入札において、予定価格が入札額の目安となることから、入札業者にとって重要な事項となる。

国は、予定価格を事前公表することが禁止されているが(予算決算及び会計令第79条)、地方公共団体における予定価格の事前公表については、法令上の制約がないことから、地域の実情に応じ、地方公共団体の判断によって行われている。

予定価格の事前公表について、例えば以下のメリット・デメリットが指摘されている。

- メリット
 - ・ 職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること。
- デメリット
 - ・ 談合が一層容易に行われる可能性があること。
 - ・ 積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じること。

(総務省ホームページより)

また、適正化指針において、予定価格の公表に関して以下のとおり記載されている。

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに 事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

(適正化法第2 1(1) より抜粋)

2) 予定価格公表に関する要綱について

区は、平成18年以降、工事入札案件の予定価格について、予定価格3千万円以上を事前公表し、3千万円未満を事後公表している。ところが、区のホームページにおいて公表されている「工事請負契約に係る入札予定価格の公表取扱要綱 平成10年8月11日区長決裁(以下、「予定価格公表要綱」という)」第4条には、「予定価格の公表は、落札者と

の契約締結後、速やかに行うものとする。」と規定されている。これは、平成 18 年の基準変更時において、予定価格公表要綱の改定を行わなかったためとのことであった。

平成 18 年の基準変更時における稟議書の提出を求めたところ、予定価格 3 千万円以上の工事入札案件に係る「電子入札の試行について」の稟議書が提示され、この中で同時に承認されたとの説明を受けた。稟議書の添付書類には、予定価格は募集時に事前公表する旨が記載されているが、どのような趣旨で事前公表するのかについては記載されていない。

また、当該稟議書は、助役（現副区長）までの決裁となっており、区長の決裁を受けずに予定価格公表要綱に規定された事項の変更が行われている。

<指摘事項 1> 予定価格公表要綱の改定の未実施について

予定価格の公表基準について、基準変更時に予定価格公表要綱の改定を行わなかったため、当該要綱の規定と現状とが異なっている。また、要綱の改定には区長の決裁が必要であるが、要綱の改定を行っていないため、助役（現副区長）までの承認によって基準の変更が行われ、稟議書にはどのような趣旨において変更するのかについての記載もなかった。重要な基準の変更であるにもかかわらず、要綱の改定が行われず、適切な承認がなされていないのは問題であり、今後十分な注意が必要である。

3) 落札率の分析

平成 25～27 年度における工事契約について入札データを入手し、3 千万円以上と同未満の落札率の分析を行った結果は以下のとおりであり、予定価格を事前公表している 3 千万円以上の落札率の方が高くなる傾向にあった。なお、入札データは、監査対象となった土木部に係る工事契約のみではなく、区全体の入札データである。

(単位：%)

入札方式		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
総合評価方式一般競争入札	30 百万円以上	87.1	90.9	87.4
制限付一般競争入札	30 百万円以上	90.0	94.0	89.3
	30 百万円未満	84.8	87.5	85.3
指名競争入札	30 百万円以上	89.0	99.5	95.4
	30 百万円未満	87.1	86.1	89.2
合計	30 百万円以上	89.4	93.1	88.7
	30 百万円未満	85.2	87.4	85.6

(区提供データより監査人が作成)

注記

- 1 落札率は、落札価格合計÷予定価格合計で計算している。

4) 他の自治体における予定価格公表の状況

23 区の工事契約における予定価格の公表の状況は、以下のとおりである。

全件事前公表 9 区 全件事後公表 5 区 一定の予定価格以上は事前公表 4 区(江東区)
一般競争入札は事前公表 2 区 一定の予定価格未満は事前公表 1 区
一般競争入札、希望型指名競争入札は事前公表 1 区
一定の予定価格以上を事後公表その他非公表 1 区

(区から提供された資料に基づく)

23 区の状況を見ると、区によって公表の状況は全く異なっていることがわかる。江東区は、3 千万円以上を事前公表しているが、杉並区では、3 千万円未満を事前公表しており、対応が全く逆になっている。

なお、東京都では、予定価格 250 万円以上の工事契約の入札すべてで予定価格の事前公表を行っている。不正な情報漏えいが起きないように、組織として予定価格を一律に明らかにした方がよい、という考えに基づくものである。事前公表のデメリットとされる不適切な積算による応札を防ぐため、入札時に工種ごとの数量や単価などを示した概略の内訳書をすべての参加者に提出してもらい、開札後、落札予定者となった業者には詳細な内訳書の提出を求め、内訳が適切であれば正式に落札者とし、不適切なところがあれば 1 度は見直しを求め、改善がなければ落札者として認めない、という対応を行っている。(日刊建設工業新聞平成 28 年 5 月 9 日)

横浜市では、技術的難易度が高く、規模の大きい工事の予定価格については事業者の積算能力が入札に反映されると考えられるため事後公表とし、規模の小さい工事については、工事内容が比較的複雑でなく、また、同種の工事を繰り返し発注することが多いため、事業者の積算能力が入札に反映される余地が少ないと考えられるとともに、事業者において採算の見込みがない入札に参加しないことができるなどのメリットが明確であることから、事前公表を原則としている。また、規模の大きい工事を事後公表とすることにより、職員に対する予定価格等を探る行為などの不正行為を防止する機能が重要となることから、「特定要望記録・公表制度」及び「不正防止内部通報制度」を整備し、運用の周知徹底や罰則の強化等を図り、事後公表のデメリットに対応している。(横浜市ホームページ)

<意見事項 51> 予定価格の事前公表について

予定価格の事前公表に関しては、予定価格が目安となって競争が阻害されること、落札価格が高止まりとなること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があるなどの弊害があるとの指摘がある一方、予定価格を探ろうとする不正な行為の防止につながるメリットもあるとの指摘もある。

区では、どのような方針のもとで予定価格 3 千万円以上の入札につき、予定価格を事前

公表としているのかについて、検討した資料は残っていないとのことであった。前述のとおり、予定価格の事前公表の是非については議論のあるところであり、事前公表、事後公表のどちらかが正しいという性質のものではないため、予定価格の公表をどの時点で行うかについては、各自治体が、その目的、メリット及び弊害・その対応策等を十分に検討の上、各自治体の状況に応じて自ら決定すべきものである。

よって、予定価格 3 千万円以上を事前公表するのであれば、江東区の入札状況や契約系の体制等考慮した上で、なぜ事前公表とするのか、事前公表による影響の有無、事前公表による弊害への対応など、十分に検討したものであるべきであり、区としての方針を明確にすることが重要であると考えます。

また、予定価格を事前公表する場合、適正化指針において、予定価格を事前公表することによる弊害が生じた場合には、事前公表の取りやめを含む適切な措置をとることが求められているため、その前提として予定価格の事前公表による弊害が生じていないかモニタリングする仕組み(例えば、応札者数、落札率などの統計資料の収集と定期的な分析など)を作ることも必要と考える(＜意見事項 52＞ モニタリングの必要性について 参照)。

② 契約管理について

1) 落札率の分析

A) 落札率の年度推移

平成 24～27 年度の落札率の推移は、以下のとおりである。なお、落札率の算定には、土木部以外の工事等も含んでいる。

(単位：％)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
土木工事	88.9	89.0	92.9	91.8
建築工事	90.9	92.5	94.3	91.7
設備工事	87.0	85.6	85.6	86.9
その他工事	88.7	91.7	90.5	90.5
工事合計	88.7	89.1	89.9	89.2
設計等委託	89.7	89.1	85.9	88.8
合計	88.9	89.1	89.2	89.2

(区作成資料)

注記

1 上記表の落札率は、各契約案件の落札率の平均値として算出している。

B) 入札方式別、業種別落札率

平成 25～27 年度における工事契約について入札データを入手し、落札率の分析を行った。なお、当該データは、監査対象となった土木部に係る工事契約のみではなく、区全体

Ⅲ. 監査の結果及び意見

の入札データである。

(単位：千円)

	予定価格（税込）	落札価格（税込）	落札率	件数
【入札方式別】				
総合評価方式一般競争入札	7,386,340	6,515,295	88.2%	91
制限付一般競争入札	23,095,987	20,756,086	89.9%	245
指名競争入札	836,768	750,745	89.7%	58
合計	31,319,096	28,022,127	89.5%	394
【業種別】				
しゅんせつ	42,515	42,444	99.8%	1
橋梁工事	1,380,357	1,377,853	99.8%	4
運動場施設	193,293	191,557	99.1%	3
鋼けた	476,199	465,469	97.8%	3
下水道施設工事	585,852	561,413	95.8%	7
給排水衛生工事	3,789,976	3,571,648	94.2%	79
空調工事	1,695,961	1,596,345	94.1%	10
ひき家・解体	7,379	6,741	91.4%	1
建築工事	12,815,679	11,629,719	90.8%	94
道路舗装工事	1,733,228	1,570,508	90.6%	26
造園	1,040,712	942,567	90.6%	38
舞台装置	277,410	248,829	89.7%	2
内装仕上	33,294	29,574	88.8%	3
ポンプ据付け	94,195	80,618	85.6%	5
拡声装置	130,491	109,856	84.2%	4
河川工事	82,753	69,490	84.0%	5
一般土木工事	1,889,297	1,547,193	81.9%	8
電気工事	4,632,837	3,661,037	79.0%	89
橋梁塗装	417,663	319,259	76.4%	12
合計	31,319,096	28,022,127	89.5%	394

(区提供データより監査人が作成)

注記

- 1 予定価格、落札価格は、各項目の価格の合計額であり、落札率は当該合計額を使用した落札価格÷予定価格である。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

2) 1 者入札について

落札率が 100%に極めて近い契約について、入札の状況を見ると、制限付一般競争入札における 1 者入札の案件が多く見られた。制限付一般競争入札における 1 者入札について区は、入札は電子入札によっており、入札者はどの程度の入札参加者があるかについて把握することはできず、また、入札参加意欲のある者の入札参加機会は確保されているため、入札者が 1 人であっても競争性は確保されている、との見解であった（参考文献：地方財務実務提要）。

なお、3 千万円以上の案件については、予定価格を事前公表しているため、予定価格に極めて近い価格で入札が行われ、結果として 1 者入札となった場合、落札されることは十分想定されると思われる。

3) 橋梁工事に係る入札の詳細分析

1)の分析の結果、橋梁工事については、極めて高い落札率となっており、詳細な調査を実施した。橋梁工事は、毎年度 1 件橋梁改修工事の入札を実施しており、27 年度のみ歩道橋撤去工事（落札率 95.4%）も行われた。よって、歩道橋撤去工事は調査の対象外とし、毎年度 1 件の改修工事を平成 24～28 年度まで調査した結果は、以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	件名	落札業者名 *2	予定価格 *1	落札価格 *1	落札率(%)	入札参加者 *2
24	三石橋架替工事 (その 1)	鴻池・都市建建設 JV	334,407	293,895	87.89	落札者も含め 5 社による入札
25	平野橋架替工事 (その 1)	新日本・黒部建設 JV	334,056	333,690	99.89	大木・青木マリン建設 JV(辞退) 石川徳・大蔵建設 JV (辞退)
26	三島橋架替工事 (その 1)	多田・青木マリン建設 JV	337,016	336,960	99.98	新日本・千代田建設 JV(辞退)
27	中川大橋改修 工事	新日本・黒部建設 JV	664,133	664,133	100	多田・栄都建設 JV (辞退)
28	雲雀橋改修工事 (その 1)	多田・前田建設 JV	466,889	466,889	100	新日本・栄都建設 JV (辞退)

（区の資料より監査人が作成）

注記

*1 税込価格である。

*2 JV：共同企業体

5 年間の契約を時系列で見ると、25 年度より 1 者入札となり、それに伴い落札率が 100%に極めて近い数値となっており、27、28 年度は落札率が 100%となっている。26 年度からの落札業者、入札辞退業者の共同企業体の親は、以下のとおり交互になっている。

26 年度	落札	多田	辞退	新日本
27 年度	落札	新日本	辞退	多田
28 年度	落札	多田	辞退	新日本

<意見事項 52> モニタリングの必要性について

1 者入札については、入札率が極めて高く落札されたとしても、その時点で問題があると判断されるものではない。しかし、その状況が継続しているとすれば、詳細を把握し調査する必要が生じる。

契約事務においては、様々な視点から分析し異常がないか調査を行うモニタリング機能が非常に重要であり、異常が検出された際には、その対応を考えなければならない。橋梁工事において、1 者入札で高落札率が継続している状況について、もっと前の段階で詳細な調査が行われ議論されるべきであり、その上で対応を検討する必要があったと思われる。

江東区では、予定価格 3 千万円以上の工事の入札においては、予定価格を事前公表しており、予定価格の事前公表が予定価格と同額の入札につながっているとするならば、事前公表の適否についても検討が必要と思われる（<意見事項 51> 予定価格の事前公表について 参照）。

このような検討を行うには、入札結果のモニタリングが必要であり、単年度の分析のみではなく、同一種類の契約については複数年度を比較するなど、異常の有無を把握していく必要がある。

なお、江東区において入札監視委員会等の第三者機関は設置されていないが、入札、契約の過程等について審査する第三者機関の設置を検討することも必要と思われる（<意見事項 60> 適正化指針の適用について 参照）。

③ 一般競争入札における契約事務

区は、予定価格 1 千万円以上の工事を対象として、制限付一般競争入札を行っている。また、予定価格 3 千万円以上の工事のうち、とくに認めたものについて、総合評価方式一般競争入札を行っている。

1) 一般競争入札における参加資格等

制限付一般競争入札については、制限付一般競争入札実施要綱第 3 条において、参加資格が定められているが、参加資格の設定、確認に関して、以下の問題点が検出された。

● 第 3 条第 4 号 発注ごとに区が定めた資格を有する者

制限付一般競争入札に係る資格審査委員会設置要綱において、「制限付一般競争入札実施要綱第 3 条第 4 号に定める参加資格を定めるため、資格審査委員会を設置する」とされている。資格審査委員会は、公募が実施された月において、指名業者選定委員会（後述）と同時に実施されている。議事録を見ると、既に公募された後の審査となるため、資格審査委員会において、参加資格を定めるという手続きにはなっていない。

入札の公告を見ると、入札参加資格条件に「江東区内に本店または支店、営業所がある登録業者であること」と記載されている。これは発注ごとに区が定めた資格と思われるが、

現在、原則として区内業者に限ることとしており、この条件を付さない場合には、格付制限をどう設定するかなど、副区長の承認を得て決定しているとのことであった。

- 第3条第5号 過去5年間に、官公庁等の発注契約の元請けとして、相当の施工実績を有する者
参加資格条件として、施工実績による制限について入札の公告に記載されておらず、施工実績についての確認を行っていない、とのことであった。

<意見事項 53> 参加資格の設定、確認について

制限付一般競争入札において、参加資格制限をどのように設定するかが重要であるが、資格審査委員会が機能しておらず、また、制限付一般競争入札実施要綱において定められた参加資格条件を満たしているかどうかの確認がなされていなかった。資格制限を明確にし、例外事項については資格審査委員会において検討するなど、見直しが必要と思われ、決められた資格条件については、確認を行い、結果を書面で残す必要があると思われる。

④ 指名競争入札における契約事務

区は、予定価格1千万円以上の設計、測量、地質調査に係る契約について、希望型指名競争入札を実施し、同1千万円未満の工事、設計、測量、地質調査、及び物品、委託のすべての契約において、指名競争入札を行っている。

適正化指針において、指名競争入札は、「信頼できる受注者を選定できること、一般競争入札に比して手続が簡易であり早期に契約できること、監督に係る事務を簡素化できること等の利点を有する一方、競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいことから、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を促進することが要請される。」とされており、「指名競争入札を実施する場合には、公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公表した上で、これに従い適切に指名を行う」必要があるとされている。

1) 指名基準

区は、江東区指名業者選定委員会要綱を定め、施工する工事の請負に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定するため、江東区指名業者選定委員会（以下、「選定委員会」という）を設置している。選定委員会は、指名競争入札に参加させようとする者を選定し、指名業者の適格性について調査、審議をするものである。

選定委員会は、江東区工事請負（指名）競争入札参加者指名基準（以下、「入札参加者指名基準」という）を設け、指名競争入札に参加させようとする者の指名について必要な事項を定め、指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることとしている。

2) 適格性の判定について

入札参加者指名基準第2条において、指名競争入札に参加する資格を有する者について、別に定める運用基準に基づき、以下の事項を調査し発注工事についての適格性の判定をするものとしている。別に定める運用基準として、工事請負契約に係る指名基準の運用基準（以下、「運用基準」という）を定めており、それぞれの調査事項に係る詳細な基準が示されている。

- 不誠実な行為の有無
- 経営及び信用状況
- 既発注工事の施工成績
- 発注工事についての技術的適格性
- 安全管理及び労働福祉の状況

運用基準には多くの調査項目があり、チェックリストなどを用いて発注工事に対する適格性の判断を行っているのか質問したところ、調査項目ごとに判断した資料はない、とのことであった。

3) 指名方法について

入札参加者指名基準第3条において、適格性を有すると判断された者につき、工事の予定価格に対応する資格者のうちから指名するものとされており、別表には、予定価格に応じたA～Eの等級が定められている。

同基準第4条において、特に必要があるときは、指名しようとする者の総数の2分の1を超えない範囲内で、予定価格に対応する資格の直近上位又は直近下位の資格を有する者のうちから、指名することができる、としている。更に、特別な事情がある場合は、2分の1を超えて指名することができる、としている。

27年度の工事契約における指名競争入札の指名状況を見ると、予定価格に対応する資格の直近上位又は直近下位の資格を有する者を指名した数が、指名者数の2分の1を超えている案件が散見された。

<一例>

- 新砂二丁目外街路灯維持工事 予定価格に対応する資格 C
指名業者の資格 B 2者 C 2者 D 2者
- 海辺乗船場管理棟整備工事 予定価格に対応する資格 E
指名業者の資格 D 3者 E 1者

上記2件について、特別な事情についての書面の提出を求めたところ、資料はない、とのことであった。対応する資格の参加登録者はいるが、受注状況、入札参加状況その他の状況を勘案して指名を行い、応札を期待できる業者を選定した結果であるが、要綱の規定の範囲を超えてしまったとのことである。

<指摘事項 2> 入札参加者指名基準に準拠しない指名について

入札参加者指名基準において規定されている指名方法によらない案件が散見された。特別な事情がある場合には認められている指名方法ではあるが、特別な事情の分かるものはなかった。指名にあたり、これまでの実績等を勘案した結果ではあるが、指名が恣意的に行われたいためには、規程に沿った運用がなされることが重要である。

また、入札参加者指名基準に規定されている、発注工事についての指名業者の適格性についての調査が行われたことのわかる書面が残されておらず、調査の実施、その結果を受けての適格性の判定について、適正に行われたのか判断することができなかった。業者の指名については透明性を確保することが非常に重要であり、決められた基準を満たしているか否かについて調査を行い、書面として残しておく必要がある。

⑤ 入札等に関する規程の整備について

工事の入札に関する規程は、それぞれの入札方式について整備されているが、物品、委託に関する入札の規程は、整備されていない。また、工事の入札に関しても、最低入札参加者数や入札参加についての工事の手持ち本数の制限など、決められてはいるものの規程としては無かった。随意契約における指名見積合わせについては、見積書を徴収する件数が金額基準を設けて決められているが、規程に定められておらず、いつ定めた基準なのかもわからない状態である。

<意見事項 54> 入札等に関する規程の整備の必要性について

契約事務は、透明性を確保することが重要であり、規程を整備しそれに則って事務を行うことが必要と思われる。監査の過程での契約事務に関するヒアリングにおいて、どこに規定されているのか、というものに対し、規程は無い、という回答が多く、規程の整備が必要であると思われる。これを機に、現在の規程の見直しとともに、契約に関する規程の充実がなされることが望ましいと考える。

⑥ 単価契約について

道路、河川、公園等の維持管理契約は、単価契約のものが多くなっている。それぞれの監査結果においても述べたが、予定単価よりも大幅に低い単価で契約したにもかかわらず、年間の予定実施数量を超えて実際には実施しているため、ほぼ予算通りの執行となっている状況が、ほとんどの単価契約において見られた。

ヒアリングにおいて、一部の係では、そもそも予算が足りない状況にあり、低い単価で契約できたなら、予定実施数量を超えて実施しなければ維持管理していくことができない、との話もあった。

<意見事項 55> 単価契約について

単価契約は、数量が確定できない業務について行われる契約形態であり、ある程度予定実施数量と実際の実施数量に誤差が生まれることは仕方のないことである。しかし、予定実施数量を大幅に超えて実施され、予算の執行率が 100%に近いものとなっており、実際の実施数量が妥当であるのか、検証が必要な状況である。特に、清掃など比較的定型的な業務については、予算消化の疑義を持たれても仕方のない状況と思われる。

予定実施数量よりも実際実施数量が多くなることについて、担当者からは、陳情による対応も多く、そもそも予定実施数量では足りないため、予算まで使用することを容認する意見も聞かれたが、予算の妥当性を含め、検証が必要と考える。維持管理については、適正数量を定めるのが難しい契約もあると思われるが、今後、特に街路樹、公園の維持管理面積等は増加が予想され、維持管理の頻度等どの程度が適正かを見極める必要がある。また、陳情対応についても、毎年度予算のどの程度が使用されているのか分析を行い、合理的に予定実施数量を算定する必要があると思われる。

清掃などの比較的定型的な業務については、ある程度年間の実施数量が予測可能と思われる、単価契約から総価契約に移行することを検討する必要があることは、各項の意見事項において述べたところである。

現在の単価契約において、総価契約に移行することは可能か、単価契約のまま継続するならば、予定実施数量をどのように設定するかを検討し、実際の実施数量が大幅に予定実施数量を超過する場合は、その内容を検証し次年度の予算策定に活かすなど、見直しを行うことが必要と思われる。

また、単価契約は競争見積合せによって契約業者を決定しているが、予定単価より契約単価が大幅に低い状況にも問題があると思われ、予定単価が妥当だったのかについても、検証し、次年度の算定に活かしていく必要がある。競争見積合せには、最低制限価格制度が適用されていないため、予定単価よりも大幅に低い価格での契約が可能となっている。競争見積合せにおいて不当に契約単価が低く設定されないよう、入札額である推定総価（入札単価×発注予定数量の合計）が最低制限価格を上回った業者の中で最も低い入札額の業者と単価交渉を行うなど、契約方法を検討する必要があると思われる。

⑦ 社会保険関係等労働法令の遵守に関する確認について

1) 現在の状況

道路、河川、公園等の維持管理に係る契約は、単価契約が多く、平成 27 年度における契約単価を見ると、大幅に予定単価を下回って契約されているものが多く見られた。この

ような状況では、契約業者について、社会保険関係、最低賃金等労働法令の遵守が懸念されるため、区において、例えば委託業務従事者の社会保険への加入を確認するなど、何らかの対応を行っているか質問したところ、確認等は行っていない、とのことであった。

2) 区の対応

適正化指針において、「公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である。このため、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で、必要な措置を講ずるものとする。」とされている。工事契約については、平成 28 年 4 月 1 日以降、資格申請の際には、社会保険等の加入が必須とされ、社会保険等未加入の場合、入札参加資格が取得できなくなった。しかし、これは工事契約のみの適用であり、委託契約には適用されていない。

3) 他区の事例

荒川区においては、区が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図ることを目的として、「荒川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を整備し、2 千万円以上の工事、委託契約等について、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、その他関係法令に関し、契約の相手方に労働環境報告書の提出を求めている。

<意見事項 56> 社会保険関係等労働法令の遵守の確認について

現在、契約業者が社会保険関係等労働法令を遵守しているかについての確認を行うことはしていない。工事契約における資格申請の際には、社会保険等の加入が必須となったが、区は、法令を遵守している業者と契約する必要がある、契約時において確認を行う必要があると思われる。

特に単価契約における競争見積合せでは、最低制限価格制度が適用されていないため、入札単価を低く設定し入札することが可能である。区として委託する業者は、単に入札金額が低いということだけでなく、労務関係の法令を遵守している業者である必要があり、確認を行うことが望ましいと考える。

⑧ プロポーザル契約における契約事務について

プロポーザル契約は、価格競争だけではなじまないと判断される場合に採用される方式で、複数の者からその目的に合致した企画を提案してもらい、その中から企画・提案能力のある者を選ぶ方式であり、特命契約にあたる。金額基準に当てはめれば、入札が行われるべき案件である場合、例外として認められるものであり、企画・調査、計画、設計等で

高度な技術が要求される契約であるなど、その適用は限定的であるべきものと思われる。また、選考基準、選考委員会の構成、結果の公表など、客観性、透明性が求められるものであり、その運用には十分な注意が必要であると考えられる。

区では、プロポーザル契約に関する規程等がなく、その運用は各所管課に任されている。よって、監査対象となったプロポーザル契約において、選考基準は所管課において設定され、選定委員会の選考委員は区職員のための構成であり、結果の公表はされていない。(83頁～参照)

プロポーザル契約については、庁内の研修資料において、「競争参加業者の選定は、できる限り公募とすることや提案の選考は、区職員以外の有識者を含んだ審査会によることが望ましい。選考委員が課内職員のための企画競争の場合は、原則特命契約を認めません。」という記載があるのみである。

<意見事項 57> プロポーザル契約に関する規程の整備について

現在、プロポーザル契約に関する規程はなく、その適用、選定方法等については、所管課において判断がなされている。また、選定委員会の選考委員に区職員以外の有識者を含めるか、についても明確な基準がないため、区職員のための構成となっている。

プロポーザル契約においては、所管課において、契約したいと思う業者があった場合、選考基準の設定の仕方によっては、当該業者を選定することが可能であり、選考委員が区職員のみであれば、根回しが可能である場合も考えられる。よって、プロポーザル契約に関する規程を整備し、その対象、選考基準、選定委員会の構成、結果の公表等について明確にし、運用していく必要があると考える。

⑨ 適正化法等への対応について

1) 適正化法、適正化指針の概要

公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的として、適正化法が定められている。

適正化法は、契約に関する手続きを定めている地方自治法令等の既存の法体系を前提として、情報の公表（適正化法第二章）、不正行為等に対する措置（適正化法第三章）、適正な金額での契約の締結等のための措置（適正化法第四章）、施工体制の適正化（適正化法第五章）、適正化指針（適正化法第六章）、国による情報の収集、整理及び提供等（適正化法第七章）等を規定している。

適正化法第3条においては、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項として、以下の事項が定められている。

- 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること
- 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること
- 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること
- その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること
- 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

適正化指針は、適正化法第 17 条第 1 項の規定に基づき、各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るため取り組むべきガイドラインとして定められた指針である。

適正化法第 18 条において「各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされ、その指針は努力義務とされている。また、適正化法第 17 条第 3 項は、「適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない」としている。これは、適正化指針第 3 1 において、「国、特殊法人等及び地方公共団体といった公共工事の発注者には、発注する公共工事の量及び内容、発注者の体制等に大きな差があり、また、従来からそれぞれの発注者の判断により多様な発注形態がとられてきたことにかんがみ、適正化指針においても、こうした発注者の多様性に配慮するよう求めたものである。」とされている。このように、地方公共団体等の自主性に委ねる一方で、「公共工事の入札及び契約の適正化は、各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて公共工事に対する国民の信頼を確保するとともに建設業の健全な発達を図るという効果を上げ得るものであることから、できる限り足並みをそろえた取組が行われることが重要であり、各省各庁の長等ごとに、その置かれている状況等に応じた取組の差異が残ることはあっても、全体としては着実に適正化指針に従った措置が講じられる必要がある」と記載されている。

2) 適正化法、適正化法施行令の適用状況

A) 情報の公表について

適正化法第 7 条、第 8 条において、「地方公共団体による情報の公表」について定められており、適正化法施行令においてその具体的な公表事項が規定されている。江東区における適正化法施行令への対応状況は以下のとおりである。

法令 *1	公表が求められる内容	区の対応	
法第 7 条			
令第 5 条	発注見通し等	ホームページにて公表	

Ⅲ. 監査の結果及び意見

法令 *1	公表が求められる内容	区の対応	
法第 8 条			
令第 7 条第 1 項 第 1 号	一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿	資格は、電子調達サービス、ホームページにおいてデータで公表し、公告でも紙媒体によって公表。名簿は、電子調達サービスにおいて公表。	*2
令第 7 条第 1 項 第 2 号	指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿	同上	
令第 7 条第 1 項 第 3 号	指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準	「工事請負（指名）競争入札参加者指名基準」で定め、ホームページにおいて公表	
令第 7 条第 2 項 第 1 号	一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合（制限付一般競争入札）における当該資格	「制限付一般競争入札実施要綱」で定め、ホームページにおいて公表するとともに、工事ごとに公告において定め、電子調達サービスにおいて公表	*2
令第 7 条第 2 項 第 2 号	一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称等、当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由	「見積競争調書及び契約締結伺」をホームページに掲載することにより公表。 入札に参加させなかった者は、該当なし。	
令第 7 条第 2 項 第 3 号	指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由	指名した者の商号又は名称は「見積競争調書及び契約締結伺」をホームページに掲載することにより公表。指名した理由は、指名基準を公表しているため、非公表。	A
令第 7 条第 2 項 第 4 号	入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）	「見積競争調書及び契約締結伺」をホームページに掲載することにより公表	
令第 7 条第 2 項 第 5 号	落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）	同上	
令第 7 条第 2 項 第 6 号	最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	該当なし	
令第 7 条第 2 項 第 7 号	最低制限価格を設定している場合、最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称	「見積競争調書及び契約締結伺」をホームページに掲載することにより公表	
令第 7 条第 2 項 第 8 号イ	総合評価方式を行った理由	「施工能力審査型総合評価方式実施要綱」に基準を定め、ホームページに掲載しているため、非公表	B
令第 7 条第 2 項 第 8 号ロ	総合評価方式を行った場合の落札者決定基準	「施工能力審査型総合評価方式実施要綱」の別紙で定めており、ホームページに掲載し公表。工事ごとの細目については公告に添付し、電子調達サービスにおいて公表。	*2
令第 7 条第 2 項 第 8 号ハ、二	総合評価方式を行った場合の落札者決定理由	「見積競争調書及び契約締結伺」をホームページに掲載することにより公表	
令第 7 条第 2 項 第 9 号	契約の相手方の商号又は名称及び住所、公共工事の名称、場所、種別及び概要、工事着手の時期及び工事完成の時期、契約金額	同上	

Ⅲ. 監査の結果及び意見

法令 *1		公表が求められる内容	区の対応	
	令第7条第2項 第10号	随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由	「見積競争調書及び契約締結伺」において、随意契約何号に該当するかを記載しており、これをホームページに掲載することにより公表	C
	令第7条第3項	契約金額の変更を伴う契約変更をした場合、変更後の契約に係る事項(工事の名称、金額等)、変更の理由	契約変更事項公表書を契約課で保管し、誰でも自由に閲覧できる	

(監査人作成)

注記

*1 法：適正化法 令：適正化法施行令

*2 電子調達サービスは、東京都内の自治体が共同で運営する電子入札システムである。

A 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由の公表について

区は、「指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由」のうち「その者を指名した理由」を明示的に公表していない。区は、その理由について、業者選定にあたっては江東区工事請負(指名)競争入札参加者指名基準に記載の項目を複合的に判断しており、逆に言えば基準に示している以外の判断項目は存在しないため、基準の公表をもって、指名理由の公表になるとしている。

しかし、適正化法施行令第7条第1項第3号は「指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準」の公表を求め、それとは別に同条第2項第3号で「指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由」の公表を求めていることから考えると、指名基準を公表するだけでは指名理由の公表として十分か疑義は残る。

B 総合評価方式を行った理由の公表について

区は、総合評価方式を行った理由を明示的に公表していない。その理由について、区の説明は次のとおりである。区は、総合評価方式の実施について、江東区施工能力審査型総合評価方式実施要綱（以下「総合評価方式要綱」という）に基づき、実施の可否を決定しているが、総合評価方式要綱第3条が求める予定価格が3千万円以上（JV案件除く）についてはほぼ全件で実施しているため、総合評価方式を行った理由は「予定価格が基準以上であるため」というのが主たる理由となり、総合評価方式要綱の開示をもって、適正化法施行令第7条第2項第8号イに定める事項の公表として十分であるとしている。

しかし、総合評価方式要綱第3条には「施工能力審査型総合評価方式の対象工事は、建設共同企業体の発注工事を除く原則として予定価格が3千万円以上の工事のうち、工事を主管する部等の長が契約担当者と協議のうえ、入札者の技術的能力及び配置予定技術者の技術的能力等並びに入札価格を総合的に評価することが妥当と認めた工事とする。」(傍点は監査人が追加。)とある。すなわち、総合評価方式は、予定価格が3千万円以上（JV

案件除く)の工事のうち、工事を主管する部等の長が総合評価方式を採用することが妥当と認めた場合に認められるもので、予定価格が3千万円以上(JV案件除く)の工事であれば必ずしも総合評価方式の採用となるわけではない。そのため、総合評価方式要綱の公表をもって、総合評価方式を行った理由の公表として取り扱うことは、現在の総合評価方式要綱の規定を前提にすると、総合評価方式を行った理由の公表としては不足しているとの疑義は残る。

C 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由の公表について

区は、区のホームページ上で公開している「入札調書及び契約締結伺」の「契約方法」の項目に、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める随意契約のうち、何号に該当する随意契約か公表していることをもって、随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由を公表したと取り扱っている¹。しかし、地方自治法施行令第167条の2第1項各号は、どのような場合に随意契約とすることができるかを定めるもので、当該随意契約の相手方を選定した理由の説明として十分とはいえない。

<意見事項 58> 適正化法、適正化法施行令に基づく情報の公表について

適正化法、適正化法施行令に基づく情報の公表のうち、「指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由」、「当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由」、及び「随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由」に関して、必ずしも十分な情報の公表がなされているとはいえない状況にある。

適正化法施行令第7条により公表が求められる事項の開示は、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の向上・公平性の確保に資するものであり、同条に照らして十分な情報開示となっているか疑義が生じないように、公表内容を追加するなど公表する情報の充実を検討されたい。

B) 公表方法について

適正化法施行令第5条第1項に規定された発注の見通しに関する事項の公表は、公表の方法について、以下のとおり定められている。

¹ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約は、江東区契約事務規則第38条の3に基づき開示された「平成27年度地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約の締結状況」によって、「契約の相手方とした理由」を開示している。

適正化法施行令第5条

第2項 前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。

- 一 公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法

第3項 前項第二号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、あらかじめ、当該閲覧に供する方法を告示しなければならない。

区は、ホームページにおいて発注の見通しを公表しており、「公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法」（適正化法第5条第2項第2号）によっている。その場合、「あらかじめ、当該閲覧に供する方法を告示しなければならない」と規定されている。

また、適正化法施行令第7条第1項から第3項に規定された入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表については、同条第4項において「公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行わなければならない」とし、同条第5項において第5条第3項を準用し、「あらかじめ、当該閲覧に供する方法を告示」することを求めている。

<指摘事項 3> 閲覧に供する方法の告示について

区は、適正化法に基づく情報の公表について、「公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法」により行っており、閲覧に供する方法を告示することが適正化法施行令において求められている。閲覧に供する方法の告示については、江東区告示式に則り門前掲示場に掲示する必要があるが、当該告示を行った形跡を確認することはできなかった。したがって、適正化法に基づく情報の公表に関し、閲覧に供する方法を速やかに告示する必要がある。

C) 内訳書について

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）により、適正化法が改正され、建設業者に、入札の際に入札金額の内訳書の提出を義務付けるとともに、地方公共団体の長は、当該内訳書の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない、とされた（平成27年4月1日施行）。区は、内訳書の提出が義務付けられる前から、入札した建設会社から入札金額の内訳書を徴求しているが、その内訳書は、国土交通省が都道府県・指定都市あてに発出した通知に添付の「現在内訳書の提出を求めている発注者を想定した簡易な内訳書の例」に準拠した簡易な様式（工事代金の内訳として、「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」の記載を求めるもの）となっている。

<意見事項 59> 入札金額の内訳書の充実について

入札金額の内訳書は、ダンピング受注の防止や談合等の不正行為を排除する観点から建設業者に提出を求めるものであり、一律に簡易な様式の提出を求めるのではなく、ダンピング受注や談合等の不正行為のリスクによって、より詳細な内訳書の提出を求めるなどの対応が望まれる。特に、予定価格の事前公表を行う場合には、詳細な内訳書の提出を求め、その内容をチェックすることで、予定価格の事前公表による弊害（建設業者の見積もり努力を損なわせる）防止にも資すると考えられる。

参考ではあるが、東京都は、入札時に工種ごとの数量や単価などを示した概略の内訳書を、すべての参加者に提出してもらい、開札後、落札予定者となった業者には詳細な内訳書の提出を求め、内訳が適切であれば正式に落札者とし、不適切なところがあれば1度は見直しを求め、改善がなければ落札者として認めない、という対応を行っている（121頁参照）。予定価格を公表する案件に関しては、現在の簡易な様式より詳細な内訳書の提出を求めるよう検討されたい。

D) 施工体制台帳について

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）により、適正化法が改正され、公共工事における施工体制台帳は、下請契約の請負代金額が3千万円以上（建築一式工事の場合は4千5百万円以上）の場合のみ作成及び発注者への提出が求められていたが、公共工事については下請金額による下限を撤廃し、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出するものとされた。

本改正に伴い、施行日（平成27年4月1日）以後に契約を締結する公共工事について、下請契約を締結した場合においては、その下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが必要となった。このため、公共工事の発注者としても、施工体制台帳の写しを提出しない建設業者に対して、その提出を求めることが必要となる。

この改正は、近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や不当な中間搾取を防止し、安全な労働環境の確保等の適切な施工体制の確立を図ることを目的としたものとされている。

<指摘事項 4> 施工体制台帳の不備について

道路課、河川公園課、施設保全課の3課に施工体制台帳の保管状況について確認したところ、平成27年度の工事単価契約7件（東部地区道路維持工事（単価契約）、西部地区道路維持工事（単価契約）、臨海部地区道路維持工事（単価契約）、東部地区交通安全施設工事（単価契約）、西部地区交通安全施設工事（単価契約）、臨海部地区交通安全施設工事（単価契約）、道路緑地維持工事（単価契約））について、施工体制台帳の保管漏れがあることが判明した。

土木部では、管理課事業推進担当の主導で、土木部工事施行規程等見直し委員会を開催しているが、本件に関しては、改正に伴う施工体制台帳の取扱等について十分に情報共有がなされなかったことが原因と考えられる。したがって、今後は、法令の改正内容に関する部内の共通情報については、確実に共有されるように徹底し、法令に違反することのないよう改善することが必要である。

3) 適正化指針について

平成 26 年 6 月 4 日に適正化法の改正が行われたことを受け、総務省、国土交通省は、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（総行行第 231 号、国土入企第 14 号平成 26 年 10 月 22 日）」を通知している。本通知では、各地方公共団体において、適正化法による義務付け事項のうち未実施のものについて、速やかに措置を講じることを要請するとともに、改正適正化法及び改正後の適正化指針の趣旨を踏まえ、全体として着実に入札及び契約の適正化が進むよう、速やかに措置を講ずるよう要請する事項を列挙している。

区における適正化法への対応は上述したとおりであるが、適正化指針の項目の中でも、本通知において、緊急に措置に努める事項、継続的に措置に努めるべき事項等が列挙されており、それらのうち未実施の事項については、対応を検討していかなければならない。

なお、適正化指針において、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとされている。入札監視委員会等の第三者機関の設置に関する 23 区の状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）¹は、以下のとおりであった。

第三者機関等の設置状況 設置済 15 区 未設置 8 区（江東区）

<意見事項 60> 適正化指針の適用について

適正化指針の適用は、努力義務であり地方公共団体の自主性に任されているが、江東区における契約事務において、公正な競争が確保され、その透明性を高めるために必要な措置と思われる事項については、積極的に適用することが求められる。

予定価格に関する意見事項においても記載したが、予定価格の公表一つをとっても、その方法は地方公共団体によって様々であり、正解があるわけではない。よって、各団体においてより公正で透明性の高い方策を構築していく必要があり、江東区においてもどのような措置が必要であるか判断していかなければならない。

¹ 入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果について（平成 28 年 4 月 28 日国土交通省・総務省・財務省）

Ⅲ．監査の結果及び意見

江東区において未設置となっている入札監視委員会等の第三者機関については、設置を検討する必要があると思われるが、設置はしたものの十分な資料が提示されず、活発な議論がなされない形式的なものであれば意味はない。入札、契約の過程等の透明性を確保するためには、どのような方法で第三者の意見を反映するのがいいのか、検討しなければならない。

監査の過程において、契約事務に係る様々な指摘、意見事項が検出されており、今後、江東区の入札、契約事務をより公正で透明性の高いものとするため、どのように入札、契約制度を構築していくかについて、適正化指針等を参考に検討していく必要があると考える。

8. 現物資産の管理について

(1) 概要

① 手許資産の管理

小口現金、預金通帳及び郵券（郵便切手）、はがき等の手許資産は、江東区防災センターに位置する管理課、道路課及び河川公園課に関しては各課単位で、施設保全課は、道路事務所（木場）及び水辺と緑の事務所（潮見）の二つに事業所が離れて存在しているため、各事業所単位で、それぞれ管理を行っている。

各課又は各事業所において、大金庫の有無、独自に作成する管理表等の形式等が異なることはあるが、その管理方法は、会計事務規則に基づいており、基本的部分は、ほぼ共通である。

② 備品の管理

監査対象課における備品の取得価格の合計（平成 28 年 3 月 31 日現在）は以下のとおりである。

（単位：千円）

事業所名	取得価格
管理課 管理係	10,372
道路課 工務係	5,834
河川公園課 工務係	27,122
施設保全課 庶務係	44,925
施設保全課 水辺と緑の事務所	31,810
施設保全課 道路保全係	19,312
合計	139,377

（供用備品現在高調書（総括）より）

区の備品は、物品管理規則及び実際の運用マニュアルとしての物品名鑑（会計管理室が毎年定めるもの）に則って管理される。

物品名鑑によれば、物品は、①備品、②消耗品、③材料品、④動物、⑤不用品の 5 つに区分され、このうち、備品については以下のように定義されている。

1. 物品の区分 (1)備品

定義 性質・形状を変えることなく長期継続して使用・保存ができ、比較的長く商品価値をとどめるもの

基準 購入予定価格又は購入以外による取得価格が 20,000 円以上のもの（材料品・動物を除く）

Ⅲ. 監査の結果及び意見

さらに、同じく物品名鑑においては、50 万円以上の備品については、以下のように重要備品として位置付けている。

2. 備品の区分 (1)重要備品

取得価格 50 万円以上する備品を「重要備品（昭和 53 年 4 月 1 日）」として、会計管理者が指定し、財産管理するうえでも重要な物品として位置づけている。

(2) 監査手続

実施した監査手続は以下のとおりである。

- 各課、各事業所における手許管理資産について、その管理方法を質問し、現金等の実査を行い、金庫内の状況等を確認した。
- 担当者に対し備品の管理状況等についてのヒアリングを実施した。
- 事業所を往査し、各課の保有備品のうち、重要備品を含む備品についてサンプルで実査を行い、区から入手した備品台帳一覧表と現物資産に貼付される資産管理シールの内容が一致しているかどうかを検討した。併せて、備品の管理状況を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

① 金庫の保管物の整備について

金庫管理者に金庫保管物の一覧表を作成しているかどうか確認したところ、管理課、道路課を除き、金庫保管物の一覧表は作成していなかった。

<意見事項 61> 金庫の保管内容の整理について

金庫内保管物に関して、必要なものが保管されているかどうかを適切に管理するためには、その前提として、何が金庫に保管されているのか棚卸し、一覧表を作成することが重要である。一覧表を作成することで初めて、必要なものが保管されているか、不要なものが保管されていないかが可視化され、容易に一覧できるようになる。

他の事業所等との比較、整理整頓、紛失の把握、引継等、事務管理も効率化されと考えるため、検討が望まれる。

② 事業所における現金の管理基準の必要性について

現金出納帳について、定期的な現金の実際残高と現金出納帳残高の確認及び両者の照合に関する明確な規則は存在せず、定期的に実施している場合に関しても、その証跡は確認できなかった。また、郵便切手についても、一定頻度で、実際の郵便切手枚数と、「郵便切手・はがき等受払簿」の枚数との一致を確認しているとのことであるが、両者の照合を行った証跡は無かった。

<意見事項 62> 内部牽制の強化と管理方法の文書化について

内部牽制機能をより確実にするためには、職務分掌を行うことが重要であり、会計事務規則に加え、職務分掌を含む実務上の手続を定めて、管理方法を文書化することが有用であると考えます。また、併せて、確認資料にも、担当者、承認者等を明記し、照合を行ったことを証拠として残すことが望ましく、改善が望まれる。

③ 物品管理規則で求められる固定資産管理について

実査の結果、水辺と緑の事務所において、以下の備品の所在を確認することができなかった。

備品番号	品名	規格	価格（円）	設置場所
1411829	下水管掃除機*1	プロロッド 3/8 インチ*2M	240,200	記載なし
276979	下水管掃除機*2	NS-G	149,975	記載なし

注記

- *1 取得年月日は平成 10 年 6 月 2 日である。
- *2 取得年月日は昭和 50 年 5 月 14 日である。

所在が不明な理由として、古い備品であり使用しているうちに管理シールが剥がれてしまったことが考えられるとのことであった。また、事務所内に古い測量機があり、確認した所、備品台帳一覧表に記載されていなかった。故障しているわけではないが、製造年が古く精度が低いために事実上使用不可能なものであった。

物品管理規則第 24 条において、区は、物品管理者に対して、供用備品等に関して、財務会計システムにより供用備品の数値その他の内容を明らかにし、毎年度 3 月末現在においては、現物と照合を行い、供用備品現在高調書によりその状況を報告することを求めている。

(供用備品等の整理) 第 24 条 物品管理者は、備品の使用状況を把握するため、財務会計システムにより、供用備品の数値その他の内容を明らかにしておかなければならない。 (中略) 3 物品管理者は、毎年度 3 月末現在における財務会計システムの記録事項と供用備品とを照合し、数値その他の内容に誤りがないことを確認のうえ、供用備品現在高調書により会計管理者に報告しなければならない。

<指摘事項 5> 固定資産実査の実施状況について

物品管理規則において、固定資産実査の実施範囲に関して、特段の明示はないが、毎年

Ⅲ. 監査の結果及び意見

度3月末現在における財務会計システムの記録事項と供用備品とを照合し、数値その他の内容に誤りがないことを確認するためには、全件実査を行うことが必要であると考え。

しかしながら、監査対象部署に質問を行ったところ、管理課を除き、毎年度3月末現在における全ての供用備品について実査を行っていなかった。

現在の固定資産実査方法は、物品管理規則に沿っていないと考えられ、実査の結果、所在不明の備品や台帳に記載のない備品が検出されており、今回実査した以外にも、備品の実在性が確認できない等の問題が生じている状況である。定期的に現物との照合を行い、所在が不明な備品がないか確認するとともに、使用不可能な備品について処分する必要があると考える。

④ 備品管理シールの貼付状況について

保有備品のうち重要備品を含む備品について、サンプルで固定資産実査を行ったところ、重要備品について、施設保全課道路保全係では、以下のように備品管理シールの貼付に関する問題点が見受けられた。

備品番号	物品コード・品名	規格	取得年月日 異動年月日	価格 (千円)
20021750 *1	061038 プリンター	A1 インクジェットプリンター HP 製 インクジェットプロッタ Designjet 80	H19.06.14 H27.04.01	545
9551604 *2	251017 写真機	カンナケンサヨウカラーテレビ カメラ トウキ ヨウデンシコウキョウ Z593	H14.06.28 H27.04.01	1,380

注記

- *1 備品管理シールが2枚貼付されていた。一方は備品番号20021750で備品番号は備品台帳と一致しているが、取得日が平成25年4月1日、もう一方は備品番号20105496、取得日平成28年4月1日で両者不一致となっていた。
- *2 備品管理シールが2枚貼付されていた。一方は備品番号9551604、取得日は平成14年6月28日で一致、もう一方は備品番号が9551604で一致しているが、取得日は平成25年4月1日となっていた。

⑤ 備品の移動について

水辺と緑の事務所において、事務所内及び敷地内にある倉庫の備品についてサンプルチェックを行ったところ、以下の事項が判明した。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

備品番号	品名	規格	価格(円)	設置場所
20022406	芝刈器(機)	芝刈機ロータリーモア GM500B	180,000	水辺と緑の事務所*1
1605321	芝刈器(機)	エンジンカッターマキタ DPC6200	195,500	記載なし *2
20005291	芝刈器(機)	エンジン芝刈機 バロネス GM50E	153,900	記載なし *2
20051112	芝刈器(機)	トラクター型芝刈機 新宮 LT2042	652,000	記載なし *3

注記

- *1 荒川砂町水辺公園に一時的に保管中
- *2 荒川砂町水辺公園に恒久的に保管
- *3 豊洲公園に恒久的に保管

入手した備品台帳一覧表(所属別)には、備品番号・備品名・取得異動年月日・価格等の基本的な事項のほか、設置場所の記載もあった。設置場所の記載は、公園等の詰所や管理棟の具体的な名称の記載があるものもあったが、移動の記録をすることなく、一時的あるいは恒久的に公園等の詰所等に設置しているものも散見された。

<意見事項 63> 備品の管理について

備品について、適切に管理シールが貼付されていないもの、備品の移動が備品台帳一覧表の設置場所欄に反映されていないものが散見された。備品台帳と現物資産の照合を確実に行い、効率的管理を行うことができるよう、固定資産実査の実施とともに、漏れなく正しい管理シールを貼付し、現物の移動を行った際には、備品台帳を変更することが必要である。

また、備品管理シールの取得年月日に関して、備品台帳と相違するものが散見された。この原因について確認したところ、これらの管理シールは、財務会計システムにより土木部の各課において印刷したものであるが、平成25年及び27年の組織改正時に新たに印刷し貼付すべきところを、この事務処理を怠ったため、台帳と異なるものとなっていた。

この点、備品番号が一致している限りにおいては、備品の実在性の確認を行ううえで重要な支障はないと考えるが、備品管理シールに取得年月日を表示する以上、正しい情報が記載される必要があり、適切な情報の管理シールを出力し貼付することが望まれる。

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

1. 橋梁（江東区管理橋）

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

施設名	所在地	架橋 年度	橋長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	河川名等	構造・備考
1 逆井橋	江戸川区小松川 2 丁目 江東区亀戸 9 丁目	H.12 架替	61.0 60.0	10.0	610.0 600.0	旧中川	鋼橋
2 中川大橋	江戸川区小松川 1 丁目 江東区大島 9 丁目	S.49 架替	101.0	12.8	1,292.8	旧中川	鋼橋
3 ふれあい橋	江戸川区平井 3 丁目 江東区亀戸 9 丁目	H.6	56.0	6.8 ～9.8	395.1	旧中川	歩自専用鋼橋
4 平成橋	江戸川区小松川 1 丁目 江東区東砂 2 丁目	H.6	105.0	16.0	1,748.4	旧中川	鋼橋
5 亀小橋	江戸川区小松川 3 丁目 江東区亀戸 9 丁目	H.6	61.1	15.0	1,004.4	旧中川	鋼橋
6 昭和橋	亀戸 6 丁目 大島 3 丁目	S.59	18.6	11.6	215.8	竪川	鋼橋
7 清水橋	毛利 2 丁目 大島 2 丁目	S.2	40.4	11.5	464.6	横十間川	鋼橋
8 大島橋	猿江 2 丁目 大島 1 丁目	S.47 大改修	40.5	15.5	627.8	横十間川	鋼橋
9 三島橋	扇橋 3 丁目 北砂 1 丁目	S.49 大改修	40.2	15.7	631.1	横十間川	鋼橋
10 海砂橋	海辺 南砂 1 丁目	S.63 架替	24.0	13.8 ～17.8	358.0	横十間川	鋼橋
11 千砂橋	千石 3 丁目 南砂 1 丁目	S.61 架替	23.0	13.4 ～16.8	360.1	横十間川	鋼橋
12 砂島橋	大島 5 丁目 北砂 5 丁目	S.54	49.0	5.1	249.9	小名木川	人道橋 鋼橋
13 小松橋	猿江 2 丁目 扇橋 1 丁目	S.4	55.9	13.8	771.4	小名木川	鋼橋
14 新扇橋	猿江 1 丁目 扇橋 1 丁目	S.47 大改修	57.3	17.9	1,025.7	小名木川	鋼橋
15 新高橋	森下 5 丁目 白河 4 丁目	S.4	56.1	13.8	774.2	小名木川	鋼橋
16 東深川橋	森下 4 丁目 白河 2 丁目	S.53 架替	55.4	15.7	869.8	小名木川	鋼橋
17 西深川橋	森下 3 丁目 白河 1 丁目	S.4	56.1	13.9	779.8	小名木川	鋼橋
18 万年橋	常盤 1 丁目 清澄 1 丁目	S.5	56.3	17.7	996.5	小名木川	鋼橋
19 小名木川 クローバー橋	大島 1 丁目 扇橋 3 丁目	H.6	140.5	4.8 ～12.8	726.3	小名木川 横十間川	歩自専用鋼橋
20 塩の道橋	大島 8 丁目 北砂 6 丁目	H.19	120.7	2.4 ～4.0	389.0	小名木川	歩自専用鋼橋
21 尾高橋	南砂 1 丁目 南砂 2 丁目	H.3 架替	17.0	11.8	200.6	仙台東川	鋼橋
22 千田橋	千石 2 丁目 東陽 6 丁目	S.4	38.8	11.8	457.8	仙台東川	鋼橋
23 崎川橋	平野 4 丁目 木場 4 丁目	S.4	36.2	13.4	485.1	仙台東川	鋼橋
24 亀久橋	平野 2 丁目 冬木	S.4	34.2	17.7	605.3	仙台東川	鋼橋
25 木更木橋	平野 2 丁目 深川 2 丁目	S.43 大改修	34.7	11.6	402.5	仙台東川	鋼橋
26 清澄橋	清澄 3 丁目 福住 2 丁目	H.5 架替	22.4	12.8	286.7	仙台東川	鋼橋
27 清川橋	清澄 1 丁目 佐賀 2 丁目	S.61 架替	26.9	12.6	338.9	仙台東川	鋼橋

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

施設名		所在地	架橋 年度	橋長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	河川名等	構造・備考
28	猿江橋	森下5丁目 猿江1丁目	S.52 大改修	37.5	15.7	588.8	大横川	鋼橋
29	亥之堀橋	白河4丁目 石島	H.14 架替	26.8	12.8 ～15.8	357.4	大横川	鋼橋
30	三石橋	三好4丁目 千石1丁目	H.26 架替	28.0	13.8	386.4	大横川	鋼橋
31	福寿橋	平野4丁目 千石1丁目	S.4	39.1	13.5	527.9	大横川	鋼橋
32	大栄橋	平野4丁目 千石1丁目	S.4	37.6	13.4	503.8	大横川	鋼橋
33	豊木橋	木場4丁目 東陽6丁目	H.2 架替	20.4	15.8	326.2	大横川	鋼橋
34	大横橋	木場4丁目 東陽5丁目	S.62 大改修	26.4	11.8	311.5	大横川	鋼橋
35	新田橋	木場5丁目 木場6丁目	H.14 架替	15.0	3.4	51.0	大横川	鋼橋・人道橋
36	平野橋	木場2丁目 木場1丁目	H.26 架替	13.2	12.8	169.0	大横川	鋼橋
37	東富橋	富岡2丁目 牡丹3丁目	S.4	40.5	18.1	733.1	大横川	鋼橋
38	巴橋	富岡1丁目 牡丹2丁目	S.52 大改修	40.5	12.6	510.3	大横川	鋼橋
39	石島橋	富岡1丁目 牡丹2丁目	H.4 架替	27.8	10.6 ～13.6	315.4	大横川	鋼橋
40	越中島橋	門前仲町1丁目 越中島1丁目	S.51 架替	27.7	15.6	432.1	大横川	鋼橋
41	越中島 連絡橋	永代2丁目 越中島1丁目	H.14	35.1	3.5	123.1	大横川	歩自専用鋼橋
42	弁天橋	木場6丁目 東陽3丁目	S.6	23.2	10.1	234.3	大横川南 支川	鋼橋
43	西洲崎橋	木場6丁目 東陽1丁目	H.19 架替	12.1	10.8	130.7	大横川南 支川	鋼橋
44	鶴歩橋	冬木 木場3丁目	S.3	39.8	13.4	533.3	平久川	鋼橋
45	平久橋	牡丹3丁目 木場1丁目	S.2	32.0	13.4	428.8	平久川	鋼橋
46	時雨橋	古石場3丁目 木場1丁目	H.8 架替	22.2	9.6 ～11.6	223.1	平久川	鋼橋
47	石浜橋	古石場3丁目 木場1丁目	H.2 架替	25.9	12.3	318.6	平久川	鋼橋
48	白妙橋	塩浜1丁目 塩浜2丁目	S.12	39.1	18.2	711.6	平久運河	鋼橋
49	浜崎橋	塩浜1丁目 塩浜2丁目	S.37	37.2	18.7	695.6	平久運河	鋼橋
50	枝川橋	枝川1丁目 枝川2丁目	H.13 架替	37.0	22.8	843.6	平久運河	鋼橋
51	八幡橋	富岡1丁目 富岡2丁目	S.3 移築	15.7	3.6	56.5	旧油堀川 支川	鋼橋・人道橋
52	琴平橋	牡丹3丁目 古石場2丁目	S.63 大改修	18.3	15.7	287.3	古石場川	鋼橋
53	小津橋	牡丹3丁目 古石場2丁目	S.27 架替	18.1	7.5	135.8	古石場川	鋼橋
54	関口橋	牡丹3丁目 古石場1丁目	H.元 大改修	9.2	12.8	117.8	古石場川	鋼橋
55	雀橋	牡丹2丁目 古石場1丁目	S.32 架替	18.6	7.8	145.1	古石場川	鋼橋
56	古石場橋	牡丹2丁目 牡丹1丁目	S.3	19.0	15.8	300.2	古石場川	鋼橋
57	木場橋	木場3丁目	S.3	27.0	13.3	359.1	大島川東支川	鋼橋

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

施設名		所在地	架橋 年度	橋長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	河川名等	構造・備考
58	築島橋	木場2丁目	S.5	22.9	6.2	142.0	大島川東支川	鋼橋
59	松永橋	佐賀2丁目 福住2丁目	H.10 架替	25.5	13.8	351.9	大島川西支川	鋼橋
60	緑橋	佐賀1丁目 福住1丁目	S.4	23.0	12.7	292.1	大島川西支川	鋼橋
61	御船橋	佐賀1丁目 福住1丁目	S.2	25.8	11.6	299.3	大島川西支川	鋼橋
62	巽橋	永代1丁目 永代2丁目	S.4	21.5	17.9	384.9	大島川西支川	鋼橋
63	南開橋	東陽1丁目 塩浜2丁目	S.35	67.9	14.3	971.0	汐浜運河	鋼橋
64	雲雀橋	木場1丁目 塩浜2丁目	S.49 架替	46.3	17.8	824.1	汐浜運河	鋼橋
65	浜園橋	越中島3丁目 塩浜1丁目	S.50 大改修	40.4	22.7	917.1	汐浜運河	鋼橋
66	東陽橋	東陽2丁目 塩浜2丁目	H.9	72.7	15.8	1,148.7	汐浜運河	鋼橋
67	豊島橋	佐賀2丁目	S.4	20.6	9.0	185.4	中の堀川	鋼橋
68	豊洲橋	豊洲1丁目 越中島3丁目	H.20 H.24	120.8 120.8	17.9 18.6	2,124.2 2,167.8	豊洲運河	鋼橋
69	釣船橋	越中島3丁目 古石場3丁目	S.39	22.0	15.6	343.2	越中島川	鋼橋
70	九重橋	新砂2丁目 新砂3丁目	S.34 架替	38.7	8.9	344.4	私有堀	鋼橋
71	あゆみ橋	新砂3丁目	H.13	59.3	5.3 ～9.0	608.3	放射16号 (陸橋)	歩自専用鋼橋 (陸橋)
72	砂潮橋	新砂1丁目 潮見2丁目	S.47	90.5	21.8	1,972.9	曙北運河	鋼橋
73	暁橋	枝川3丁目 潮見1丁目	S.62 架替	70.0	24.0	1,680.0	東雲北運河	鋼橋
74	漣橋	潮見1丁目 辰巳2丁目	H.5	124.3	15.8	1,963.9	砂町運河	鋼橋
75	辰巳橋	東雲1丁目 辰巳1丁目	H.3 H.7	127.0	25.0	3,175.0	辰巳運河	鋼橋
76	辰巳桜橋	東雲1丁目 辰巳1丁目	H.7	273.0	7.0 ～16.5	2,901.3	辰巳運河	歩自専用鋼橋
77	新砂橋	塩浜2丁目 新砂1丁目	S.45	64.7	25.0	1,617.5	汐見運河	鋼橋
78	しおかぜ橋	塩浜2丁目 枝川3丁目	H.9	464.1	4.3 ～9.6	1,993.0	汐見運河	歩自専用鋼橋
79	千石橋	新木場1丁目 新木場2丁目	H.10 H.11	99.9 100.0	14. 3 15. 3	1428.6 1530.0	14号地 貯木場	鋼橋
80	東千石橋	新木場2丁目 新木場3丁目	H.13	171.4	21.8	3,736.5	14号地 貯木場	鋼橋
81	松島橋	南砂1丁目 南砂2丁目	S.36 架替	36.9	17.0	627.3	仙台堀川	コンクリート橋
82	虹の大橋	江戸川区小松川2丁目 江東区亀戸9丁目	H.13	74.6	30.0	2,238.0	旧中川	歩自専用コンクリート橋
83	蛤橋	塩浜1丁目 枝川1丁目	S.32 架替	54.9	16.9	927.8	汐見運河	コンクリート橋

(江東区データブック 2016)

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

2. 河川

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

No	河 川 名	起 点	終 点	距離 (m)	平均幅員 (m)	面 積 (㎡)
1 級	1 旧中川	亀戸八丁目	東砂二丁目	2,780	70.0	194,600
	2 北十間川	亀戸八丁目	亀戸三丁目	1,600	21.0	33,600
	3 小名木川	大島八丁目	清澄一丁目	4,640	46.0	213,440
	4 竪川	亀戸九丁目	毛利一丁目	2,885	30.0	86,550
	5 横十間川	亀戸三丁目	東陽五丁目	4,600	36.0	165,600
	6 大横川	住吉一丁目	越中島一丁目	4,000	33.0	132,000
	7 大横川支川	木場四丁目	木場三丁目	108	20.0	2,160
	8 大横川南支川	東陽一丁目	木場六丁目	420	17.0	7,140
	9 仙台堀川	東陽六丁目	佐賀二丁目	1,840	35.0	64,400
	10 平久川	木場一丁目	冬木	1,130	33.0	37,290
	11 大島川東支川	木場三丁目	木場二丁目	780	23.0	17,940
	12 大島川西支川	福住二丁目	永代一丁目	820	21.0	17,220
	13 古石場川	古石場三丁目	牡丹一丁目	900	17.0	15,300
2 級	14 越中島川	古石場三丁目	越中島三丁目	805	17.0	13,685
普 通 河 川	15 中の堀川	佐賀二丁目	佐賀二丁目	240	15.0	3,600
	16 仙台堀川	東陽六丁目	北砂六丁目	3,700	35.0	129,500
	17 福富川枝川	平野二丁目	平野三丁目	184	12.0	2,208
	18 福富川	平野四丁目	平野三丁目	370	18.0	6,660
計	1 8 河川 (計画外河川除く 1 4 河川)			31,802		1,142,893

3. 公園

【総面積 1001364.4 ㎡】

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

施設名	所在地	開設 年度	移管 年度	面積 (㎡)	土地 所有	施設内容・備考
1 清澄二丁目	清澄 2-11-5	S.53		832.7	区	
2 八名川	新大橋 3-1-18	S.5	S.25	2,973.1	区	東京市復興計画公園
3 森下	森下 2-5-16	S.5	S.25	2,976.1	区	東京市復興計画公園
4 五間堀	森下 2-30-7	S.16	S.25	862.7	区	五間堀埋め立て造成
5 高森	森下 3-13-9	S.57	S.57	3,700.0	都・区	都住宅局より管理移管
6 福富川	平野 2-15・3-3・3-9 先	S.63		8,253.2	区	福富川・福富川枝川
7 平野四丁目	平野 4-5-1 先	H.4		1,006.8	区	福富川埋立造成

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

施設名		所在地	開設 年度	移管 年度	面積 (㎡)	土地 所有	施設内容・備考
8	白河一丁目	白河 1-5-4	S.53	S.55	1,550.0	都	都住宅局より管理移管
9	元加賀	白河 4-3-27	S.2	S.25	2,975.2	区	東京市復興計画公園
10	佐賀町	佐賀 1-15-5	S.34	S.34	850.6	区	佐賀堀埋立造成
11	中の堀	佐賀 2-8-26	S.40		836.0	区	中の堀埋立造成
12	永代	永代 1-1-2・1-7-8	区 S.44 国 S.42		2,693.8	国・区	一部隅田川河川敷
13	亀堀	深川 1-6-38	S.54		3,778.6	区	仙台堀川支川埋立造成
14	武田堀	冬木 6-23・1-12	S.44		677.5	区	武田堀埋立
15	臨海	門前仲町 1-1-1	S.5	S.25	2,642.9	区	東京市復興計画公園
16	油堀川	門前仲町 1-20-1 先	S.55		1,355.0	首都公	首都高速下無償貸与
17	深川	富岡 1-14-10 ほか	M.6	S.50	16,739.8	区	太政官達による初の公園
18	牡丹町	牡丹 2-1-2	S.51		6,702.5	区	都より無償譲与
19	古石場川親水	牡丹 2～古石場 2	H.元		16,362.4	国・都	古石場川を利用 H.9 拡張
20	古石場三丁目	古石場 3-1-4	S.35	S.42	740.6	区	都より無償譲与
21	越中島	越中島 1-3-23	S.46		16,346.2	国・都・区	隅田川河川敷 H.7 改修
22	中の島	越中島 1-3-26 先	S.54		2,172.6	国	隅田川河川敷
23	調練橋	越中島 2-16-13・3-7-17	S.43		1,992.9	区	越中島川埋立造成
24	浜園	塩浜 1-4-4	H.3	H.5	2,091.7	区	都住宅局より移管
25	塩浜一丁目	塩浜 1-5-5	S.54		1,222.2	区	住宅供給公社より移管
26	塩浜	塩浜 2-10-14		S.49	1,582.7	区	都住宅局より移管
27	塩浜二丁目第二	塩浜 2-17-8	S.60		1,111.9	区	塩浜対策事業の一環
28	しおかぜ橋塩浜	塩浜 2-18-4	H.10	H.9	654.0	住都公	住都公団より無償貸与
29	塩浜二丁目	塩浜 2-25-16	S.55	S.56	960.6	区	都住宅局より移管
30	枝川一丁目	枝川 1-6-19	S.59		659.3	区	
31	朝風	枝川 1-8-5	H.5		1,867.8	都	都住宅局より無償貸付
32	枝川三丁目	枝川 3-3-5	S.56		1,270.0	都	区で造成
33	暁橋	枝川 3-8-30・3-11-9	H.元		1,361.3	都・区	暁橋橋台敷
34	豊洲一丁目第二	豊洲 1-2-1		H.20	1,000.0	区	開発行為により帰属
35	豊洲一丁目	豊洲 1-3-15		S.50	719.0	区	都住宅局より移管
36	豊洲	豊洲 2-3-6	S.46		24,302.9	区	豊洲地区再開発事業
37	豊洲三丁目	豊洲 3-5-11	H.17		10,000.0	区	豊洲土地区画整理事業
38	豊洲四丁目	豊洲 4-5-24 先・30 先	S.35・39		1,801.3	都	
39	豊洲四丁目第二	豊洲 4-3-3		S.54	770.8	区	都住宅局より移管
40	豊洲五丁目	豊洲 5-3-1	H.元		1,998.3	都	都住立替時に区が造成

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

施設名		所在地	開設 年度	移管 年度	面積 (㎡)	土地 所有	施設内容・備考
41	豊洲六丁目第二	豊洲 6-2-1	H.22		4,000.0	区	豊洲土地区画整理事業
42	豊洲六丁目	豊洲 6-2-35	H.21		16,190.1	区	豊洲土地区画整理事業
43	東雲緑道	東雲 1-7-4 先		S.55	1,504.8	区	都清掃局より移管
44	東雲水辺	東雲 1-9 先～辰巳 1-1 先		H.7	16,285.4	都・区	港湾局との協議
45	東雲	東雲 2-4-17		S.55	5,646.7	区	都住宅局より移管
46	東雲二丁目	東雲 2-7-6		H.9	3,597.9	区	都住宅局より移管
47	東雲駅前	東雲 2-8-4		H.18	2,303.8	区	都港湾局より移管
48	辰巳	辰巳 1-10		S.45	1,915.2	区	都住宅局より移管
49	潮見運動	潮見 1-1	S.43		40,080.9	区	8号埋立地
50	潮見さざなみ	潮見 1-29-24	H.13		7,575.8	都	潮見一丁目地区開発
51	千石運動	千石 1-5-28		S.59	4,498.4	区	少年野球場
52	千石	千石 2-7-4	S.16	S.25	991.9	区	都より移管
53	川南	千石 2-9-22	S.5	S.25	2,975.3	区	東京市復興計画公園
54	千石二丁目	千石 2-11-1		H.28	2,961.2	都	都より移管
55	扇橋	石島 18-23	S.5	S.25	2,975.2	区	東京市復興計画公園
56	川南海辺	海辺 1-3	S.60		1,595.0	区	
57	扇橋一丁目	扇橋 1-21-28	S.45		654.5	区	
58	江東	扇橋 2-22・千田 16 他	S.26	S.28	2,327.3	区	都より移管
59	三島橋	扇橋 3-7-16	S.38		1,434.8	区	
60	扇橋三丁目	扇橋 3-20-11	S.56		1,441.0	区	都住宅局より移管
61	横十間川親水	扇橋 3-22 先～東陽 6-1 先	S.59		51,966.5	国	ボート場、水上アスレチック
62	扇橋河川	猿江 1-5-18		S.53	1,652.4	国	閘門建設に伴い都造成
63	猿江一丁目	猿江 1-11-5	S.56		950.0	区	都住宅局より移管
64	猿江二丁目	猿江 2-3-10		S.54	2,011.6	区	都より買収 区で造成
65	住吉一丁目	住吉 1-8-13	S.60		1,064.0	区	
66	住利	住吉 1-19-20	H.6		1,741.7	区	再開発により整備
67	堅川親水	毛利 2-10～11 先	H.5		3,117.0	国	墨田区と共同整備
68	木場二丁目	木場 2-11-9 先	S.59		750.0	区	中の川埋立造成
69	木場親水	木場 2-2-12 先・ 3-14-1 先・3-17-5 先	H.4		18,955.6	国・区	大島川東支川、大横川支 川を占用。H27 道路区域 が移管
70	木場三丁目	木場 3-6-9	S.60		773.7	公団・区	公団が鉄道堀埋立造成
71	平久	木場 6-4-18	S.61		1,038.8	区	都より買収 区で造成
72	東陽一丁目第一	東陽 1-5-5	S.33	S.35	731.5	区	都より譲渡 区で造成

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

施設名		所在地	開設 年度	移管 年度	面積 (㎡)	土地 所有	施設内容・備考
73	洲崎川緑道	東陽 1-10-9 先・2-5-6 先	S.57		8,194.0	都	都から管理移管
74	東陽一丁目第二	東陽 1-39-8	S.48	S.48	1,853.6	区	都住宅局より移管
75	東陽	東陽 3-27-27	S.元	S.25	3,038.6	区	東京市復興計画公園
76	東陽五丁目	東陽 5-29-39	S.58		2,529.5	区	
77	豊住	東陽 6-1-13	S.43	S.43	19,338.2	都・区	貯水タンク上部
78	堅川河川敷	亀戸 1-1 先・9-12 先	S.59		74,871.0	国・都・区	カヌーカヤック練習場
79	亀戸西	亀戸 1-9-5	S.39	S.40	1,305.0	区	都より移管
80	堅川第一	亀戸 1-15-10	S.39	S.39	1,537.9	区	都より移管
81	亀戸	亀戸 1-22-11	S.34	S.34	1,432.0	区	都より移管
82	亀戸水上	亀戸 2-1-3 先	S.60		455.2	国	水上バス関連施設
83	文泉	亀戸 2-4-13	S.31	S.31	3,528.5	区	都より移管
84	亀戸駅前	亀戸 2-21-9	S.39	S.40	1,283.0	区	都より移管
85	亀戸二丁目	亀戸 2-33-2	S.37		953.9	区	都より買収 区で造成
86	亀島小学校記念	亀戸 3-36-20	H.20		3,108.1	区	
87	亀島	亀戸 3-39-16	S.62		751.3	区	
88	亀戸三丁目	亀戸 3-59-8	S.59		603.4	区・私	
89	亀戸四丁目ふれあい	亀戸 4-21-16	H.9		752.2	区	
90	香取	亀戸 4-27-6	S.38	S.38	1,807.9	区	都より移管
91	亀戸四丁目	亀戸 4-43-8、47-2-2	S.37		733.8	区	
92	水神	亀戸 4-45-6	S.44		724.0	区	都より買収 区で造成
93	亀戸五丁目	亀戸 5-24-4	S.51		1,089.1	区	
94	亀戸五丁目第二	亀戸 5-33-4	S.59		1,368.2	区	
95	亀戸緑道	亀戸 6-7-9 先・30-1 先	S.53		2,096.0	区	都電敷跡地譲与
96	亀戸南	亀戸 6-18-1	S.33	S.33	2,038.0	区	都より移管
97	堅川第二	亀戸 6-33-10	S.32	S.33	1,101.1	区	都より移管
98	亀戸平岩	亀戸 6-47-12	S.18	S.25	1,847.1	区	都より移管
99	亀戸東	亀戸 7-8-13	S.28	S.28	4,321.1	区	都より移管
100	亀戸七丁目北	亀戸 7-15-5	S.55		883.2	区	(旧)住宅都市整備公団より譲与
101	亀戸平岩第二	亀戸 7-30-8		S.25	622.9	区	都より移管
102	亀戸七丁目南	亀戸 7-40-2	S.53	S.53	1,500.0	都	都住宅局より管理移管
103	亀戸七丁目西	亀戸 7-42-5	H.4		670.0	都	都住宅局より管理移管
104	旧中川水辺	亀戸 8-25 先・大島 9-10 先	H.23		56,641.6	国・区	
105	亀戸緑地	亀戸 9-8-1	H.12		2,482.4	区	亀大小市街地再開発事業

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

施設名		所在地	開設 年度	移管 年度	面積 (㎡)	土地 所有	施設内容・備考
106	亀戸浅間	亀戸 9-15-1	H.16		3,408.4	区	亀大小市街地再開発事業
107	亀戸九丁目	亀戸 9-19-17・20-4	S.56		2,454.4	区	都住宅供給公社より移管
108	亀戸九丁目緑道	亀戸 9-33-30	H.6		4,051.7	国	旧中川河川敷占用
109	亀戸運動	亀戸 9-37-23	S.53		9,650.1	区	旧一時開放地、少年野球場
110	釜屋堀	大島 1-2-26	S.19	S.25	880.0	区	都より移管
111	大島一丁目	大島 1-34-8	S.60		930.3	区	
112	大島二丁目	大島 2-11-7	S.58		1,290.9	区	
113	大島防災	大島 2-27-19	S.56		2,903.3	区	S.49 防災空地 S.56 公園
114	大島三丁目	大島 3-22-25	S.54		462.3	区	
115	大島緑道	大島 3-7-7 先・4-1-1 先	S.53		5,394.0	区	都電敷跡地延長 710m
116	大島四丁目	大島 4-17-9	S.55		2,801.5	区	
117	大島四丁目第二	大島 4-21-11		S.58	1,621.5	都	都造成、無償貸与
118	大島五丁目	大島 5-27-16	S.58	H.10	4,943.8	区	都住宅局より移管
119	大島七丁目	大島 7-27-17	S.54		4,669.1	区	
120	旧三大小記念	大島 7-38-9	H.26		2,396.2	区	
121	大島八丁目	大島 8-11-7	S.46		2,328.9	区	都住宅局より移管
122	大島八丁目第二	大島 8-21-25		S.55	782.5	都	都住宅局より管理移管
123	大島東	大島 8-42-3	S.44		860.5	区	都住宅局より移管
124	北砂一丁目	北砂 1-1-6	S.45		765.8	区	都住宅局より移管
125	北砂水上	北砂 1-2-1 先	S.60		1,165.0	国	水上バス関連施設入
126	北砂第二	北砂 1-3-25		S.51	1,021.6	区	都住宅局より移管
127	北砂一丁目南	北砂 1-15-1	H.2		819.0	区	JR 清算事業団より購入
128	北砂緑道	北砂 2-15 先～1-2 先	H.3		2,720.6	国・区・JR	小名木川堤塘敷、外
129	北砂二丁目	北砂 2-9-14		S.55	5,032.0	区	都住宅局より移管
130	南砂線路	北砂 2-20 先～南砂 2-32 先	H.22	H.21	2,459.6	都・区	JR 貨物より用地移管
131	砂町中央	北砂 4-20-24	S.59		1,670.3	区	
132	北砂	北砂 5-1-2	S.19	S.25	1,226.8	区	都より移管
133	仙台堀川	北砂 6-19-21 先～東陽 6-6-6 先	S.55		103,850.4	区	普通河川占用
134	亀高	北砂 6-26-8	S.34		5,817.8	国・区	北砂公園の一部廃止に伴う代替公園
135	北砂七丁目	北砂 7-2-14		S.36	1,089.0	区	都住宅局より移管
136	東砂一丁目	東砂 1-2-13		S.48	5,382.0	区	都住宅局より移管
137	東砂二丁目	東砂 2-13-7		S.53	1,171.3	区	都住宅局施工、移管

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

施設名		所在地	開設 年度	移管 年度	面積 (㎡)	土地 所有	施設内容・備考
138	東砂三丁目	東砂 3-16-8	S.57	S.57	1,019.4	区	住宅公団施工、移管
139	東砂三丁目第二	東砂 3-17-17	S.59		3,149.7	区	住宅公団施工、移管
140	荒川・砂町水辺	東砂 3-30 先～新砂 3-8 先	H.4		58,168.6	国	荒川高水敷を占用許可を受けて整備
141	城東	東砂 4-20-20	S.41		10,054.2	区	都より譲与、城東区民農園
142	南砂一丁目	南砂 1-1-6		S.50	800.9	区	都住宅局より移管
143	南砂一丁目第二	南砂 1-3-18		S.56	909.4	区	(旧) 住宅都市整備公団より移管
144	南砂一丁目北	南砂 1-8-4		S.60	823.2	区	都市防災美化協会より寄付
145	南砂二丁目	南砂 2-24-4		S.51	1,253.8	区	都住宅局より移管
146	境川	南砂 5-6-1		S.56	2,455.0	都	都電車庫跡地
147	金森	南砂 5-19-13	S.51		2,050.7	区	
148	東砂六丁目	東砂 6-19-8	S.61		1,159.1	区	
149	舟入川	東砂 7-12-3	S.40		851.2	区	
150	砂町	東砂 7-15-3	S.40		2,705.8	国・区	
151	東砂八丁目	東砂 8-24-6		S.55	2,015.6	区	都住宅局より移管
152	南砂二丁目南	南砂 2-3-23		S.52	2,492.7	区	都住宅局より移管
153	南砂緑道	南砂 2-3-1 先 ～35-6 先	S.54		12,691.0	区	都電敷跡地土地譲与
154	日曹橋	南砂 3-1-1	H.16	S.36	994.4	都	都住宅局より管理移管
155	南砂三丁目緑地	南砂 3-8-2		H.17	752.0	区	開発行為により帰属
156	南砂三丁目	南砂 3-14-21	S.47		38,645.8	区	都住跡地、無償譲渡
157	南砂四丁目西	南砂 4-3-21	S.55		732.0	区	
158	南砂四丁目	南砂 4-4-5		S.49	1,281.7	区	都住宅局より移管
159	砂町橋	南砂 4-12-1・6-4-10	S.42		1,325.7	都・区	都住宅供給公社より移管、一部都道敷占用
160	南砂六丁目	南砂 6-5-7	S.53	S.53	1,350.0	都	都住宅局より管理移管
161	新砂あゆみ	新砂 3-3-6	H.14		5,998.3	区	新砂区画整理事業
162	新砂のぞみ	新砂 3-3-47	H.16		1,690.0	区	新砂区画整理事業
163	新砂めぐみ	新砂 3-4-1	H.18		1,810.2	区	新砂区画整理事業
164	新木場一丁目緑地	新木場 1-10-3	H.15		587.9	区	開発行為により寄付受領
165	新木場一丁目第二	新木場 1-11-6	H.22		114.4	区	開発行為により寄付受領
166	新木場一丁目	新木場 1-12-8	H.19		492.0	区	開発行為により寄付受領
167	若洲	若洲 3-2-1		H.18	93,405.1	区	H21.11.1 住居表示実施 都港湾局より移管

(江東区データブック 2016)

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

4. 児童遊園

【総面積 32,385.4 m²】

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

施設名		所在地	開設 年度	移管 年度	面積 (m ²)	土地 所有	施設内容・備考
1	清澄	清澄 3-3-16	S.24		376.6	都	清澄庭園の一部 H12. 9 再供用
2	万年橋	常盤 1-18-1	S.41		269.0	区	
3	常盤二丁目	常盤 2-12-1	S.62		284.6	区	
4	新大橋三丁目	新大橋 3-18-1	S.36		303.6	都・区	六間堀埋立地一部都より無償譲与
5	森下三丁目第一	森下 3-5-16	S.36		322.8	都	五間堀埋立地
6	森下三丁目第二	森下 3-10-9	S.36		224.1	区	都より無償譲与、区で造成
7	森下三丁目第三	森下 3-13-1	S.50		222.5	区	五間堀埋立地 都より無償譲与
8	東深川橋	森下 4-1-1	S.48		286.8	国	財務省より貸付
9	森下四丁目	森下 4-16-2	S.42		532.7	区	
10	森下五丁目	森下 5-6-1	S.50		517.1	区	
11	森下五丁目第二	森下 5-1-7	H.7		302.4	国・都	
12	平野二丁目	平野 2-8-2	S.59		450.1	区	
13	三好三丁目	三好 3-1-10	S.57		500.0	公団・区	住宅公団より借地、公団が造成
14	白河	白河 3-13-5	S.34		333.7	区	白河三丁目協力会より寄付受領
15	大島川	永代 2-19-1	H.5		429.9	国	
16	深川一丁目	深川 1-3-10 先	S.48		400.0	都	—
17	古石場二丁目	古石場 2-14-4	S.37		228.2	私	古石場住宅親交会
18	石浜橋	古石場 3-1-8	S.57		310.0	区	
19	越中島橋	越中島 1-2-1		H.24	151.7	区	開発行為により寄付受領
20	越中島一丁目	越中島 1-3-4	S.61		436.0	区	開発行為により寄付受領
21	しおかぜ	塩浜 2-18-3	H.13		478.7	区	開発行為により寄付受領
22	塩浜二丁目	塩浜 2-26-4	H.9		561.0	都	住宅局用地
23	朝日	枝川 1-12-7	S.38		437.1	都	港湾局用地
24	枝川橋	枝川 1-14-21	S.37		171.5	都	区道橋台敷
25	枝川橋第二	枝川 2-18-2	H.3		262.0	都	区道橋台敷
26	枝川橋第三	枝川 2-4-17	H.3		260.4	都	区道橋台敷
27	枝川橋第四	枝川 1-3-1	H.14		185.2	都	区道橋台敷
28	豊洲四丁目	豊洲 4-10-1	H.13		164.8	区	開発行為により寄付受領
29	暁橋	潮見 1-2-1	H.元		430.0	区	区道橋台敷
30	潮見	潮見 1-18-1	S.53	H.元	221.4	区	民生局より移管
31	潮見二丁目	潮見 2-1-1	H.24		456.4	区	

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

施設名		所在地	開設 年度	移管 年度	面積 (㎡)	土地 所有	施設内容・備考
32	千石	千石 1-7-8	S.36		817.0	都	住宅局用地、区で造成
33	千石二丁目	千石 2-3-25	H.9		404.7	都	住宅局用地
34	千田	千田 20-5	H.元		292.8	区	
35	海辺	海辺 5-14	S.59		209.1	区	
36	扇橋一丁目	扇橋 1-20-9	S.42		599.4	区	住宅局用地、区で造成
37	猿江橋	猿江 1-15-9 猿江 1-1-2 森下 5-12-19 森下 5-13-1	S.38		384.2	区	区道橋台敷
38	小松橋際	猿江 1-5-18	S.43		201.7	都	
39	住吉一丁目	住吉 1-1-2	S.37		128.2	国	都道橋台敷
40	清水橋	毛利 2-13-43	S.37		583.5	都・区	猿江恩賜公園の一部
41	舟木橋第一	木場 2-21-1	S.37		118.6	国	都道橋台敷
42	舟木橋第二	木場 2-18-14	S.37		128.4	国	都道橋台敷
43	舟木橋第三	木場 2-2-1	S.38		97.6	国	都道橋台敷
44	舟木橋第四	木場 2-7-20	S.38		74.9	国	都道橋台敷
45	木場二丁目	木場 2-10-1 先	S.59		450.0	区	中の川埋立造成
46	鉄道堀	木場 3-13-8	S.41		88.2	国	(旧物揚場) 河川敷
47	沢海橋第一	木場 5-12-1	S.37		125.8	国	都道橋台敷
48	沢海橋第二	木場 3-8-11	S.37		182.3	国	都道橋台敷
49	木場六丁目	木場 6-13-7	S.8	S.27	300.3	区	都より移管
50	東陽一丁目南	東陽 1-1-4	H.4		555.5	区	
51	東陽一丁目	東陽 1-7-5	S.33	S.35	347.0	区	都より移管
52	南開橋第一	東陽 1-19-11 先	S.36		276.0	区	区道橋台敷
53	南開橋第二	東陽 1-21-5 先	S.36		390.0	区	区道橋台敷
54	東陽	東陽 3-8-6	S.36		110.8	区	
55	東陽四丁目	東陽 4-4-9	H.6		262.7	区	
56	東陽西	東陽 5-5-10	S.36		105.8	区	
57	かめ・うさぎ	亀戸 2-21-13	H.13		330.1	区	旧亀戸出張所及び労働基準 監督署跡地
58	亀戸三丁目	亀戸 3-12-10	S.59		267.7	区	
59	亀戸三丁目第二	亀戸 3-10-1	S.60		244.2	区	
60	亀戸四丁目	亀戸 4-16-9	S.51		99.2	区	都より買収
61	亀戸六丁目	亀戸 6-54-2	S.43		319.0	区	都より無償譲与
62	亀戸七丁目	亀戸 7-48-1	S.48		190.7	区	
63	八千代	亀戸 8-6-6	S.33		611.0	都・区	都より譲与

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

施設名		所在地	開設 年度	移管 年度	面積 (㎡)	土地 所有	施設内容・備考
64	黎明	大島 1-34-19	S.33		453.5	区	都より無償譲与
65	大島三丁目	大島 3-31-15	S.25		1,148.0	私	亀出神社境内
66	大島三丁目西	大島 3-8-3	H.24	H.23	360.3	区	開発行為により寄付受領
67	大島五丁目	大島 5-17-6	S.59		408.5	都	都住建替に伴い都造成
68	大島六丁目第二	大島 6-15-5	H.9		547.6	区	開発行為により寄付受領
69	東大島	大島 7-24-16	S.40		198.3	私	東大島神社境内
70	子安	大島 8-19-12	S.40		520.1	区	一部国有地（公共溝渠）
71	北砂一丁目	北砂 1-15-13	H.2		431.5	区	
72	北砂一丁目第二	北砂 1-3-17	H.11		498.0	都	
73	北砂三丁目	北砂 3-5-17		H.8	211.1	区	開発行為により寄付受領
74	北砂四丁目	北砂 4-12-11	S.44		198.7	区	
75	亀高	北砂 4-22-30	S.56		497.1	都	過密住宅地区更新事業、都 が買収し区が造成
76	北砂四丁目第二	北砂 4-28-9	S.54		360.5	都	都住用地、区が造成
77	丸八	北砂 6-16-12	S.39		688.8	都	都住用地、区が造成
78	北砂七丁目	北砂 7-2-30	S.36		463.9	区	
79	北砂七丁目東	北砂 7-6-51	H.17		302.1	区	開発行為により寄付受領
80	北砂七丁目西	北砂 7-6-57	H.17		129.0	区	開発行為により寄付受領
81	北砂なかよし	北砂 7-6-2	H.18		382.3	区	開発行為により寄付受領
82	因速寺前	東砂 1-5-3		S.37	209.1	都	
83	東砂三丁目	東砂 3-12-7	S.36		362.0	区	
84	東砂三丁目第二	東砂 3-19-5	H.10		1,121.6	区	
85	東砂五丁目	東砂 5-4-10	S.37		293.2	私	中田神社境内
86	東砂五丁目第二	東砂 5-12-15	S.54		331.2	都	過密住宅地区更新事業、都 が買収し区が造成
87	東砂七丁目	東砂 7-5-17	S.51		444.9	区	開発行為により寄付受領
88	南砂一丁目	南砂 1-4-25	S.59		465.3	区	
89	松島橋	南砂 1-21-12	S.39		481.1	区	区道橋台敷
90	南砂三丁目	南砂 3-1-5	H.19		800.0	都	第五建設事務所より道路占 用許可
91	新砂一丁目	新砂 1-7-27	H.17		271.2	区	開発行為により寄付受領

(江東区データブック 2016)

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

5. 公衆便所

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

施設名		所在地	開設 年度	建築 年度	設置場所	土地 所有	施設内容・備考
1	万年橋際	清澄 2-14-9	S.28	H.21	児童遊園	区	だれでもトイレ
2	清澄児童遊園内	清澄 3-3-16	S.28	H.12	児童遊園	都	
3	高橋際	清澄 3-11-1	S.28	H.14	橋台地	都	だれでもトイレ
4	猿子橋際	常磐 1-11-11	S.28	H.4	道路敷	区	
5	新大橋際	新大橋 1-2-1	S.54	S.54	橋台地	都	
6	八名川公園内	新大橋 3-1-18	S.25	H.14	公園	区	だれでもトイレ
7	森下公園内	森下 2-5-16	S.47	S.62	公園	区	
8	五間堀公園内	森下 2-30-7	S.48	H.7	公園	区	
9	伊予橋際	森下 2-31-2	S.28	S.60	児童遊園	都	
10	高森公園内	森下 3-13-9	S.57	H.21	公園	区	だれでもトイレ
11	森下四丁目児童遊園内	森下 4-16-2	S.44	H.23	児童遊園	区	だれでもトイレ
12	平野二丁目児童遊園内	平野 2-8-2	S.59	S.59	児童遊園	区	
13	永本橋際	平野 2-15-12	H.元	H.元	公園	区	
14	三好三丁目児童遊園内	三好 3-1-10	S.57	H.25	児童遊園	区	だれでもトイレ
15	正覚院前	白河 1-3-34	S.28	S.60	道路敷	区	
16	白河一丁目公園内	白河 1-5-4	S.57	S.57	公園	区	
17	東深川橋際	白河 3-18-17	S.57	H.17	橋台地	区	だれでもトイレ
18	元加賀公園内	白河 4-3-27	S.25	H.16	公園	区	だれでもトイレ
19	佐賀二丁目	佐賀 2-1-6	S.49	H.20	道路敷	区	だれでもトイレ
20	永代橋際	永代 1-1-4	S.28	H.19	橋台地	都	だれでもトイレ
21	黒亀橋際	深川 1-3-10 先	S.58	H.24	児童遊園	区	だれでもトイレ
22	亀堀公園内	深川 1-6-38	S.60	S.60	公園	区	
23	臨海公園	門前仲町 1-1-1	S.25	S.62	公園	区	
24	門前仲町一丁目	門前仲町 1-7-7	H.6	H.5	区有地	区	だれでもトイレ
25	油堀川公園内	門前仲町 1-20-1 先	H.5	H.24	公園	区	だれでもトイレ
26	深川公園内	富岡 1-14-10	S.53	H.元	公園	区	だれでもトイレ
27	深川公園内第二	富岡 1-16-10	S.60	S.60	公園	区	
28	汐見橋際	富岡 2-13-5	S.28	H.5	橋台地	都	だれでもトイレ
29	牡丹町公園内	牡丹 2-1-2	H.元	H.27	公園	区	だれでもトイレ
30	古石場川親水公園内	古石場 2-13 先	H.元	S.63	公園	区	
31	古石場三丁目公園内	古石場 3-1-4	S.35	S.59	公園	区	

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

施設名		所在地	開設 年度	建築 年度	設置場所	土地 所有	施設内容・備考
32	越中島公園内	越中島 1-3-23	S.46	H.7	公園	区	だれでもトイレ
33	越中島公園内第二	越中島 1-3-23	S.46	H.7	公園	区	
34	豊住橋際	千石 2-1-6	S.55	H.4	公園	区	だれでもトイレ
35	千石公園内	千石 2-7-4	S.50	H.4	公園	区	
36	川南公園内	千石 2-9-22	S.25	H.元	公園	区	
37	仙台堀川親水公園内第二	千石 3-1-12 先	H.3	H.2	公園	区	だれでもトイレ
38	千砂橋際	千石 3-1-46	S.59	S.58	公園	区	
39	扇橋公園内	石島 18-23	S.53	H.23	公園	区	だれでもトイレ
40	江東公園内	千田 17-5	S.50	H.8	公園	区	
41	川南海辺公園内	海辺 1-3	S.60	S.59	公園	区	
42	ボート場内第二	海辺 8-16 先	S.60	H.18	公園	区	だれでもトイレ
43	扇橋際	扇橋 1-17-9	S.28	S.58	道路敷	区	
44	扇橋一丁目児童遊園内	扇橋 1-20 先	S.62	S.62	児童遊園	区	
45	扇橋一丁目公園内	扇橋 1-21-28	H.3	H.3	公園	区	
46	岩井橋際	扇橋 3-7-1	S.46	S.59	公園	区	
47	三島橋公園内	扇橋 3-7-16	S.53	H.4	公園	区	だれでもトイレ
48	扇橋三丁目公園内	扇橋 3-20-11	S.56	S.56	公園	区	
49	小松橋際児童遊園内	猿江 1-5-18	S.63	H.26	児童遊園	区	だれでもトイレ
50	猿江一丁目公園内	猿江 1-11-5	S.56	H.27	公園	区	だれでもトイレ
51	住吉一丁目公園内	住吉 1-8-13	S.60	S.60	公園	区	
52	住利公園内	住吉 1-19-20	H.6	H.6	公園	区	だれでもトイレ
53	猿江二丁目公園内	住吉 2-3-10	S.59	S.59	公園	区	
54	猿江公園内	住吉 2-28-26	S.63	S.63	公園	都	
55	木場二丁目公園内	木場 2-11-9 先	S.59	H.22	公園	区	だれでもトイレ
56	舟木橋	木場 2-18-14	H.3	H.3	児童遊園	区	だれでもトイレ
57	木場橋	木場 3-2-9	H.3	H.3	公園	区	
58	大和橋際	木場 3-13-1	S.28		橋台地	都	休止中
59	亀居橋	木場 3-17-6	H.3	H.20	公園	区	だれでもトイレ
60	平久公園内	木場 6-4-18	S.61	S.61	公園	区	
61	木場六丁目児童遊園内	木場 6-13-7	S.28	S.59	児童遊園	区	
62	南開橋第二児童遊園内	東陽 1-21-6 先	S.62	S.62	児童遊園	区	
63	東陽一丁目第二公園内	東陽 1-39-8	S.58	S.58	公園	区	
64	東陽三丁目	東陽 3-20-1 先	S.57	H.13	公園	区	だれでもトイレ

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

施設名		所在地	開設 年度	建築 年度	設置場所	土地 所有	施設内容・備考
65	東陽公園内	東陽 3-27-27	S.57	H.9	公園	区	だれでもトイレ
66	横十間川親水公園内 生物の楽園際	東陽 4-12-16	H.13	H.13	公園	区	だれでもトイレ
67	東陽五丁目公園内	東陽 5-29-39	S.58	S.58	公園	区	
68	豊住公園内	東陽 6-1-13	S.43	H.9	公園	区	だれでもトイレ
69	東陽六丁目	東陽 6-5-18	S.60	H.24	公園	区	だれでもトイレ
70	浜園橋際	塩浜 1-3-24	S.42	H.6	橋台地	区	
71	浜園公園内	塩浜 1-4-4	H.3	H.19	公園	区	だれでもトイレ
72	塩浜一丁目公園内	塩浜 1-5-5	S.54	H.10	公園	区	
73	塩浜公園内	塩浜 2-10-14	S.58	H.20	公園	区	だれでもトイレ
74	塩浜二丁目第二公園内	塩浜 2-17-8	S.60	H.26	公園	区	だれでもトイレ
75	しおかぜ橋塩浜公園内	塩浜 2-18-4	H.10	H.10	公園	区	
76	塩浜二丁目公園内	塩浜 2-25-16	S.55	H.25	公園	区	だれでもトイレ
77	枝川一丁目公園内	枝川 1-6-19	S.59	S.59	公園	区	
78	朝風公園内	枝川 1-8-5	H.5	H.5	公園	区	だれでもトイレ
79	枝川橋第三児童遊園内	枝川 2-4-17	H.3	H.3	児童遊園	区	
80	枝川三丁目公園内	枝川 3-3-5	S.56	H.20	公園	区	だれでもトイレ
81	豊洲一丁目第二公園内	豊洲 1-2-1	S.20	H.20	公園	区	だれでもトイレ
82	豊洲駅前	豊洲 2-2-4	S.18	H.18	道路敷	区	だれでもトイレ
83	豊洲公園内	豊洲 2-3-6	S.47	H.18	公園	区	だれでもトイレ
84	豊洲三丁目公園内	豊洲 3-5-11	H.17	H.17	公園	区	だれでもトイレ
85	豊洲四丁目公園内	豊洲 4-5-30 先	S.59	H.23	公園	区	だれでもトイレ
86	豊洲五丁目公園内	豊洲 5-3-1	H.元	H.元	公園	区	
87	豊洲六丁目公園内	豊洲 6-2-35	H.21	H.21	公園	区	だれでもトイレ
88	豊洲六丁目第二公園内	豊洲 6-2-1	H.22	H.22	公園	区	だれでもトイレ
89	東雲緑道公園内	東雲 1-7-4	H.5	H.5	公園	区	
90	東雲水辺公園内第一	東雲 1-9-58	H.16	H.16	公園	区	だれでもトイレ
91	東雲水辺公園内第二	東雲 1-9-58	H.16	H.16	公園	区	だれでもトイレ
92	東雲二丁目公園内	東雲 2-7-6	H.9	H.9	公園	区	だれでもトイレ
93	東雲公園内	東雲 2-4-17	S.54	H.19	公園	区	だれでもトイレ
94	東雲駅前	東雲 2-8-6	H.8	H.8	道路敷	区	
95	辰巳駅前	辰巳 1-1-40	H.8	H.8	道路敷	区	だれでもトイレ
96	辰巳公園内	辰巳 1-2-16	S.45	H.2	公園	区	H25.11 より休止
97	潮見運動公園内	潮見 1-1-1	S.57	S.57	公園	区	現存なし

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

施設名		所在地	開設 年度	建築 年度	設置場所	土地 所有	施設内容・備考
98	潮見さざなみ公園内	潮見 1-29-24	H.13	H.13	公園	都	だれでもトイレ
99	潮見駅前	潮見 2-7-15	H.元	H.元	道路敷	区	だれでもトイレ
100	亀島橋際	亀戸 1-1-1	S.59	H.9	公園	区	
101	亀戸公園内	亀戸 1-22-11	S.47	S.62	公園	区	
102	松代橋際	亀戸 2-1-1	S.55	S.61	道路敷	区	
103	文泉公園内	亀戸 2-4-13	S.41	H.15	公園	区	だれでもトイレ
104	亀戸駅前公園内	亀戸 2-21-9	S.40	H.3	公園	区	だれでもトイレ
105	亀戸二丁目公園内	亀戸 2-33-2	H.2	H.2	公園	区	
106	亀戸天神際	亀戸 3-6-39	S.61	S.61	私有地	私	
107	亀戸三丁目児童遊園内	亀戸 3-12-10	S.59	S.59	児童遊園	区	
108	亀戸三丁目第二	亀戸 3-36-20	H.20	H.20	公園	区	だれでもトイレ
109	亀島公園内	亀戸 3-39-16	S.62	S.62	公園	区	
110	亀戸三丁目	亀戸 3-57-22	H.9	H.22	私有地	私	だれでもトイレ
111	亀戸三丁目公園内	亀戸 3-59-8	S.59	H.16	公園	区	だれでもトイレ
112	香取公園内	亀戸 4-27-6	S.40	S.63	公園	区	
113	水神公園内	亀戸 4-45-6	S.45	H.4	公園	区	
114	亀戸五丁目公園内	亀戸 5-24-4	S.52	H.19	公園	区	だれでもトイレ
115	亀戸五丁目第二公園内	亀戸 5-33-4	S.59	H.27	公園	区	だれでもトイレ
116	亀戸南公園内	亀戸 6-18-1	S.33	H.26	公園	区	だれでもトイレ
117	竪川第二公園内	亀戸 6-35-3	S.36	H.元	公園	区	
118	亀戸平岩公園内	亀戸 6-47-12	S.40	S.62	公園	区	
119	亀戸東公園内	亀戸 7-8-13	S.40	H.14	公園	区	だれでもトイレ
120	亀戸七丁目北公園内	亀戸 7-15-5	S.55	S.55	公園	区	
121	亀戸平岩第二公園内	亀戸 7-30-8	S.49	S.49	公園	区	
122	亀戸七丁目南公園内	亀戸 7-40-2	S.53	H.23	公園	区	だれでもトイレ
123	亀戸七丁目西公園内	亀戸 7-42-5	H.4	H.4	公園	区	
124	亀戸七丁目	亀戸 7-52-17	S.32	H.3	公園	区	だれでもトイレ
125	八千代児童遊園内	亀戸 8-6-6	H.21	H.21	児童遊園	区	だれでもトイレ
126	亀戸浅間公園内	亀戸 9-15-1	H.14	H.14	公園	区	だれでもトイレ
127	亀戸九丁目公園内	亀戸 9-20-4	S.56	H.22	公園	区	だれでもトイレ
128	亀戸九丁目緑道公園内	亀戸 9-33-30	H.6	H.6	公園	区	
129	亀戸運動公園内	亀戸 9-37-23	S.53	S.53	公園	区	
130	釜屋堀	大島 1-2-26	S.45	H.20	道路敷	区	だれでもトイレ

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

施設名		所在地	開設 年度	建築 年度	設置場所	土地 所有	施設内容・備考
131	大島一丁目公園内	大島 1-34-8	S.60	S.60	公園	区	
132	大島二丁目公園内	大島 2-11-7	S.58	S.58	公園	区	
133	大島防災公園内	大島 2-27-19	S.57	H.21	公園	区	だれでもトイレ
134	五の橋際	大島 2-31-1	S.43	H.24	道路敷	都	だれでもトイレ
135	大島緑道公園内	大島 3-22-1 先	H.5	H.5	公園	区	
136	大島三丁目	大島 3-31-15	S.32	H.15	児童遊園	区	だれでもトイレ
137	進開橋際	大島 4-1-25 先	S.28	H.21	橋台地	都	だれでもトイレ
138	大島四丁目公園内	大島 4-17-9	S.55	H.22	公園	区	だれでもトイレ
139	大島四丁目第二公園内	大島 4-21-11	S.58	S.58	公園	区	
140	大島五丁目児童遊園内	大島 5-17-6	S.59	S.59	児童遊園	区	
141	大島五丁目公園内	大島 5-27-16	S.58	H.18	公園	区	だれでもトイレ
142	竪川河川敷公園内	大島 6-2-3	S.59	H.24	公園	区	だれでもトイレ 旧大島六丁目児童遊園
143	大島六丁目第二児童遊園内	大島 6-15-5	H.16	H.16	児童遊園	区	だれでもトイレ
144	大島七丁目公園内	大島 7-27-17	S.54	H.21	公園	区	だれでもトイレ
145	大島八丁目公園内	大島 8-11-7	S.46	S.58	公園	区	
146	大島八丁目第二公園内	大島 8-21-25	S.55	H.17	公園	区	だれでもトイレ
147	東大島駅前	大島 9-3-13	S.57	H.8	道路敷	交通	だれでもトイレ
148	新六の橋際	大島 9-8-14	S.32	-	橋台地	都	休止中
149	旧中川・川の駅	大島 9-10	H.24	H.24	公園	区	だれでもトイレ
150	北砂水上公園横	北砂 1-2 先	S.59	S.59	道路敷	区	だれでもトイレ
151	北砂第二公園内	北砂 1-3-25	S.57	H.25	公園	区	だれでもトイレ
152	北砂一丁目南公園内	北砂 1-15-1	H.2	H.2	公園	区	
153	北砂二丁目公園内	北砂 2-9-14	S.55	H.19	公園	区	だれでもトイレ
154	砂町中央公園内	北砂 4-20-24	S.59	S.59	公園	区	
155	亀高児童遊園内	北砂 4-22-30	S.56	H.26	児童遊園	区	だれでもトイレ
156	北砂公園内	北砂 5-1-2	S.32	H.元	公園	区	
157	北砂五丁目	北砂 5-20-13	H.3	H.3	私有地	公団	
158	丸八児童遊園内	北砂 6-16-12	H.2	H.2	児童遊園	区	
159	北砂六丁目	北砂 6-20-19	H.3	H.3	公園	区	
160	亀高公園内	北砂 6-28-8	H.25	H.25	公園	区	だれでもトイレ
161	仙台堀川親水公園内	北砂 7-6 先	S.63	S.63	公園	区	だれでもトイレ
162	ボート場内	南砂 1-1 先	S.58	S.58	公園	区	
163	南砂一丁目公園内	南砂 1-1-5	S.56	S.56	公園	区	

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

施設名		所在地	開設 年度	建築 年度	設置場所	土地 所有	施設内容・備考
164	南砂一丁目第二公園内	南砂 1-3-18	S.56	H.25	公園	区	だれでもトイレ
165	松島橋際	南砂 1-21-12	S.39	H.2	児童遊園	区	だれでもトイレ
166	南砂緑道公園内	南砂 2-13-5 先	S.56	H.21	公園	区	だれでもトイレ
167	南砂緑道公園内第二	南砂 2-23-9	S.63	H.22	公園	区	だれでもトイレ
168	南砂二丁目公園内	南砂 2-24-4	H.4	H.4	公園	区	
169	弾正橋際	南砂 2-33-1	S.57	H.7	公園	区	だれでもトイレ
170	日曹橋公園内	南砂 3-1-1	H.16	H.16	公園	区	だれでもトイレ
171	南砂三丁目公園内	南砂 3-14-21	S.48	H.21	公園	区	だれでもトイレ
172	南砂三丁目公園内第二	南砂 3-14-21	S.57	S.57	公園	区	
173	南砂四丁目西公園内	南砂 4-3-21	S.55	S.55	公園	区	
174	南砂四丁目公園内	南砂 4-4-5	S.49	S.58	公園	区	
175	砂町橋公園内	南砂 4-12-1	S.52	H.27	公園	区	だれでもトイレ
176	境川公園内	南砂 5-6-1	S.56	S.56	公園	区	
177	金森公園内	南砂 5-19-13	S.57	H.23	公園	区	だれでもトイレ
178	南砂六丁目公園内	南砂 6-5-7	S.53	S.53	公園	区	
179	八幡	南砂 7-14-16	S.40	S.62	私有地	私	
180	東砂一丁目公園内	東砂 1-2-13	H.16	H.16	公園	区	だれでもトイレ
181	東砂二丁目	東砂 2-13-50	S.57	H.16	住宅局	都	だれでもトイレ
182	東砂三丁目公園内	東砂 3-16-8	S.57	S.57	公園	区	
183	東砂三丁目第二公園内	東砂 3-17-17	S.59	S.59	公園	区	
184	城東公園内	東砂 4-20-20	S.42	H.7	公園	区	
185	東砂六丁目公園内	東砂 6-19-8	S.61	S.61	公園	区	
186	舟入川	東砂 7-12-4	S.37	H.15	公園	区	だれでもトイレ
187	砂町公園内	東砂 7-15-3	S.41	H.27	公園	区	だれでもトイレ
188	境川橋際	東砂 7-18-10	H.4	H.4	公園	区	だれでもトイレ
189	新木場駅前	新木場 1-5-10	H.元	H.元	道路敷	区	だれでもトイレ
190	新砂あゆみ公園内	新砂 3-3-6	H.13	H.13	公園	区	だれでもトイレ
191	新砂のぞみ公園内	新砂 3-3-47	H.16	H.16	公園	区	だれでもトイレ
192	新砂めぐみ公園内	新砂 3-4-1	H.17	H.17	公園	区	だれでもトイレ
193	若洲公園内風車際	若洲 3-2-1	H.18	H.18	公園	区	東京都より移管

(江東区データブック 2016)

区が管理する橋梁、河川、公園等一覧

6. 区民農園

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

施設名		所在地	開設 年度	敷地面積 (㎡)	施設内容・備考	併設施設
1	辰巳区民農園 ・ 苗圃	辰巳 2-9-35 都立辰巳の森緑道公園内	S.53	3,142.6	区民農園 167 区画 (1 区画 10 ㎡) 苗圃 花壇用草花栽培 管理棟 1	
2	城東区民農園	東砂 4-20-17 区立城東公園内	H.16	3,174.5	区民農園 193 区画 (1 区画 10 ㎡)	みどり館 (休憩室、展示室、農園管理人室、公園管理詰所)
3	[民] 夢の島区民農園	夢の島 1-1-2	H.24	7,700.0	区民農園 個人 187 区画(1 区画 10 ㎡) 団体 3 区画(1 区画 30 ㎡) 管理棟 1 バーベキュー施設 5 駐車場 (普通車 47 台、二輪車 10 台)	

(江東区データブック 2016)